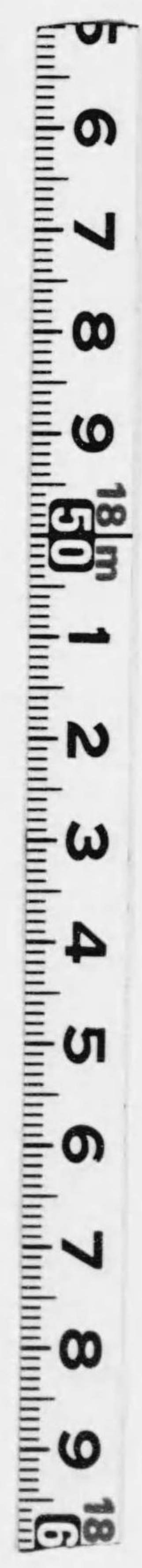


340
31



始





國史叢書

將

軍

記

一

大正
4. 4. 26
内交

評 文學博士 萩野由之
 議 文學博士 黑板勝美
 員 文學博士 松本愛重
 文學士 笹川臨風
 文學士 菊池謙三郎
 文學博士 三宅米吉

黑川真道編

(順八口イ)

國史研究會藏版

解題

將軍記二十卷

(本卷は前編として第十五卷迄を收め第十六卷以下は之を後編に收む)

本書は、林道春が、將軍家光の命を受けて、寛永十八十九の兩年に涉りて編輯したる將軍家譜を和解し、讀み易からしめたるものなり。

本書内容は、鎌倉將軍家頼朝・頼家・實朝の三代、次に頼經・頼嗣の二代、次に將軍宮宗尊親王・惟康親王・久明親王・守邦親王の四代、以上九代の將軍と、京都將軍家尊氏・義詮・義満・義持・義量・義教・義勝・義政・義尙・義視・義材・義澄・義晴・義輝・義昭の十五代と、織田信長・豊臣秀吉の各家譜を記したるものなり。

本書一名「將軍傳」といふ。吉田一保の和漢軍書要覽卷上に云、「日本將軍家譜七卷 林道春撰同抄將軍傳トモ云」と見えたり。されば本書は、一名「將軍傳」といへるなり。

本書作者を記さず。但國書解題には、左の通り記されたり。

將軍記十七卷 林道春

保元三年戊寅（一八一八）、源賴朝が、皇后宮權少進に任せらるゝ事より、慶長三年戊戌（二二五八）、豊臣秀吉薨去に至る歴代將軍の事績を、年序を逐うて記したるものなり。寛文四年甲辰（二二二四）の刊行にかゝる。

と記載せられたり。是に依れば、道春が自著を、又和解したるものといふべし。

然れども多田氏の合類書籍目録卷三には、左の通り記されたり。

將軍家譜 七 林道春作

本邦ノ將軍鎌倉・京都・織田・信長・秀吉公等ノ世譜也。

將軍記 十七 松雲誌之

家譜ヲ和語ニ改メタリ。

と記載せられたり。是に依れば、松雲といへる人の和解せしこと、知られたり。惜むらくは、松雲の傳記の知られざるにあり。眞道按ずるに、本書は林道春の將軍家

譜を和解したるものなれば、作者の遠慮より氏名を掲げざれども、松雲といへる人の作なることは、傳へたるものなるべしと推察せらるゝなり。作者につきては、後の考を俟たむ。此の年寛文四年の出版に係れり。

大正四年四月

黒川眞道識

例言

- 一、原本二十卷なるも、本卷には、第十五卷迄を採收して之を前編とし、第十六卷以下は、後編として、分冊収載する事とせり。
- 一、原本は十七卷と稱するも、中合冊せるものあり。今二十卷となれるものは、各此等を分冊刊行せるが爲なり。
- 一、本書は、將軍家譜を和解したるものなりと雖も、詞遣には、筆者の譯語を加へて文體の流暢を計れる個所多く、従うて原本の漢文其儘ならざるものあり。
- 一、本書中の註記は、悉く原本にありしものゝみにして、當編輯部の註記に係れるものにあらず。
- 一、讀誦の平易を期するが爲め、語尾を補ひたるもの少なからずと雖も、其他は全體に於て、原本の儘に従ひたり。

目次

將軍記 一

第一 鎌倉將軍記……………一

 第一代 右大將源賴朝……………一

 第二 同……………三

 第二代 源賴家……………三

 第三 同……………四

 第三代 源實朝……………四

 第四 同……………五

 第四代 藤原賴經 第五代 藤原賴嗣……………五

 第五 同……………六

第六代 宗尊親王 第七代 惟康親王 第八代 久明親王

第九代 守邦親王

第六 京都將軍記……………一〇九

第一代 源尊氏 第二代 源義詮

第七 同……………一四三

第三代 源義滿

第八 同……………一六九

第四代 源義持 第五代 源義量 第六代 源義教 第七代 源義勝

第九 同……………一九二

第八代 源義政 第九代 源義尙

第十 同……………二一九

源義視 第十代 源義材 第十一代 源義澄 第十二代 源義晴

第十三代 源義輝

源義昭

第十一……………二六三

織田信長記 一

第十二……………三〇一

同 二

第十三……………三三四

同 三

第十四……………三七四

豐臣秀吉記 上之一

第十五……………四一〇

同 上之二

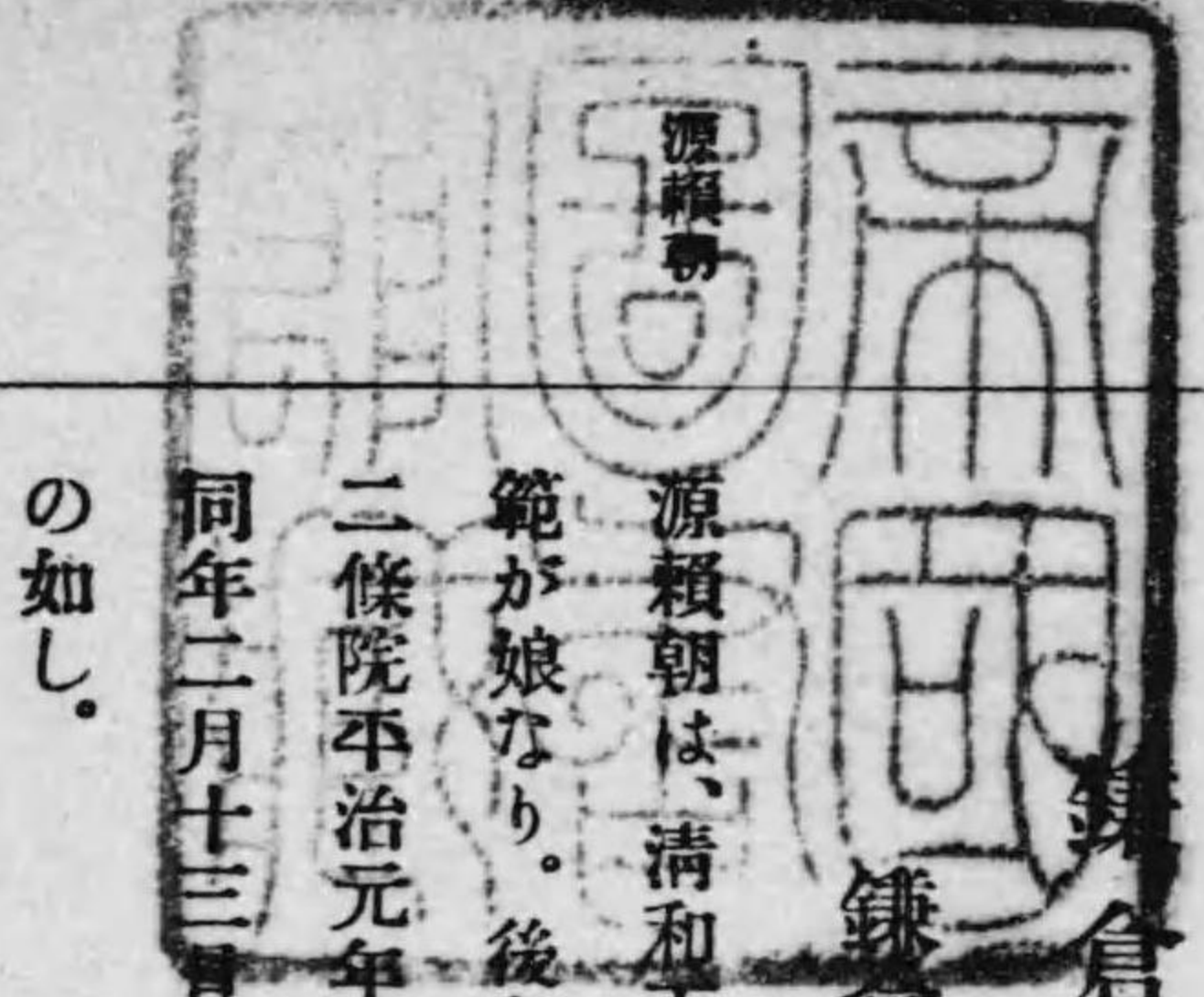
目次終



將軍記第一

鎌倉將軍記

鎌倉第一代 右大將源賴朝



源賴朝は、清和天皇第十代の後胤、左馬頭源義朝の三男、母は熱田大宮司散位藤原秀範が娘なり。後白川院保元三年二月三日、皇后宮權少進に任せらる。時に年十二歳。二條院平治元年正月廿九日、右近將監に任せらる。

同年二月十三日、皇后宮權少進を停めて、上西門院藏人に補せらる。右近將監は元の如し。

同年六月廿八日、内藏人となる。同十二月十四日、右兵衛佐に任せらる。

同月廿七日、父義朝、右衛門督藤原信賴に與して、平清盛と合戦す。時に源家累代傳

鎌倉第一代 右大將源賴朝

頼朝捕へ
られ伊豆
に流さる

ふる所の源太が産衣の鎧、并に鬚切の太刀を頼朝に授けて、同じく戰場にありしが、義朝の軍敗北して、東國に落ちたる。頼朝同じく打連れしに、大に勞れて、馬上に眠りつゝ、父に打遅れて引下り、只一騎、江州森山に到る。里人出でて頼朝を捕へんとす。頼朝鬚切を抜いて、二人斬殺す。里人恐れて逃散りぬ。其間に父義朝、鎌田兵衛政家初めは次郎政清と號せし者を返して、頼朝を尋ねしむ。既に鎌田尋ね逢ひて、義朝に追付きたり。斯くて又打後れて、義朝を見失ひ、頼朝只一騎道に迷ひ、然も大雪を凌ぎて、淺井の北郡に到り、暫く民の家に入り給ふ。主、憐み勞はりて、爰に留めて年を越えつゝ、明年二月、雪やうく消ゆる程、首途とて、美濃國青墓に赴き、直に不破の關ヶ原に到る。平家の家人彌平兵衛宗清に生捕られて、六波羅に連れて來る。清盛、之を殺すべきに定めし所に、清盛の繼母池の禪尼、強ちに歎きて、命を乞ふ故に、死刑を宥めて、伊豆國に流す。時に永曆元年三月十一日、頼朝の年十四歳なり。安元元年、頼朝は、伊豆國蛭小島伊東入道祐親が家にあり。祐親之を害せんとす。祐親が子九郎祐兼、潜に告知らせて、頼朝を落す。頼朝忍びて、同國北條が館に入

平家追討
の令旨を
賜はる

り給ふ。藤九郎盛長、佐々木三郎盛綱、相隨うて離れず。北條四郎時政は、伊豆の國勇士にて、上野介平直方が五代の孫なり。時政、我が娘政子を妻して、頼朝を婿とす。治承三年、高雄の文覺上人、伊豆國に流され、潜に頼朝に來り謁す。同四年、源三位入道頼政、子息仲綱と、平家を討たんと企て、四月九日の夜、一院第二の宮茂仁親王或は以仁と號すの、三條高倉の御所に參りて、御謀叛を申勸め、即ち諸國の源氏等に、令旨を申行ふ。新宮十郎義盛爲義が末子なり在京しけるを、八條藏人に任じ、十郎行家と改名し、令旨の御使とす。先づ東國に觸遣し、伊豆國北條が館に行かしめ、兵衛佐頼朝に令旨を下さる。頼朝は、去ぬる永曆元年三月十一日、當國へ流されしより、廿餘年を送り、年廿四歳に至る。平相國清盛、天下の權を執り、悪行重疊せり。今是れ令旨を給はりぬ。義兵を擧げて、天の與ふるを取るべき時節なりと、大に勇みをなせり。

同八月十七日の夜、頼朝、即ち北條時政、佐々木定綱、經高、盛綱、高綱兄弟四人、土肥土屋、岡崎、佐奈太等八十餘騎を遣して、山木判官平兼隆を打たせらる。加藤次景廉、山

將軍記第一

木が首を取る。兼隆は平家の一族なり。

頼朝兵を
擧ぐ

頼朝義兵を擧げ、山木判官を打ち給ひぬと聞えしかば、源家譜代の輩馳集る。頼朝は、相模の土肥に赴き、廿三日、石橋山に陣取り給ふ。軍勢三百餘騎。大場三郎景親、俣野五郎景尚以下三千餘騎にて、石橋山にして戦ふ。頼朝僅に七騎になりて、杉山に籠る。土肥二郎實平之に隨ふ。梶原平三景時は、大場が軍中にありけるが、潜に志を頼朝に通じて、大場を欺きて、陣を退けたり。夫より頼朝遁れて箱根に至り、又土肥の眞名鶴が崎より舟に乗りて、安房に赴く。三浦の一族來り隨ふ。九月十三日、安房より、上總に赴き給ふ。軍兵三百餘騎なり。同十七日、下總國に向ひ給ふ。千葉介常胤、子息胤正以下馳せ參る。同十九日、上總權介廣常、二萬餘騎を率して參上す。頼朝度々催促する所に、遲參する條不審なりと仰せらる。廣常、大軍を以て馳せ參す、頼朝喜び給はんと思ひしに、遲參を咎めらるゝ事、天下を知るべき心根ありと感じて、恐れ隨ふ。十月二日、頼朝、三萬餘騎にて武藏國に赴く。

龜岡八幡
宮建立

同四日、畠山次郎重忠馳せ加はる。同六日、相模國に至り給ふ。畠山先陣、千葉介後陣として、其間に關東八州甲斐の源氏等、皆隨ひ付きて、數萬騎に及び、鎌倉に着き給ふ。同九日、大庭平太景義大場三郎景親の兄なり奉行として、御亭の作事を始めらる。暫く山内の兼道が家を點じて、移り給ふ。此家は、其上正曆年中に立て、より、終に火災なし。阿倍晴明が地祭して、鎮宅の符を押しける故なり。次の日、御臺所政子入御あり、景義、迎へ入れ奉りし。同十二日、小林郷の北の山を點じて、社頭を構へ、鶴ヶ岡の八幡宮を移し奉らる。走湯の専光房は、頼朝年來の師檀なれば、暫く別當職とせらる。此本社は、後冷泉院の御宇に、伊豫守源朝臣頼義、敕定を承りて、安倍貞任を攻められし時、康平六年の秋八月、潜に石清水を勸請して、由比郷今之を下の若宮と申すに崇められしを、永保元年二月に、頼義の子陸奥守義家八幡太郎と號す、修理を加へられしを、今又小林の郷に移し參り給ふ。十八日、大庭三郎景親、平家大軍にして、駿河國手越迄下りしと聞きて、其陣に加は

らんと、一千餘騎を率して、足柄を越えて押出し給ふ。景親、恐れて河村山に逃隠る。其暮方に、黄瀬川に着き給ふ。来る廿四日を以て、箭合と定む。

十九日、伊東次郎祐親法師、平家小松少將維盛、大軍を以て攻下らるゝに馳せ付かんとて、伊豆の國鯉名のとまりに泛べ、海上より廻らんとしけるを、天野藤内遠景、押寄せて生捕り、黄瀬川の御陣に參る。三浦二郎義澄は、祐親が聲なれば申預かりぬ。先年祐親法師、頼朝を討たんとせしを、祐親が二男九郎祐泰〔前に祐兼〕告知らせ奉りて、落し參らせし其恩深し、勸賞あるべしと仰あり。祐泰申す、父既に御敵として囚人たり、其子として、いかでか御恩賞を受くべき、只御暇給はらんとて、平家に參りぬ。

富士河對陣
平維盛等
敗走

同廿日、頼朝、駿河國賀島に赴く。平家小松少將維盛・薩摩守忠度・三川守知度大將軍として、齋藤別當眞盛〔さねもり〕・上總介忠清以下數萬騎にて、富士川の西の岸に陣取る。夜半計に、武田太郎信義、潜に平家の陣の後に參り関を作る。富士沼に集り居たる水鳥、一同に群り立ちて、其羽音、偏に軍勢の押寄するに似たり。平家、すはや源氏が

押寄するぞ。東國は皆頼朝の家人なり。我等前後を取圍まれては叶ふべからずとて、陣中亂れて、我れ先にと、都を指して落上りぬ。

頼朝、軍兵を進めて上洛し、平家を討たんと議せらる。千葉三浦上總介等諫めていはく、常陸國佐竹太郎義政・同冠者秀義は、大軍の者にて、未だ御味方に參らず。其外東國に、平家に心を通はす者多し。是等を従へてこそとて、即ち武田太郎信義を駿河國に居き、安田三郎義定に、遠江を守らしめらる。九郎冠者義經、奥州より黄瀬川に來りて、頼朝に謁す。互に古の事を語りて涙を催す。往このかみ當白川院の御宇永保三年九月、曾祖陸奥守源朝臣義家、奥州の三郎武衡・四郎家衡を攻められ、合戦ありける所に、義家の舍弟右兵衛尉義光、此事を聞きて、弦袋を内裡の殿上に掛置き、潛に都を出でて奥州に下り、兄の陣中に加はり、敵を亡しける。其佳例に叶へりとて、頼朝大に喜び感せらる。廿三日、頼朝、相模國府に歸りて、北條・千葉・三浦以下に、勳功の賞行はる。大庭三郎景親、降人に出でたり。上總介廣常に預けらる。其外石橋山合戦の餘黨、皆預けらる。同廿六日、景親が首を刎ねらる。

頼朝義經
對面

佐竹秀義
を討つ

十一月四日、頼朝、常陸國府に着き給ふ。佐竹が一族家人、國中みちに満々たり。千葉、三浦、土肥上總介等に仰せて、計策を廻らさる。佐竹義政は、上總介廣常に誘引せられて、大矢橋の邊に来る。廣常に仰せて誅せられしかば、其手の郎等、皆落失せぬ。佐竹冠者秀義は、父四郎隆義在京して平家にあり、此故に思慮を巡らし、秀義は、當國金砂城に引籠る。頼朝即ち土肥實平、和田義盛、土屋宗遠、佐々木定綱、盛綱、熊谷直實、平山季重以下、數千騎を差向けらる。然れども城の要害、險阻にして攻め難し。秀義が叔父佐竹藏人は欲心深く、又武勇知謀あり、廣常謀りて返忠せしめ、城を燒拂ふ。秀義落ちて、奥州花園の城に籠ると云々。

十七日、頼朝、鎌倉に歸り、和田小太郎義盛を以て、侍所別當に補せらる。先年義盛、此職を望みし時、御許容ありけるに依つてなり。

十二月十二日、鎌倉大倉郷の新館わたましに移徙あり。出仕の侍三百十一人、又御家人等、皆其廻めぐりに館を構へて移り住む。夫より此方、東國の輩、其政道正しきに歸伏し、推して鎌倉主かまくらと申す。今日園城寺、平家の爲に燒拂はる。堂舎經論、皆灰燼となる。

重衡東大
興福兩寺
を燒く

同廿八日、平家重衡朝臣、東大興福兩寺を燒拂ふ。堂舎佛像經論、残らず回祿す。右先年高倉の宮に與せし事を、平家憤りて斯くの如し。

治承五年正月十一日、梶原平三景時、頼朝の仰によりて、始めて御前に參す。去年の冬より、實平が許にありけり。文筆に携はらず、只言語を巧にする士なり。専ら御意に相叶へり。

清盛死去

閏二月四日、入道平相國薨す。先年兵衛佐頼朝、義兵を擧げしと聞きて、清盛大に怒つて曰く、池の禪尼強ちに歎かれし故に、頼朝幼少の者なれば、何の事かあるべきと思ひ、命を助けて東國に流す。東國は皆、源氏の譜代家人の者共なり。夫に東國へ流しけるは、頼朝を守護して、淨海が一門を亡すべしと、いはぬ計りの結構なり。入道が不覺しつるものかなと、座にも堪たらず、跳上りくせられしとかや。入道相國、去月廿五日より病づきて、今日薨せらる。其遺言にも、京都にして追善すべからず。如何にもして頼朝が首を取りて、我塚の前に備へよと、申されしとかや。

壽永二年四月五日、頼朝、江島に赴き給ふ。北條、足利、土肥、佐々木、和田、三浦等御供

あり。是れ高雄の文覺上人、頼朝の御願を祈らんが爲に、辨財天を江島に勸請あり、始めて供養ありける故なり。其日鳥居を立てられて歸り給ふ。金洗澤の邊にして、牛追物を見給ふ。下河邊庄司・和田小太郎・小山田三郎以下、其箭員ヤカキに従つて、色草絹絹等を賜ふ。

頼家誕生

八月十二日酉刻、御臺所男子御平産。御驗者は専光房阿闍梨良暹、鳴弦は師岳兵衛尉重經、河越太郎重頼が妻御乳付に參る。御守刀は、宇津宮・畠山・土屋和田・梶原等奉る。御家人等、馬を奉る二百餘疋。

範頼義經
義仲を攻
む
義仲戰死

壽永二年、平家都を落ちて西海に赴き、木曾の冠者京に入りて、征夷大將軍の宣を蒙り、悪行又平家の二の舞なり。同じき三年正月廿日、頼朝此由聞きて、木曾義仲退治の爲め、舍弟蒲冠者範頼・源九郎義經に、數萬騎の軍兵を差添へて、攻上らしめらる。範頼は勢多より、義經は宇治より、都に押入りたり。木曾終に敗北して、近江國に至る。一條次郎忠頼以下の軍兵、粟津にして戰ふ。相模國の住人石田次郎、木曾義仲が首を取る。

二月五日、範頼大手の義經搦手の軍勢を進めて、攝津國一ノ谷に赴く。同七日、義經越落して、一ノ谷を攻め落す。越前三位通盛、薩摩守忠度・越中前司盛俊以下、一千餘騎を討取り、本三位中將重衡を生捕りて鎌倉に送る。

頼朝、朝務の事に於て、所存四ヶ條を記して、大藏卿高階泰經を以て奏聞せらる。一には朝務の事、二には平家追討の事、三には諸社神領等の事、四には佛事舊例の事。三月一日、頼朝御下文を、鎮西九國の住人等の中に遣し、早く御家人となりて本領を安堵し、平家を追討すべしとなり。

四月八日、源九郎の使者、京より下着す。去月廿七日除目あり、頼朝正四位下に敘せらる。是れ義仲追討の賞なり。

池大納言頼盛は、先年平家都落の時、頼朝御内通の旨ありて、落止まり給ふ。是れ故池禪尼の恩を報せんが爲めに、頼盛の勅勘を申宥め、家領卅四ヶ所、元の如く受領せしめらる。

十六日、壽永三年を改めて、元暦元年とす。

四月廿三日、志水冠者義高、落失せたり。去ぬる壽永元年三月の頃、甲斐源氏武田五郎信光が申狀に依つて、木曾義仲と頼朝と不快して、頼朝十萬餘騎を率して、木曾を討たんとて軍立あり。義仲、平家追討の大事を、前に拘へ乍ら、一門の同士軍は、他家の嘲なりとて、別心なき由申遣し、子息志水の冠者を人質に出す。頼朝、我子にすべしとて、鎌倉に置かれ、即ち姫君を妻せて智とせらる。然るに父の義仲勅勤を蒙り、粟津にして討たれしと聞く。又其子なれば、頼朝を窺ひ計るべしや、只誅せられて然るべきかの由、内々思召立ちて、近習の兵に仰含めらる。姫君方の女房達、此企を聞出し、姫君に告げたり。此故に志水冠者、女房の姿になりて、忍びて鎌倉を落ちられたり。始め人質出せし時に、海野小太郎幸氏といふ者、志水と同年にて、十一歳の時、相添へて渡されし。幸氏を止めて、志水に真似て置かれしも、顯はれければ、頼朝大に怒り給ひ、幸氏を召し縛め、軍兵を方々に遣して、討止めよとの仰なり。

同廿六日、堀藤次親家が郎從藤内光澄といふ者、入間河原に於て、志水冠者を誅す。

公文所を
設く

此事姫君聞き給ひて、愁歎の餘り、穀水を斷ち給ふ。御母御臺深く憐み悲み給ふ。六月廿七日、姫君御歎き故、病重く痛はり給ふ。縦令仰なりとも、姫君の方へ、仔細をことわらずやと、御母御臺、強く御憤ありければ、頼朝も免るべき理なく、堀藤次が郎等藤内光澄、首を刎ねらる。

八月廿四日、新に公文所を作る。今日柱立棟上あり。安藝介中原廣元を別當とす。文治元年正月、蒲冠者範頼を、長門國赤間關に遣し、夫より豊後國に渡りて、平家を攻めらる。豊後國住人臼杵二郎惟隆、同弟緒方三郎惟榮等、範頼の命によりて、八十艘の兵船を奉り、又周防國住人宇佐郡木上七遠隆といふ者、兵糧米を奉る。

二月十六日、源九郎義經、讃岐國八島に赴く。十九日辰刻、判官義經群高松の在家を燒拂ふ。八島の城攻落されて、先帝内裏を落ち給ふ。前内府宗盛以下の一族等、舟に乗りて海上に浮ぶ。後藤兵衛實基、佐藤三郎兵衛繼信以下、八島の内裏を燒拂ふ。三月廿四日、長門國赤間關壇浦の海上にして、源平三町餘を隔て、舟軍あり。午刻計りに平家打負け、二位禪尼清盛の妻室は寶劔を持ち、按察局は、先帝安徳天皇なり春秋八歳を抱き奉

平家八島
を落つ

壇浦合戦
安徳帝御
入水

りて、海底に入り給ふ。其外の一族軍兵、或は討たれ或は海に沈む。前内府宗盛子
息清宗は生捕られ、神璽内侍所は、帝都に返し送り奉る。

頼朝義經
不和

九郎判官義經、平家を打ちて大功ありと雖も、萬づ雅意に任せ、私の思ある由、梶原景
時申すに付きて、頼朝御氣色あり。同五月七日、別心の私なき由、起請文を書きて、
龜井六郎を使者として、鎌倉に遣し、因幡前司廣元申次ぐと雖も、御許容なし。同十
一日、平家追罰の賞として、去月廿七日、從二位に敘せらる。除書今日到着す。

十五日、義經、平家の内府宗盛父子を將て、鎌倉に下らる。北條四郎時政を、酒勾の
宿に出し、生捕を迎取り、小山七郎朝光御使として、義經は、鎌倉に參るべからずと
云々。

宗盛清宗
討たる

重衡討た
る

義經、前内府を具して、又歸洛す。誠に歎くべし、武功空しく埋没す。頼朝卿、橘馬
允以下の軍兵を差添へて上らる。六月廿一日、江州篠原にして、橘馬允、内府宗盛
を誅す。野路の宿にて、堀彌太郎景光、右衛門督清宗を誅す、重衡は、今日京に入り
給ふ。次の日南都に遣さる。木津川の邊にして誅せらる。

頼朝、父左馬頭義朝の御爲め、一つの伽藍を立つべき由奏聞あり。法皇寂感の餘り、
去ぬる十二日五月判官に仰せて、東の獄門の邊にして、故左馬頭の首を尋出され、
鎌田正清が首を相添へ、江判官公朝を敕使として、鎌倉に下さる。同卅日に下着
す。頼朝、稻瀬川の邊に出向ふ。件の遺骨は、文覺上人の弟子、頭に懸けて下る。頼
朝、之を自ら受取り給ふ。

六月二日子刻、故左馬頭の遺骨、并に正清が骨を添へて、南の御堂の地に葬る。路
次は輿を用ひらる。同四日、敕使江判官歸洛。頼朝の餞物大なり。

土佐房昌
俊義經を
襲ふ

十月十七日、頼朝の命に依つて、土佐房昌俊、水尾谷十郎以下、六十餘騎の軍士を率
して、關東より上洛し、伊豫守大夫判官義經の、六條室町の家を夜討す。昌俊敗北
す。同廿六日、昌俊其郎從二人と、鞍馬山の奥より搦め來り、六條河原にて誅す。
十月廿一日、南の御堂に、本尊を渡し奉る。丈六の金色の彌陀如來、成朝佛師が作
なり。

同廿四日、南御堂勝長壽院、供養を遂げらる。導師は三井の本覺院僧正公顯なり。

法會の儀式嚴重なり。賴朝卿は、束帶して歩行あり。隨兵十四人、千葉・畠山・三浦・武田等なり。小山五郎家政、御劔を持ち、佐々木四郎左衛門尉高綱、御鎧を着す。布衣卅二人、次隨兵十六人、次門外伺候の隨兵六十人、和田・梶原之を奉行す。佐々木高綱御鎧を着し、脇立を甲上に着す。觀る者之を失れりと思ふ。高綱が曰、主君の御鎧を着する日、若し事あるの時は、先づ脇立を取つて參らするものなり、是れ勇士の故實なりといへり。布施被物、色々美を盡せりと云々。

廿九日、賴朝上洛の首途あり。
十一月三日、備前守行家伊豫守義經、京都を出でて西國に赴く。其勢二百餘騎、尼崎大物浦より、舟に乗らんとす。大風浪をあぐる。舟更に渡るべからず。軍勢散々になりて、僅に四人になりて逐電す、此由賴朝、黃瀬川にして聞き給ひ、上洛を止めて、鎌倉に歸り給ふ。

因幡前司廣元申して曰く、世既に澆季にして、人又梟惡なり。天下反逆の輩、更に絶ゆべからず。東國の事は、御居住なれば、靜にもあるべし。西北國は、定めて奸濫

の企を起さんか。之を鎮められん爲めに、毎度軍勢を催し發向せしめ給はゞ、人の煩、國の費多からん。此次に、諸國の庄園に、守護地頭を居る置かれなば、其恐あるべからず。早く申受け給へかすと申す。賴朝大に甘心し給ふ。是に依つて十一月廿五日、北條四郎時政上洛あり。同廿八日、奏聞を経て、いよく諸國の守護地頭權門勢家の庄公を論せず、段別五斗宛の兵糧米を宛課すべきの由申さるゝ。次の日赦許あり。

十二月八日、吉野の執行伊豫守義經の妾靜女を、藏王堂の邊に捕へて、北條殿に參らす。

十七日、平家の子息、京都に隠れたるを尋出して殺す。小松三位維盛の息六代を、遍昭寺の奥にして、尋ね虜る。高雄の文覺、使僧を關東に下して申預かる。

文治二年三月に、六十六ヶ國に總追捕使并地頭を補せらる。是に依つて諸國守護を置きて、國司の威を押へ、僅に吏務の名のみあり。あらゆる庄園村里に、地頭を補して居るらる。此故に、本所はなきが如くなりけり。

諸國に守護地頭を置く

靜女、今日三月一日鎌倉に下着す。同六日、義經の行方を尋ねらるゝに、吉野山に籠りて、逐電せし後は、知らずと申す。同四月八日、頼朝卿、同御臺所、鶴岡に社參あり。靜を廻廊に召して、其藝を見給ふ。和歌の曲、頼朝の心に叶はず。工藤祐經鼓を打ち、島山重忠銅拍子を打ちたり。御臺所、靜が心を憐れみ、御衣を出してかづけ給ふ。

五月十二日、和泉國小木郷の在廳、日向權守清實が家の邊、民家の二階にして、備前守行家を打取る。北條が殘し置く京都の侍に、兼仗時定、常陸房昌明等を打取る。

七月廿九日、靜女男子を産む。是れ伊豫守義經の子なり。女子ならば母に返すべきを、男子たる上は、將來の爲め恐ありとて、安達新三郎行向ふ。靜が母磯野禪師、歎きしかども、終に奪ひ取り、由比の濱にして殺す。

八月十五日、頼朝卿、鶴ヶ岡に參詣あり。西行法師に逢ひ給ふ。鳥羽院の北面にて、俗名佐藤兵衛憲清と號せし。保延三年八月に遁世す。秀郷九代の後胤として、弓馬武勇の名ありしも、今は花月風詠の外、更に他なし。其夜弓馬の事共雜談して、次の日出でて行く。頼朝卿、留め給へども留まらず。頼朝、餞に、銀の猫を給はる。西行門

義經、秀衛に頼る

外にして、遊ぶ子供に與へたり。奥州の秀衛は、西行が一族なり、俊乗坊重源上人、東大寺勸進の爲め契約して、奥州に下る。道の次に、西行、鶴ヶ岡に巡禮せしとなり。九月廿二日、糟屋藤太有季、京都にして、義經の家人堀彌太郎景光を生捕る。又中御門東洞院にして、佐藤忠信を誅す。

文治三年二月十日、前伊豫守義經、妻子を相具し、伊勢美濃を経て、奥州秀衛が許に赴く。皆山伏の姿を眞似たり。三月十日、土佐國の住人夜須七郎行宗と梶原平三景時と、對決の事、頼朝直に批判し給ふ。行宗は、源平壇の浦合戦の時、平氏の家人周防國の住人岩國二郎兼秀、同三郎兼末を生捕り、召進す。其賞行はるべき由、日頃言上する所に、景時支へ申して曰、梶原、平家追討の時軍奉行せしなり。其合戦の頃、夜須と名乗りし者なし。岩國兄弟は、降人に出でたる者なり。行家うちは好り申す由、夜須七郎申して曰く、其時は、春日部兵衛尉が舟に乗りしと申す。春日部を召して尋ね問はるゝ所に、勿論此事僞にあらずと、證人に立ちける上は、恩賞行はるべきに、仰含めらる。景時は、讒訴の科に、鎌倉中の道を作らしめ給ふ。

閑院の皇居、去々年七月の大地震に破れ崩る。御修理を致さるべき由、其沙汰あり。七月十八日、仁田四郎忠常が妻、伊豆の三島に參詣す。洪水の故、舟に乗りて、江尻の渡に至る所に、逆浪漲りて舟を覆す、乗合の男女皆水底に入りしを、希有にして助かりぬ。忠常が妻一人没れ死す。此女房は、信力深き人にて、稚き昔より今に至る迄、毎月闕さず、三島の社に詣でたり。然るに去ぬる正月に、夫重病を受けて、死すべきに極まりしを、此女房願書を捧げて、三島の社に、夫仁田忠常が命に替らんと祈りしが、明神の御納受にて、夫が身代りに立て給ひけん、貞女の志を、時の人口遊くちづまび感じけり。

九月廿七日、畠山二郎重忠、囚人となりて、千葉新介胤正に預けらる。是れ去ぬる六月廿九日、雑色正光を御使として、御書を伊勢國に下さる。是れ勢州沼田の御厨は、畠山が所領として、地頭職なり。然るを重忠が代官、別當眞正といふ者、負部いなべ大領家綱が所從等が家を追却し、資財を取掠めたり。家綱即ち神人を以て、訴へ申さしむ。鎌倉主より、重忠を召縛めて、仔細を尋ねらるゝに、代官眞正が所爲しわざ、更に

存せずと申さる。されども先づ畠山が所領四ヶ所を沒收し給ふ。

十月四日、千葉新介胤正、參じ申して曰く、畠山重忠召籠められて七ヶ日に及ぶ。此間更に食を止め、眠を忘れ、又言葉を止めて物いはず。詞を盡して膳を勸むれども、許容せず。顔色漸く悴かけ衰ふ。世の中の事、今は思ひ切つたるかと見えたる由。免許あるべきかと云々。頼朝驚き思召して、許し給ふ。胤正歸りて、重忠を具して御前に出でつゝ、退出して直に武藏國に下向す。

廿五日、閑院修造の功、既に成りぬ。來月上旬に、御遷幸あるべしと云々。

廿九日、鎮守府將軍兼陸奥守從五位上藤原朝臣秀衡法師、陸奥國平泉館にして卒す。嫡男泰衡に遺言して曰く、前伊豫守義經を、大將軍に仰ぎて國を治めよ、然らずば頼朝に、國家を奪はるべしと云々。

十一月十四日、梶原平三景時申して曰く、畠山重忠、武藏國菅屋館に行籠り、反逆の企ある由、一族共皆國々に歸ると申す。此故に朝政行平、義澄、義盛等に議せられしに、小山七郎朝光申して曰く、重忠は、道理に暗からず、忠直ある者なり。いかでか

謀叛あるべき。御使を以て、實否を聞かしめ給ふべきかと。下河邊行平は、弓馬の友なりとて遣さる。

廿一日、行平、重忠を相具して歸り來る。梶原景時が曰く、反逆の企なくば起請文を書進せらるべしと。重忠の曰く、重忠が如き武勇の侍が、人の財寶を掠め取りて世を渡るなどいはい、恥辱なるべし。謀叛を企つるといはれんは、武士の眉目なり。但一度源氏に参りて、大將を仰ぎ奉るより此方は、更に二心なし。夫に此殃に逢ふ事は運の盡なり。重忠は、心と言葉と違ふる者にてはなし。起請文は偽がたましき者の上にこそあるべけれ。起請を信じて、言葉を疑はれんは、重忠などが身には、あるべくもなし。某偽なき者とは、兼てより知召さるべしと云々。景時此趣披露す。頼朝是非の差別なく、重忠を御前に召して、世間の雑談のみにして終りぬ。

文治五年正月十三日の晩に及びて、小舍人荒四郎、使者として参着す。去ぬる五日、從二位を、正二位に敘せしめ給ふと云々。

十九日、若君の御方、風流の結構として、大臣大饗の儀を移さる。藤判官邦通、有職

として此事を營む。然るに近衛司相交りて、平胡籙の差しやう、九緒の付けやうを儘に知らず。三浦介が預り平氏囚人の内、武藤小次郎資頼といふ者平氏の家人監物太郎頼方が弟なりの箭をさす事、故實を存せし旨を申す。三浦義澄、即ち御氣色を伺ひて曰く、資頼を召して仰付けらるべきか。若君御吉事の義なれば、囚人として之を勤めば、忌々しく恐ある由申されしかば、頼朝卿、御許ありて沙汰せしめらる。資頼、愁の眉を開きて、之を調進し奉る。一藝既に身を助けし事、誠に斯くの如し。

大内の殿舎門廻廊築垣等、破損せしむるの間、修造して奉らるべき由、去月十七日の院宣、既に三月十一日に到來す。頼朝卿御請文ありて、御修理を加へらる。

閏四月卅日、奥州の泰衡、軍兵を以て、伊豫守義經の衣川の館を攻めて合戦あり。義經の家人等、防ぎ戦うて討死す。義經、持佛堂に入りて、妻子を害して後自害す。泰衡は、院宣兩度並に頼朝卿嚴命に依つて斯くの如し。

六月廿六日、奥州の泰衡、其弟泉三郎忠衡を誅す。是れ伊豫守義經と一味せし故に、宣旨ありて泰衡之を誅戮す。奥州の泰衡、伊豫守を討つべしと、宣旨兩度に及び、頼

義經自殺

朝卿度々仰せ遣せしに、義經を打參らすると雖も、日頃宣旨を用ひず、怠り侍る事、其科遁れ難し。泰衡を攻むべき由、憤り申され、京都に奏聞を遂げ、人數を催さる。七月八日、千葉介常胤に仰せて、新造の御旗を奉らせらる。去ぬる治承四年、千葉介軍勢を率して、頼朝の陣に馳せ参りしより、諸國皆隨ひ奉るも、例に依りて、別して御旗の事仰付けらる。旗の式法は、入道前將軍頼義、其上安倍貞任、鳥海宗任、退治の時の御旗の如し。寸法は一丈二尺二幅なり。白糸を以て、上に伊勢太神宮八幡大菩薩といふ事を縫ひ參らせ、下には山鳩二羽差向ひて縫はせらる。今度も、奥州追伐の御旗なれば、其佳例を移されたり。

十九日、頼朝卿、泰衡追討の首途、先陣は畠山重忠なり。八月七日、奥州伊達郡阿津加志山に着き給ふ。泰衡要害を構へ、錦戸太郎國衡を大將として二萬餘騎、防ぎ戦ふに、打負けて引退く。泰衡が郎從佐藤信夫庄司次信忠信等が父なり軍勢を以て、石那坂の上に陣取り、戦ひ死す。錦戸國衡は、和田義盛が矢に中りて死す。泰衡は、岩井郡平泉の館に籠る。爰をも攻落され、館に火をかけて、厨河の邊に忍び居たりしが、同九月

頼朝、泰
衡追伐

三日、譜代の郎等河田次郎といふ者、年來の恩を忘れ、泰衡が首取りて、頼朝卿に奉る。是れ主を殺す八虐の科あり、後代の見せしめなりとて、河田を殺させらる。

同九月十四日、頼朝卿、陸奥出羽兩國の、田文以下の文書を求め給ふ。平泉の館炎上の時、焼亡びて之なし。古き人に、之を知る輩ありやと尋ねらるゝに、奥州の住人豊前介實俊、其弟橘藤五實昌二人、存知せしと申す。即ち召出して、仔細を問はしめらる。兄弟暗に覺えて、兩國の繪圖并に國郡の券契、村里海川山中の事迄、細やかに註進申しけり。此故に囚人を許され、召仕はるべしと仰あり。

十月廿四日、頼朝卿、鎌倉に歸り給ふ。

十二月、御厩を立てらる。十五ヶ間。奥州駒の中に、上馬卅疋を選びて之を立てられ、梶原景時を以て、厩別當たるべき由仰付けらる。

建久元年十一月七日、頼朝卿上洛。六波羅の故池大納言頼盛卿の舊跡を、作りあらためて入り給ふ。次の日院参あり。頼朝卿は、綱代の車大八葉の文を居ゑられたるに召され、行列を定めらる。夜に入りて退出あり。次に禁中に参内あり。子の刻計

頼朝上洛

りに退出ありけり。追つて除目行はれ、院宣として、頼朝卿、參議中納言の官職を経ずして、直に權大納言に任せらる。砂金八百兩、鷲羽二櫃、御馬百疋を進せらる。

十一日、六條の若宮並に石清水に參詣あり。先陣の隨兵十騎、次に御車、布衣の大名、次に後陣の隨兵十騎、斯くて石清水の御寶前に通夜あり。十二日の夜に入りて、六波羅に歸り給ふ。

同廿四日、院宣ありて、頼朝卿を、右大將に任せらる。十二月一日、右大將家の拜賀あり。

同二日、右大將頼朝卿、御直衣始めなり。藤丸薄色の堅文の織物、奴袴、野劔を帶し、笏を持ち、檳榔毛の車に召さる。前駟六人、隨兵八人にして院參あり。同三日、兩職を辭退申されたり。當時御車三兩あり、一兩は六波羅に止め、二兩は鎌倉に下し給ふ。十四日、右大將家關東下向。同じき廿九日、鎌倉に歸り入り給ふ。

六波羅の亭は、高能を以て守らしめらる。高能は、頼朝卿の甥なり。左兵衛督能保の子なり。

建久二年正月十五日、政所の吉書初を行はる。前々は、諸の御家人等勸賞恩顧に與かる時、或は御判を載せられ、或は奉書を用ひられしを、今右大將の官職に備はり給ふ故に。前々の状は召返して、御下文になし改めて、與へ遣し給ふべき由定めらる。其役人を定め給ふ。政所別當は、前因幡守平朝臣廣元、問注所執事は中宮屬三善康信、法名善信、侍所別當は左衛門少尉平朝臣義盛、所司は平景時、京都の守護は右兵衛督能保卿、鎮西の奉行は、内舍人藤原朝臣遠景、天野藤内といふ者なり。

同三月四日丑刻、小町大路の邊より、火燃え出でて、大名屋形鶴岡の馬場、右大將の御館、若宮神殿、廻廊、僧房焼失す。同年の暮造立てられ、移徙等是あり。

同三年正月、新御堂の地を平して、新に建立あるべしとて、廿一日に、頼朝卿、彼地に出でて見給ふ所に、土を擔ひ石を運ぶ人歩の中に、左の目盲ひたる男あり。頼朝卿、之を見咎め給ひ、梶原景時に仰せて尋ねらるゝに、分明ならず。佐貫四郎太夫を以て搦取らせ、御前に召寄せらるゝ所に、懷の内に、氷の如くなる一尺餘りの打刀を入れて持ちたり。目の盲ひたると見ゆるは、魚の鱗を、左の目に付けてあり。

大に怪しみ責問ひければ、平家の侍大將上總五郎兵衛尉忠光なり。頼朝を狙ひ奉りて、日頃鎌倉を廻るに、運盡きて搦められたりといふ。和田義盛に預けられて、同類を尋ねらる。越中次郎兵衛盛繼、丹波國にありといふ。其外は知らずと申す。同二月廿四日に誅せらる。

宣旨を帶して、鎌倉に至り、頼朝東帶して、之をうけ給ふ。

同四年三月、文覺上人、俊乘房二僧に、播磨國を知行せしめ、東大寺大佛殿建立の助成として、計らひつけ給ふ。

常陸國鹿島の社は、廿年に一度、必ず造改遷宮あり。去ぬる安元二年より、廿ヶ年に及ぶ由。五月一日、將軍家奉行を遣して、七月十日の神事以前に成功あり。

五月十六日、富士野の御狩あり。五間の假屋に、頼朝卿若君旅館として、御家人同じく檐を連ねて、假屋を作りて、狩を催し給ふ。其日若君始めて鹿を射給ふ。頼朝卿、大に喜び給ふ。此由梶原平次景高を以て、鎌倉に遣し、母御臺へ申さしめらるゝに、更に御感なし。武將の嫡子として、野山の鹿鳥を射取りたるは、珍しからず。楚忽

富士野の
卷狩

曾我兄弟
祐經を討つ

の早使こそ、氣疎けいそけれと宣ひ給ふに、景高面目なくして返りぬ。廿七日未明より、勢子を催し御狩あり。面々藝をあらはす。

廿八日子刻、伊東入道祐親が孫曾我祐成、弟時宗夜討して、工藤祐經を殺す。祐成は、仁田忠常に討たれ、時宗は五郎丸に生捕らる。次の日首を刎ぬ。六月七日、頼朝卿、鎌倉に歸り給ふ。

頼朝卿の舍弟三川守範頼、謀叛の企ある由、範頼、起請文を書き進ずといへども、將軍家許容なし。斯くて八月十七日、範頼、伊豆に下向ありしを、狩野介宗茂等に預けられ、ひたすら流人の如し。

同六年二月四日、將軍頼朝卿上洛して、六波羅の亭に入り給ふ。若君頼朝卿御臺所、同上洛あり。

三月十日、將軍頼朝卿、東大寺の供養に逢ひ給はん爲めに、南都東南院に着御あり。夜半に及びて、主上又南都に行幸あり。頼朝卿の御布施として、馬一千疋、八木一萬石、黄金千兩、絹一千疋を施入あり。義盛、景時等奉行す。同十二日供養終りて、十四

日に京都に歸り給ふ。

同廿七日、將軍家參内あり。御馬廿疋を獻す。

同六月三日、將軍家の若君一萬殿十四歳、御參内あり。網代の車布衣、供奉の行列あり。

廿五日、賴朝卿父子子關東御臺下向。

七月四日、稻毛三郎重成が妻、武藏國にして死去す。日頃心地惱みしと、様々醫療

すといへども驗なく、終に卒せしかば、重成、離別の悲みに堪へ兼ね、忽に出家す。

此妻は北條遠江守政時が娘、賴朝卿の御臺政子の妹なり。

建久九年十二月、稻毛三郎重成が妻の追福の爲めに、相模川の橋供養を營む。將軍

賴朝卿、結縁の爲めに詣で給ふ。御歸りの道にして、馬より落ちて、御病附かせ給

ひ、次の歲正治元年正月十三日に、薨御あり。年五十三。

賴朝薨す

將軍記第一終

將軍記第二

鎌倉將軍記

鎌倉第二代 賴家

源賴家

源賴家は、童名を萬壽公と號す。前右大將賴朝卿の一男。母は北條遠江守平時政の娘、從二位政子と名づく。

壽永元年八月十二日酉刻に、鎌倉の比企谷にして誕生す。御驗者は專光房阿闍梨良暹、大法師、觀修鳴絃は、師岡兵衛尉重經、大庭平太景義なり。上總權介廣常、引目の役を勤む。其外産屋の儀式あり。

文治四年七月十日、御甲を着初め給ふ。七歳。小山兵衛尉朝政、御鎧直垂青地錦を參らせ、御腰をむすぶ。千葉介常胤、御甲を奉る。梶原源太景季、御劔を參らす。下河邊庄司

鎌倉第二代 賴家

三

行平は、弓を奉り、佐々木三郎盛綱、征矢を奉り、八田右衛門尉知家、御馬を奉る。畠山重忠、和田義盛等、たすけ乗せ奉る。小山七郎朝光、葛西三郎清重、轡を取り、南庭を三返打廻し、足立右馬允抱き下し、御甲解き脱がさせ參らす。西侍にして、御酒盃酌三獻にして止みぬ。

同五年正月九日、御弓始あり。射手十人、小御所の南面にして、此儀を行はる。

建久元年四月七日、下河邊庄司行平を以て、若君の御弓の師となさる。行平は、數代將軍の後胤として、弓矢の道の達者なりとて、御厩の馬を引き給はる。

同六年二月、賴朝卿と同じく上洛あり。六月、參内ありて、御劔を給はる。

同八年十二月、從五位上に敘し、右近衛少將に任ず。次の年正月、讚岐權介に任じ。同十一月、正五位下に敘せらる。

正治元年正月廿日、左近衛中將に轉任せられ、同廿六日、宣下の趣に曰、前征夷將軍源朝臣の遺跡を繼ぎ、御家人郎從等元の如く、諸國の守護を奉行せしむべしとなり。今日吉書始あり。同四月に、問注所を郭外に造らせらる。故將軍の御時、營中にあ

りしを、諸人騒動無禮の事共ありし故に、今他所に移し造らる。

六月卅日午刻、故右大將の姫君三幡殿死去御年十四。御母尼御臺御歎き、諸人の悲みいふ計りなし。是れ志水冠者誅せられし時より今迄、常に勞はりて、遂に遷化に及べり。

三河國の住人室平四郎重廣といふ者謀叛の由、安達彌九郎景盛に仰せて、追罰せしめらる。景盛が妾は、京都より招き下せし御所の女房なり。眉目美しと聞召して、賴家卿、艶書を通はし給へども靡かず。然るを景盛、三河に發向せし間に、中野五郎能成を以て、無理に召取りて御寵愛あり。北向の御所にかしづき入れ、小笠原彌太郎・比企三郎・和田三郎・中野五郎・細野四郎五人の外は、北向の御所に參るべからずと、仰定めらる。

八月十八日、安達九郎景盛、歸り參る所に、彼妾の事故に、景盛恨み憤る由まかしら申す。賴家卿、景盛を討たんと計らひ給ふ。因幡前司廣元の曰、是れ先規あり、鳥羽院の御寵愛ありし祇園女御は、是れ源仲宗が妻なりしを、仙洞に召して後、仲宗を隱岐國に流されたりといへり。祇園女御は、平忠盛に給はりて、清盛を生みたり。鎌倉中の軍兵、争ひ集まる。御母尼

御臺、御使を以て仰せられけるは、故殿將軍薨じ給ひて、又程なく姫君失せ給ふ。歎き諸人の上に及ぶ所に、今軍を企つる事、亂の源なり。景盛は、故將軍御いとほしみの者なり。罪科は何事ぞやとて、景盛に二心なき由、起請文を書かして、奉らせ給ひ、必ず景盛を誅せられんは、不義の至なり。此間の有様、更に世を治むべき道を失ひ、政道邪にして、民の憂を知らず。驕を極めて、人の誹を顧みず。近習には、佞奸の者を召使はる。源氏の輩は、將軍の一族共なり。北條は我が親類なれば、故將軍は情をかけて、御座近く召されし者共、今ははしたなく遠のけ、官途ある者をも、元の名を呼び、諸侍、恨み參らす事共多し。能々謹みて、御心を改められずば、御運久しかるべからずと、佐々木三郎兵衛入道、御使として諫を加へ給ふ故に、溢り乍ら、其事止みにけり。

十月、結城七郎朝光は、梶原景時に讒せられ、右兵衛尉義村に、此事如何と密談す。義村が曰く、已に遁るべからず。梶原が讒に依りて、文治より此方、命を失ひ家を滅し、また恨を含みて、あり渡る者數知らず。景盛が事も、亦梶原が業なり。これを

生けて置かば、君の爲め世の爲め然るべからず。殺さんとせば亂を招く。先づ宿老等に談合すべしとて、和田義盛・足立藤九郎入道等を招きて語る。兩人の曰く、同心の諸人連判して、頼家卿へ訴へ申すべし。讒言不覺の者一人に、諸の御家人等を替へ給ふにや。若し御裁許なくば、死生を争ひて、旗を上げべき旨書上げて、千葉三浦・島山・小山・足立比企・宇都宮・佐々木・稻毛・岡崎・土屋・天野以下、御家人六十六人、鶴が岡の廻廊に集まり、神水を飲みて連判し、廣元朝臣に渡す。和田義盛・三浦長村兩人之を渡す。兵庫頭廣元、此事如何と思ひ煩ふ。和田大に怒つて、廣元を責め憤る。力なく頼家卿に奉る。

同月十三日、頼家卿、此連署を梶原に給はるに、景時更に陳じ申すべき言葉なく、子息親類を引具して、相模國一の宮に行く。

同十二月九日、梶原又鎌倉の家に歸る。同十八日に、和田義盛・三浦義村等、奉行に仰付けられて、景時を追放せられ、家は打破りぬ。梶原一類は、一の宮の知行所に、城を構へんとするに、叶はず。爰を出でて京都に上らんとして、次の年正治二年正月廿日、駿河國清見關に至る。葦原小二郎・工藤八郎・三澤小二郎・飯田五郎等、的矢

梶原一族
の討滅

を射て歸るに行逢ひたり。無禮にして、乗打しけるを怪しみ、箭を射かけて追ひ來る。梶原景時、狐崎に返し合せて相戦ふ。其間に、吉香小二郎・澁川二郎・船越三郎・矢部小二郎、其外近所の侍、馳せ加はりて皆討取り、梶原父子七人、親類郎等廿六人が首取りて、路の傍にかけたり。

正治二年二月五日、和田左衛門尉義盛、侍所別當に返し補せらる。治承四年より、義盛此職に補せられしを、建久三年に、景時之を假りて返さず。今義盛に返し補せられ、年來の鬱憤を散す。

閏二月十三日、尼御臺所の御願として、龜谷に伽藍を建立すべしとて、葉上房律師榮西に、此地を寄附せられ、建立の事初めあり。壽福寺是なり。

五月十二日、頼家卿、念佛行者の僧を禁斷せしめ、比企彌四郎に仰せて、政所の橋の邊にして、僧の袈裟を剝取りて、皆焼捨てらる。諸人彈指して、誹り悲しむ。

十日、頼家卿、從三位左衛門督に補任せらる。

建仁元年七月、御所に於て、百日の御鞠を初めらる。頼家卿、多年此道を好み、仙洞

へ申して、北面の中に、此藝の達者一人を下さるべしとあり。仙洞より、然るべき仁を選び下さるべき由救許あり。其間に、訓練の功を重ねん爲めなり。同九月七日、仙洞の仰に依りて、鞠足の達者紀内所行景を、鎌倉に差下され、鞠の師とせらる。是より日毎に鞠を愛し、世の政事を打忘れ給へり。江馬太郎泰時、歎き申す。去ぬる八月の大風に、鶴岡八足の門以下、堂舎佛閣破損し、國土飢饉し、人民憂へ歎くに、京都より遊興の輩を招き寄せ、又去ぬる廿日には、天變あり、御愼ありて、御祈もあるべき事なるに、打捨て、知らず顔に、只此鞠を弄びて、諸人の憂を知召さず、故將軍の御代とは、萬事略儀に衰へ行くなりと申されしを、中野五郎、此由頼家卿に申しけるを、却て腹立ありとかや。

十月六日、江馬太郎殿、伊豆の北條に下着あり。去年不作して、百姓數十人、米五十石を借りけるが、今年大風にて、又不作す。飢饉に及びて、飢え死なんとす。年貢も假米も、皆濟する事叶はず。百姓等責められん事を恐れて、逐電いたさんとす。

太郎泰時殿、彼百姓の負人を召し、目の前にて借狀を焼捨て、其上に百姓一人に、米

泰時の仁
慈

一斗宛を給はりて返されしかば、手を合せ感涙を流して、子孫御繁昌あれと申して、喜び歸りぬ。

建仁二年七月十七日、賴家卿、御狩の爲め、伊豆國に御進發あり。同廿三日還御。

八月、賴家卿を、從二位に敘し、征夷大將軍に任せしめらる。

十一月廿一日、將軍家の若君善哉三、始めて鶴ヶ岡に神拜あり。

建仁三年正月一日、將軍家同若君一幡殿、鶴ヶ岡に社參あり。同二月四日、將軍家御舍弟

千幡君、社參あり。

六月一日、將軍賴家卿、伊豆の奥の狩倉に赴き給ふ。伊東ヶ崎といふ所の山中に、大なる洞あり。將軍之を怪み給ひ、和田平太胤長に仰せて、洞の内を見せしめらる。

胤長、松明を點して穴の内に入りて、巳の刻より、酉の刻に至りて、歸り參りて申す。此穴數十里を過ぎて行く。暗き事いふ計りなし。奥に大蛇ありて、胤長を呑まんとせしま、太刀を抜きて、大蛇を斬殺して出でたりと申す。

同三日、將軍賴家卿、駿河の富士野の狩倉に至り給ふ。山の麓に、又大なる穴あり。

之を人穴と名づく。仁田四郎忠常に仰せて、奥を見せしむ。忠常御劔を給はり、主從六人穴の内に入りて、次の日四日巳の刻、出で歸りて申す。此洞の内狭くして、跡を見返る事叶はず。心に任せて、向ひに進み行く。また甚だ闇うして、見え分かず。主從手毎に松明を點して行く。道は、水少しづつ流れて、足を浸す。蝙蝠の飛び騒ぐ事、幾千萬といふ事を知らず。斯くて大なる河あり。底深く、流逆卷きて漲り落つる。故に渡るべき便なし。松明の如くなる者、川向ひにあり。之を見れば奇特の御體なり。郎從四人は、其儘倒れ死す。忠常は彼の御靈の御教の事ありて、下し給はりし御劔を、其川に投入れて命を助かり、歸り參りたりと申す。古老の傳に、是れ淺間大菩提のおはします所、古より遂に其所を見る事能はずとかや。

此間鶴ヶ岡の寶殿にして、鳩の死する事、三度に及ぶ。諸人驚きける所に、七月廿日、將軍賴家卿、俄に御病惱をうけ給ひ、心神惱亂して、苦し給ふ。是れ直事たゞごとにあらず、諸人驚き騒ぎて、さまざま御祈禱あり。御占兆には、靈神の御祟なりと申す。

八月廿七日、賴家卿、御不例いよゝゝ急に極まり給ふ間、御讓補分の沙汰あり。關

より西州八ヶ國の地頭職をば、御舍弟千幡君十に譲り奉り、關より東廿八ヶ國の地頭並に總守護職をば、御嫡子一幡君六に譲り奉り給ふ。

比企判官能員は、一幡君の御外祖なり。賴家卿の妾若狭局は、比企判官能員が娘なり。然れば關西・關東、悉く御家督一幡君に譲り渡さるべき所に、關西州八ヶ國を御舍弟千幡君に譲り給ふ。千幡

君は、北條遠江守時政の孫なり。天下の權威二つに分れなば、始終宜しかるまじ。

遂には北條家の爲めに、家督を奪ひ取られん事疑なし。今賴家卿の御存命の内、遠州北條家の一族を亡し、一幡君の世になし、權威に募りて、我一族を繁昌せしめ

ばやと思ふ心つきて、能員、潛に賴家卿に近づき、北條家を追討すべき企あり。尼御臺所、障子を隔て、此密談を聞き給ひ、父北條殿に書を遣して告げ給ふ。遠江守

大に驚き、天野民部入道運景・仁田四郎忠常に、此事を仰合され、遠江守殿御館に、日頃造立せし藥師如來の像を、供養の事に寄せて、判官能員をたばかり招き、天野・仁

田之を捕へて、首を刎ねたり。能員が一族郎従、此由聞きて、一幡君の御館小御所に引籠る。尼御臺所の仰に依つて、汪馬四郎・小山・畠山・和田・三浦以下、押寄せて攻

一幡比企能員自盡

戦ふ。能員が子息一類、御館に火をかけ、一幡君諸共に自害して失せぬ。九月二日の事なり。

同七日、尼御臺所の御計らひとして、賴家卿、御心ならず飜を下し、伊豆の修禪寺に下向あり。

同十一月廿七日、故小松の三位中將維盛の子息六代御前は、平家滅亡の時、文覺上人に助けられ、出家せられしが、還俗して、平高濤と名乗り、謀叛の企ある由。今日斬られ給ふ。

六代斬らる 賴家薨す

元久元年七月十八日、賴家卿、伊豆國修禪寺にして薨じ給ふ。歳廿三なり。或説には、尼御臺所の父時政、竊に人を遣し、浴室の中にして、刺殺しぬといへり。

將軍記第二終

將軍記第三

鎌倉將軍記

鎌倉第三代 源實朝 治世十七年

源實朝

源實朝は、童名は千幡君と號す、右大將頼朝卿の二男、頼朝卿の舎弟。母は頼家卿に同じ。建久三年八月九日、鎌倉名越の館に誕生あり。鳴紘は平山右衛門尉季重上野九郎光範、引目役は和田左衛門尉義盛なり。其日御名字定めありて、千幡君と申す。建仁三年九月に、關東長者となりて、從五位下に敍し、征夷大將軍に任せらる。十月八日、千幡君、年十二歳。遠江守時政の名越の亭にして御元服あり。實朝卿と申す。御家人百餘輩着座あり。次の日政所始め、民部丞行光、吉書を書す。時政御前に持參す。今日、御胄着始め御馬乗始めあり。又弓始めの儀式あり。

實朝征夷大將軍に補せらる

實朝を、右兵衛佐に任せらる。

十二月十八日、諸人の訴論あるに付きて、書立を捧げ奉るを、三ツ日に及ぶ迄、裁許の下知なくば、奉行人息り申す科なるべしと、仰定めらる。

元久元年正月、實朝御讀書始め、相模守中原仲章、御侍讀の師範として、孝經を讀ましめ給ふ。其日、砂金五十兩、御劔一腰を、仲章に賜ふ。

實朝、從五位上に敍せらる。

二月十二日、實朝、由比の濱に出で給ふ。江馬四郎殿以下、水干を着して供奉せらる。北條五郎、和田平太等、各笠懸遠笠懸の的を射る。將軍家は、棧敷にして御覽あり。三月廿日、御家人の中に、故右大將頼朝卿御自筆の御書を帶する輩、之を召して御覽せらる。是れ前代の御仕置の次第を知召さん爲めに、皆寫し置かれて後、主々に返し給ふ。

同廿日、右近衛少將に任せらる。是れ去ぬる一日に任せられし除書、今日到來す。十月十四日、坊門前大納言信清卿の息女を、將軍家の御臺所として、京より鎌倉に

下向あり。同二年正月、正五位に敘し、加賀介を兼任し、右近衛權中將に補せらる。四月、將軍家、十二首の和歌を詠せしめ給ふ。

六月、遠江守北條時政が妻牧御方の所爲として、畠山重忠を亡す。是れ去年十一月四日、京都に於て、武藏前司朝政が、六角東洞院の家にして、京都伺候の武士集りて酒宴する所に、亭主朝政と、畠山六郎と喧嘩の事あり。畠山六郎さまと、悪口を吐散らす。一座の人々、兎角宥めて無事なりしを、朝政、猶遺恨を挟み、牧の御方に付き、畠山次郎重忠を讒しけり。牧御方、いかにもして重忠を亡さんと、子息義時に心を合せ、時政に語り、泰時時房に密談あり。重忠は、遠江守の智なり。故將軍より此方、無二の忠臣なり。今何故に謀叛の念あらんやと、申さるゝと雖も、牧御方、大に怒の色深くして、遂に重忠を討つべきに極まりぬ。

同廿二日、軍兵、鎌倉中に馳せ集り、先づ畠山六郎重保を誅す。畠山二郎重忠馳せ參る由。相模守以下、數萬騎にて、武藏國二俣川にして待受け、相戦ふ。重忠父子、本田・榛澤以下僅に百卅四騎、暫く挑み合ふ所に、愛甲三郎季隆が放つ矢に、重忠中

畠山重忠
重秀討た
れ畠山亡
ぶ

りて立竦む。愛甲季隆押へて首を取る。重忠、生年四十二。二男小次郎重秀、生年廿三、竝に郎從皆自害す。茲に於て畠山一族亡びぬ。

閏七月、牧御方の謀を以て、我が讐なれば、武藏前司朝政を、關東の大將軍になし、今の將軍實朝を亡すべき企ある由風聞す。實朝卿は、遠江守時政の館におはします故に、尼御臺所危く思し給ひ、長沼五郎宗政・結城朝光・三浦義村・天野政景等を遣して、將軍實朝を迎へ取り、相模守の館に入れ奉らる。是に依つて、遠江守時政の召集められたる軍兵共、皆將軍方へ馳せ參りければ、時政、思ふ旨ありけるにや、俄に髪を剃り、年六十八、次の日廿日に、伊豆國北條郡に下向あり。相模守を以て、執權の事を承らしめ給ふ。

同日、前大膳大夫入道藤九郎右衛門尉以下、相模守の館にして評定あり。京都に使者を遣し、右衛門權佐朝政を誅すべき旨、在京の御家人等に、仰付けらるべしとなり。

同廿五日、關東の使、京都に着き、事の由を、在京の武士に相觸れたり。次の日五條

將軍記第三

判官有範、後藤左衛門尉基清以下の軍兵、六角東洞院の右衛門權佐朝政が家に押寄す。朝政、暫く防ぎ戦うて落行く。金持六郎・佐々木三郎盛綱、追懸けて、松坂の邊にして、山内六郎通基、一矢にて射倒しぬ。

九月二日、藤兵衛尉朝親、京都より下着して、新古今和歌集を、將軍家に奉る。是れ實朝卿、和歌の道を好み給ふ上、故右大將頼朝の御詠をも選び入れられしと、聞及び給ふ故に、早く進覽に具ふとかや。

十二月二日、頼家卿の若君善哉公を、尼御臺所の御計らひとして、鶴岡の別當宰相阿闍梨尊曉の弟子となし、彼坊に入らしめらる。

元久三年二月廿二日、從四位下に敍す。

十月廿日、尼御臺所の仰によりて、頼家の子善哉公を、實朝卿の猶子とし給ふ。

承元元年正月五日、從四位上に敍せらる。次の年十二月、正四位下に敍し、同三年四月、從三位に敍す。

七月、將軍實朝卿、御夢想に依りて、和歌二十首を詠じて、住吉の社に奉納せしめ給

六角朝政
討たる
新古今和
歌集成る

ふ。此次を以て、去ぬる建永元年より此方の御歌を、三十首選び出し、點の爲めに、定家朝臣に遣さる。

八日に、京極中將定家朝臣に遣されし御歌に、點を加へて返され、并に詠歌口傳一卷を參らせらる。是れ六義の風體の事、實朝卿、日頃御尋ありける故なり。

同四年正月朔日、義時時政の長子、奉幣使として、鶴岡に參詣す。右大將家の御時は、日次の沙汰に及ばず。大略元日に御奉幣ありしを、近年は廢れて此儀なし。今年又佳例を興されたり。

建曆元年正月に、實朝卿、正三位に敍せらる。同七日、貞政觀要を讀ましめ給ふ。

九月十五日、前將軍頼家卿の息善哉公、鶴岡の別當定曉僧都の房にして、飭を下し給ふ。御名を公曉と號す。同廿二日、禪師公、公曉受戒の爲めに上洛あり。

建曆二年六月廿四日、將軍實朝卿、和田左衛門尉義盛の家に入御あり。御儲のもてなし丁寧なり。和漢將軍の影十二鋪くわじふを以て、御引物とす。

建保元年二月、實朝卿、正二位に敍せらる。

同十五日、千葉介胤が手に、一人の法師を生捕る。是れ謀叛人の中使なり。安念法師と名づく。相模守之を山城判官行村に渡され、糺問せらるゝに、白狀す。信濃國の住人泉小次郎親平、去々年より謀叛を企て、人數を相語らひ、相模守殿を亡さんとす。一味の輩は、唯渠凡そ張本百三十餘人、其外附從ふ餘黨、都合二百人ありといふ。是に依つて、其所々にして皆生捕る。張本泉小二郎は、立橋といふ所にありしを、工藤十郎を召に遣されしを、郎従も工藤も、皆打殺して、行方なく落失せぬ。鎌倉中、大きに騒ぎける故に、諸國の御家人、馳せ集りて雲霞の如し。和田左衛門尉義盛は、上總國伊北庄より馳せ參り、將軍家の御前に參じ、子息和田四郎義直、同六郎義重が、此謀叛人に加はり、召捕られたる事を歎き申すに、義盛年來數度の勳功に、彼二人の罪名を免し下され、老後の面目を施しけり。

三月九日、和田義盛、又一族九十八人を引具して、將軍家御前の庭に跪き、今度囚人の内、和田平太胤長を御免し給はるべしと申す。彼胤長は、謀叛人の張本なれば、叶ふべからずとて、高手小手に縛り搦め、一族共の座したる前を引渡して、判官行

村に渡し遣され、陸奥國岩瀬の郡に流されたり。

其屋形を、義盛望み申せしをも、金窪兵衛尉行親に給はりて、元の給人等は皆追出されぬ。義盛大に怒り恨みて曰く、一族を引具して、庭上に跪り、胤長を申受けんとするに、結句縛り搦めて判官に渡され、一族の面目を失ふ。せめては彼が屋形を、他人に渡さず申受けて、少しの怨をも散せんと思ひしに、行親に給はる口惜さよとて、逆心を起し軍兵を催す。將軍家、宮内兵衛尉公氏を以て、宥め仰せらるれども用ひず。五月二日、和田義盛子息一族以下百五十騎にて、將軍家相模守の館に押寄せ、敵味方戦ひ暮し、次の日義盛に加勢あり。横山一黨、新手に加はりて、三千餘騎になる。酉刻に及びて、和田打負けつゝ、義盛六十にして討たれ、其外張本七人郎従多く討たれしが、朝比奈三郎義秀、五百餘騎にて舟に乗り、安房國に赴く、又大將七人落行きて、軍は止みにけり。

十一月廿三日、京極侍從三位定家卿、相傳祕本の萬葉集一部を奉らる。將軍家御賞翫あり。重寶何れの物か之に過ぐべきやと仰あり云々。

時政卒す

建保三年正月八日、入道遠江守從五位下平朝臣時政、伊豆國北條郡にして卒去。年七十八。二月、諸國の地頭に仰せて、關屋渡りの舟に付けて、往來の旅人の煩なきやうに、相計らふべしと云々。

同四年六月、宋朝の陳和卿といふ人、鎌倉に來る。是れ先年、東大寺の大佛を造りし者なり。大佛殿供養の日、右大將賴朝卿、御結縁の次に、御對面あるべき由、頻に仰ありけるに、陳和卿が曰く、將軍は是れ多く人の命を殺し給ふ人なれば、罪業至りて重し。我れ對面すべき事は憚ありとて、遂に謁し奉らず。然るを當將軍實朝卿は、權化の再誕なり。御姿を拜み奉らん爲めに、來れる由を申す。やがて御前に召出されしに、陳和卿三拜して、涙を流し申して曰く、將軍は過去世の時、宋朝育王山の長老なり。我は其時弟子なりきと云々。去ぬる建曆元年六月二日の夜、將軍實朝卿の御夢に、貴僧一人來りて告げ給ひし趣、深く御心にこめて、此六ヶ年、御言葉に出されざりしが、今陳和卿が申す旨に、少しも違はず。是に依つて御信仰の思、甚だ深くして他事なし。

同三十日、京都の使者下着す。去ぬる二十日、將軍家を、權中納言に任せらると云云。同月廿二日、左近衛中將に轉任せらる。

同五年四月、將軍家先生の時、住み給ひし宋朝の育王山を拜み給はん爲め、入唐あるべき由思召立ちて、唐船を造り參らすべしと、陳和卿に仰付けらる。御供の扈從、六十餘人と定めらる。相州時房、武州時泰、頻に諫め申さるれども、更に御許容なく、既に船を作るに及ぶ。

次の年五四月、陳和卿、唐船を造り畢る。之を由比の浦に浮べんとて、數百人の夫を以て、曳出しけれども、此浦は、唐船などの出入すべき海にあらず。浮べ出す事叶はず。將軍家、御出ありしかども、詮なくて還御あり。船は徒に砂頭海濱に朽損じけり。

六月二十日、前將軍賴家卿の御息阿闍梨公曉、園城寺より鎌倉に歸り給ふ。尼御臺所の仰に依りて、鶴岡の別當に補せらる。

同六年正月、將軍家權大納言に任じ、三月に、左近衛大將に任せらる。

二月四日、尼御臺御上洛。熊野三山御巡禮あり、御下向。御在京の間に、四月十四日、從三位に敘せらるべしと宣下あり。次で鎌倉に御下着あり。

六月、内藏頭忠綱朝臣、敕使として鎌倉に下向す。是れ將軍家、左大將拜賀料の御車二兩、並に御調度御裝束等、皆仙洞より調へ下さる。

同廿七日、將軍家、大將に任せられし拜賀の爲め、鶴岡に參り給ふ。京師より下向の雲客等並に御家人供奉す。尼御臺三位殿並に御臺所は、御車を橋の西に立て、左京大夫義時の室家以下の女房達は、棧敷を馬場の邊に構へ、其外見物の輩市の如し。將軍家、上下宮の御奉幣終りて、日暮れて還御あり。

七月八日、將軍家、御直衣始なり。昨日雲客以下數輩、京都に歸り上らる。

侍所の司五人を定めらる。所謂式部大夫泰時朝臣を別當として、御家人の事を奉行せしめ、江判官能範は、將軍家御出以下、御所中の雜事を沙汰せしめ、伊賀次郎兵衛尉光家は、御家人所役以下の事を催促せしめ給ふ。山城大夫判官行村三浦左衛門尉義村は、泰時に相加へらる。

十月、將軍家、内大臣に任せらる。大將は元の如し。御臺政子禪定尼、三位を轉じて從二位に敘す。

十二月、將軍家、右大臣に任ず。大將元の如し。同廿日、政所始あり。同廿一日、將軍家、大臣の拜賀の爲めに、明年四月、鶴岡の宮に御參りあるべき御裝束、御車以下調度等を、仙洞より賜はる。

承久元年正月廿七日、將軍家、右大臣拜賀の爲めに、鶴岡の八幡宮に御社參あり。御出の行列は、各二列なり。居飼四人、舍人四人、史生三人、殿上人十人、前駟十八人、官人二人、次に御車、車副四人、牛童一人、次に隨兵十人、次に雜色廿人、次に御調度懸、次に下臈御隨身、次に公卿五人、各車に乘る、次に隨兵一千餘騎なり。

斯くて宮寺の樓門に入り給ふ。時に右京大夫義時、時政の嫡子、御劔の役なりしに、俄に心地大に惱みければ、御劔を仲章朝臣に譲りて罷出でらる。夜に入りて、御神拜の事終り、退出せしめ給ふ所に、當宮の別當公曉、前將軍頼家卿の子息、潛に石橋の本に窺ひ來りて、劔を取りて、右大臣の御首を打落して、取りて逃隠れたり。或は公曉、其妻を女の體に眞似して、右大臣を打ちたりといふ。

實朝、公曉に討た

公曉、長尾定景に討たる

下騒ぎ亂れ、隨兵馳込みて、宮の中を尋ぬるに敵なし。右大臣歳廿八。別當公曉、父の敵を討ちたりと名乗りしと言出しければ、雪下の本坊に押寄せたれども、公曉は後の山に登り、三浦義村が家に赴かんとせられしを、長尾新六定景、阿闍梨公曉を討取りぬ。素絹の下に腹巻を着せり。右京大夫義時に首を奉る。然れば右大臣實朝卿の御首は、其在所を知らず、五體不具にして憚あり。昨日宮内兵衛尉公氏、御鬢に参りし所に、右大臣自ら鬢一筋を抜きて、記念にと仰せられて、公氏に賜はりしを、御首になぞらへ、棺に納め奉りぬ。右京大夫義時、御劔の役といふ事、兼て阿闍梨も存知せられしが、俄に神はれ心亂れて、惱み煩ひしかば、御劔を仲章朝臣に譲りて歸られしを、公曉は、義時かと思ひしにや、仲章も首を切られて倒れけり。義時日頃夢想の事ありて、大倉谷に藥師堂を立てらる。既に右大臣宮門に立入り給ふ頃、白き犬走りて、御傍に見えし後、義時俄に心神惱亂せし。其夜藥師堂の戌神、行方なく侍りしとかや。藥師の御守にて、義時は逃れ、義時に替りて、仲章討たれにけり。

將軍記第三終

將軍記第四

鎌倉將軍記

鎌倉第四代 藤原賴經

藤原賴經

賴經公は、童名を三虎御前と號す。大職冠鎌足廿一代の苗胤、光明峯寺關白左大臣藤原道家公の四男。母は准三后從一位倫子と號す。西園寺太政大臣藤原公經公の娘なり。

建保六年戊寅正月十六日、京都に誕生す。

承久元年七月十九日、鎌倉に下向あり。御年二歳。去ぬる正月に、右大臣實朝卿、非常の禍に罹りて薨じ給ふ。始め右大將賴朝卿の姉公權中納言藤原能保卿の妻となり給ふ。其腹の息女は、後京極攝政藤原良經公の北政所とならせ給ひて、道家公を

生み給ふ。然れば右大將頼朝卿の後室二位禪尼、既に故右大將家の御一族として、其舊好を重くし給ふ故に、子孫を絶えさず嗣がしめん爲めに、頼經公をば申受けられしを、赦許ありける故に、鎌倉に迎へ下し給ふ。

此日酉刻、政所始あり。頼經御幼稚の間は、二位の禪尼、簾を垂れて政を聴き給ふ。同二年十二月一日、着袴あり。右京大夫義時腰を結ふ。二位禪尼、若君を抱き奉らる。次に兵具を奉る。御家人等各式あり。

同三年五月、後鳥羽院、鎌倉の執權左京大夫義時を追討すべき由の院宣を、諸國に遣し給ふ。其起は、白拍子龜菊といふ女あり。仙洞の御寵愛として、攝津國長江倉橋の兩庄を下されしかども、地頭更に渡さず。去年兩度迄宣旨をなし、關東に仰遣され、地頭職を止めて開渡すべき由、赦定ありしに、義時更に御受け申さず。是れ其上將軍家勳功の賞に募りて定め補せられ、忠節武功の輩に與へ遣されし地頭共を、させる咎もなきに、停止せられん事叶ふべからずと申さる。龜菊さまへ恨み申しければ、仙洞大に逆鱗あり。去ぬる五月の頃より、院中に官軍を召集め給ふ。

承久の亂

平九郎判官胤義駿河前司義村の弟なり能登守秀康・山城守廣綱、此等を大将として、義時を亡さんとし給ふ。其中に、伊賀判官光季は、召に應せず。胤義・秀康等八百餘騎にて、高辻京極の家に押寄せ、光季其子壽王冠者郎從以下討取りぬ。凡て軍兵一千七百餘騎、其外諸方より馳參る官軍・山法師・寺法師原數百騎なり。武藏・下總に下し給へる院宣、并に京都の飛脚によりて、此事鎌倉に聞えしかば、權大夫義時・相模守時房・武藏守泰時・前大官令廣元入道以下、二位の禪尼の亭に參りて、此事を申さる。禪尼御家人等を簾の前に集め、さまざま前右大將家より此方、御恩蒙りし事共仰せられ、さて汝等は、二代將軍の御遺跡を守り奉るべきか、院中に參るべきか、只今申切れと宣ふに、諸人皆涙を流し、無二の忠節を存すべき由、同音に申入る。さらば頼て京都に攻上り退治すべしとて、五月廿一日、由井濱にありける藤澤左衛門尉清親が許へ首途あり。時房・泰時・時氏十萬餘騎にて、東海道より上る。武田・小笠原等五萬餘騎は東山道より、式部承朝時義時の二男四萬餘騎にて、北陸道より攻上り、六月に、官軍宇治・勢多に出でて防ぎ戦ふ。官軍遂に打負け、時房・泰時兩大将六波羅に入りて、

後鳥羽院
隱岐に流
され給ふ

官軍の餘黨を探し出し、死罪流罪に行はる。七月に、後鳥羽院を、鳥羽殿に移し奉り、同十三日、隱岐國に流し奉る。順徳院は佐渡の國へ、六條の宮は但馬國へ、冷泉宮は、備前兒島へ流し奉りぬ。泰時等計らひ申して、持明院守貞親王の御子茂仁を以て、御位に即け奉る。後堀川院是れなり。閏十月に、土御門院を土佐に移し、又阿波國に移し奉る。此時より以後は、天子御位を譲らるゝも、又御位に即かるゝも、諸事共に關東に伺ひて後、行はるゝ事になりたり。

後堀川院貞應元年正月に、若君弓始。

二月六日、南庭に於て、犬追物御覽あり。犬廿疋、射手四人、面々五疋宛を射取る。

同二年六月、義時、駿河國淺間宮を造り改め、遷宮の儀あり。

元仁元年四月、賴經御手習始め、手本御硯等は、御父道家公より送らるゝ所なり。

其式は、元三の儀に同じ。廿八日御手習始、手本は、長生殿の詩なり。

六月十三日、前陸奥守義時卒す。歳六十二。去ぬる日より病惱、今日いよく、危急に及び、寅刻に出家し、巳刻に終焉せらる。其日後室、髪を下し給ふ。

義時卒す

同廿六日、武藏守泰時・相模守時房、京都より下着あり。即ち賴經の御後見として、武家の事執行ふべき旨、二位殿仰せられし。鎌倉中物息なり。同廿九日、掃部助時盛相模守・武藏太郎時氏武藏守の一男を上洛せしめらる。是れ世上物息の説ある故、鎌倉に置かるべしといへども、時房・泰時相談せられ、世の靜ならざる時は、京都五畿内の人の意疑はし。早く京都を守り謚めらるべしと云々。時盛・時氏、六波羅に居住せらる。八月、時房・泰時、將軍家の執事を承ると雖も、義時、五十日の忌を以て出仕なし。二位の禪尼勸めて、忌過ぎて政所に出仕せしめらる。

陸奥守義時の後室は、伊賀守朝光が娘なり。然るに後室思ひ立たれけるは、我が智宰相中將實雅を、關東の將軍になし、我が生所の子息四郎政村を後見とし、我が兄弟の伊賀式部丞光宗に、武家の事を執行はしめばやと企て、潛に諸人を語らふに、一味する者もありとかや。此故に鎌倉中物騒がし。此事既に隠れなし。二位の禪尼・相模守大膳大夫廣元・入道覺阿等相談あり、宰相中將實雅の事、卿相の官に預かる人なれば、左右なく罪科に處し難し。京都に於て相計らはるべし。陸奥守の後室

並に光宗等は流罪すべし。其外一味の者は、罪科すべからず。其儘差置かるべしと云々。宰相中將は、京に上らる。伊賀式部丞光宗は、所領五十二ヶ所を召放ち、八月廿九日信濃に流し、陸奥守の後室は、伊豆の北條郡に追下して押籠められ、光宗が舎弟四郎朝行・六郎光重は、京都にあり。六波羅より計らひて鎮西に流し、宰相中將實雅卿は、越前國に流し遣さる。

同九月、武藏守泰時は、義時の遺跡所領等の事、二位の禪尼に申して、皆舎弟妹に分ち與へらる。泰時の所分は僅にして、物の數にもあらず。二位の禪尼宣はく、嫡子總領職の所分、至つて僅なり。是れ何事ぞやと。泰時申さるゝは、關東の執權を承る身は、所領の事、さのみに欲深く望み申すべき事ならず。只舎弟共を不敏して、勞はり存する計りなりと申さるゝに、二位殿深く感じて、落涙おはしけるとなり。

賴經征夷
大將軍に
補せらる

嘉祿元年十一月、賴經元服。同二年正月、賴經を正五位下に敘し、右近衛少將に任じ、征夷大將軍に補せらる。

政子逝去

七月、二位禪尼平政子逝去せらる。法名如實と號す。年六十九歳。是右大將賴朝卿

の妻室、北條時政の娘、前將軍賴家・實朝卿の御母なり。賴朝薨去の後、天下の後見政道の進退、皆此禪尼の才智を以て、危き世を執鎮め給ふ。世には尼將軍と申しき。婦人には、上古末代、最も稀ならん歟。

安貞二年正月、賴經公、近江權介を兼任す。

同二年七月、三浦駿河前司義村が田村の山庄に入御あり。遠笠懸あり。

寛喜元年四月十七日、將軍賴經卿三崎津に御出あり。相模守時房・武藏守泰時以下、多く御供なり。三浦駿河前司義村、御舟を三崎浦に泛べ、御舟の中にして、管絃詠歌あり。山海の風景、此浦に過ぎたる所なしといふ。

同二年閏正月、院宣あり。瀧口に人なきの間、御家人の中の子一人、差進せらるべしと云々。相模守・武藏守、其沙汰を経て、小山下河邊千葉・秩父・三浦・宇都宮・氏家・伊東、此等の家より、子息一人を進すべき旨、施行せしめらる。

二月卅日、俄に鎌倉中騒動し、甲冑を帶し旗を揚げて、將軍の御前武藏守の門前に馳集まる。制せらるれども、數百騎の軍兵共、たやすく静まらず。武藏守泰時の曰

く、御所の近邊に騒動する事、是れ何事ぞ。世の亂も、斯様の次に出來するなり。最も慎むべしと云々。斯る所に、内々の命おぼせありけるにや、尾藤左近入道平三郎左衛門尉・諏訪兵衛尉、郎従を引具して、御所の門より打出でつゝ、謀叛人こそあれというて、濱表を指して馳向ふまゝ、集まりし數百騎の軍兵、彼三人の跡に付きて、稻瀬川迄至りぬ。尾藤入道以下、馬を控へて馳せ來る。軍兵共に伺ひ申さるゝは、實に謀叛人はなし。御所の近邊、餘りに騒動する故に、鎮めん爲めに、是迄引退けたり。君の命もなく、目に見えたる事もなきに、旗を揚ぐるは何事ぞや。夜の明くる迄、面々の旗共を預かり侍らん。是れ武藏守殿の仰なりと。此時老軍廿餘人、旗を參らせて、此所より皆散々に歸りぬ。能き靜謐の謀なりと、人皆申しける。

三月一日、前夜旗を參らせし輩を、御所に召集め、武藏守對面ありて、各異議なく旗を參らせらる。神妙の至なり。仔細なきに騒動する事、向後あるべからずとて、紋に任せて旗を返されたり。

同十一日、武藏守泰時の舍弟駿河守重時上洛して、六波羅に伺候す。

六月十八日、修理亮時氏武藏守泰時の一男、去月より煩ひ危急にして、今日逝去せらる。年廿八。

十二月九日、將軍家十三歳、御嫁娶の事あり。故將軍賴家卿の息女竹御所御年廿八を、御臺所と定めて、今日入御あり。密議の間、御輿を用ひられ、萬端略儀の御事なり。

同三年二月五日、將軍家、從四位下に敍せらる。

三月三日、將軍家、四位の袍を着し給ひ、拜賀に準じて、春日の別宮を拜み給ふ序、又右近衛の中將に轉任す。四月に、正四位下に敍せらる。

諸國地頭の舊補新補、其所務の沙汰あり。

貞永元年正月、將軍家、備後權守を兼任す。同二月、從三位に敍す。中將は元の如し。

五月、武藏守泰時、政道を專とせらるゝ餘り、御成敗式目五十條を定めらる。同七月十日、政道に私なき事を表はし示さんが爲めに、評定衆十一人起請文に連署し、相

州・武州も、猶此起請文に判形を居ゑらる。

年來打續き、大雨・大風・旱・地震・火難・疫癘の天災地妖、さまざまあり。御祈鎮祭、また懈り止む事なし。今年猶飢饉して、人々苦み憂ふ。武藏守大に憐み歎き給ひ、十

貞永式目
を定む

一月十三日、矢田六郎左衛門尉に仰せて、八木八千餘斛を出して、飢饉を救ひ給ふ。殊更美濃國高城の西郡大久禮より、上方一千餘町の内は、當年の年貢を免し給はる。百姓等に、糧の料を與へて扶けられけり。

天福元年正月、將軍家、權中納言に任ず。

文曆元年三月五日、北條武藏守泰時の孫、泰時の一男、時氏の子なり、年十二將軍賴經卿の御前に於て元服す。北條彌五郎經時と號せらる。

七月六日、家司奉行人に仰せて、起請文を召す。是れ親疎貴賤をいはず、正儀の沙汰をいたすべき趣なり。其衆十七人。

廿六日、賴經卿の御臺所、御産の氣あり。次の日に及び、難産死胎なり。産し終りて御惱亂ありて、遷化し給ふ。御年卅二。

十二月、將軍賴經卿、正三位に敍せしむ。中納言を辭退し給ふ。

喜禎元年十月、陸奥・出羽按察使に任じ、十一月に、從二位に敍せらる。

同二年二月、伊豫國宇和郡は、薩摩守公業入道が所領なりしを召止めて、常磐井入

道相國の御所領に付けらる。此所は公業代々の知行として、純友より此方、常郡に居住して、子孫に相傳せしに、科なくして召放たる、事を歎き申す。常磐井殿、年來此所を望まれ、此事叶はずば、老後の面目を失ふ由、理非をいはず關東へ望み申さる、故に、御管領あるべき由、達つて公業を宥められけり。

相模守時房を、修理權大夫に任じ、武藏守泰時を、從四位上に敍せしめらる。

先年、南都の大衆蜂起せしむと雖も、暫く靜まりしが、又起りて、城廓を構へて楯籠る。十月に、關東評定ありて、暫く大和國に守護人を居ゑられ、衆徒の知行庄園を取收めて、皆地頭を補せられ、近國の御家人等を以て、南都の道を塞ぎ、人の出入を止め、大衆敵對せば、皆討殺すべし。さもなくば殺す事なかれとあり。地頭を新補して、道を塞ぎければ、南都の城中兵糧に詰りて、大衆等、皆城を破りて退散しけり。將軍家を、民部卿に任せらる。武藏守泰時、左京權大夫に兼任せらる。

曆仁元年正月、將軍家御上洛。二月十七日、京都六波羅新造の御所に着御あり。廿二日、大相國の亭に御參り、次に一條殿道家に御參り。

廿三日參内。其夜小除目行はれて、將軍家を權中納言に任じ、右衛門督を兼任せしめ給ふ。

廿六日、檢非違使別當に補す。廿八日、將軍家より、御馬を公家へ奉らる。

今日、將軍家中納言等の御拜賀なり。御出立を御覽すべき爲に、大殿道家公、六波羅殿に渡らせ給ふ。門外に於て、御車より下り給ふ。是れ稀代の事なり。則前駟五人を差進せらる。

廿九日、大理の廳始なり。檢非違使廿六人皆參る。其内に五位尉八人あり。大理賴經卿出御なりて、各面拜を遂げらる。晚に及びて御參内、曉に至りて、前右府實氏卿竝に准後の御亭に渡らせ給ひ、次の日、六波羅に歸り給ふ。

三月、權大納言に任ず。督別當を辭す。四月、大納言の御拜賀あり。

四月十日、一條殿の御息福王公將軍の御舍弟、仁和寺御室に入室あり。將軍家、仁和寺に渡御あり。十八日、將軍家、權大納言を辭退し給ふ。

廿五日、一條殿道家公、法性寺殿にして御出家あり。攝政兼經公將軍家、共に渡御あり。

五月四日、將軍家より、菖蒲枕金銀を鑲め、竝に扇を、公家へ進せらる。件の枕は、六位の定役として奉る事なれども、御進物の次として、此の如し。

十六日、將軍家、右府の亭へ參り給ふ。御遊半に、福王公の飼ひ給ふ小鳥、籠より飛び出で、庭前の橋の梢に止まる、若君之を惜み給ふ。將軍家の御供に、弓の上手あるべし。死なざるやうに、此小鳥を射取り參らすべしとなり。將軍家、上野十郎朝村に仰を含めらる。朝村、墓目の目柱二つを削り缺きて挟み、樹の下に立寄る。此木枝葉茂りて、小鳥の姿、葉の間に少し見ゆる。諸人またいさ瞬もせずまぼり見る。朝村、彼方此方立巡りて、遂に箭を放つ。小鳥は囀る聲を止め、矢は庭上に落ちたり。朝村、其箭を奉る。小鳥は、墓目の中へ射込められてあり。目柱を削り缺きたるは此爲なり。小鳥を取出し、籠に入れらるゝに、羽を動かし、囀る事元の如し。堂上堂下、感ずる聲止まず。將軍家御感の餘り、御衣を給ふ。右府は、御劔を下されたり。

六月五日、將軍家、春日の社に御參りあり。行列濟々として、數千騎ありて御供す。六日還御。

浴中警固の爲め、辻々に篝を焼くべき由定められ、其の役を、御家人等に宛催さる。七月十六日、將軍家、本座の宣旨を蒙り給ふ。廿三日、石清水八幡宮に御参り、其日還御。

八月、將軍家、賀茂祇園・北野吉田等御社参。

十月十二日、將軍家御参内。御直衣、八葉の車。十三日、關東御下向。同廿九日、鎌倉に着御。仁治元年三月、關東の御家人並に鎌倉伺候の人々、萬事に過差を止め、儉約を好むべきの由、條々の沙汰あり。若し違背の輩は、見及ぶに従ひ、法に任せて行はるべしとなり。

十一月廿一日、鎌倉中の警固の爲め、辻々に篝を焼くべき由定めらる。是年、相模守時房卒す。

同二年三月、海野左衛門尉幸氏と、武田伊豆守入道光蓮と、上野國三原庄と、信濃國長倉の郷との境目を相論す。海野幸氏が申す所、其謂あるに依つて、式目に任せ、押領分を添へて、返し沙汰すべしと仰含めらる。武田光蓮恨を含み、一族を集めて、

前武藏守泰時を亡さんとする由風聞す。泰時聞きて宣く、人の恨みん事を思ひて、理非を分けずば、政道の本意にあらず。謀叛を恐れて、其非を改めずば、私ありといふべし。和田義盛が、囚人平太胤長を許さず、法に行ひし事を恨みて、謀叛せしも、其當座に於ては、許すまじきを許すべからず。是れ政道に私なきをあらはす所なり。今より後も斯くの如しと宣ふ。光蓮此由傳聞きて、全く二心なき由、起請文を書きて参らせしとかや。

我が領地の田地を以て、博奕の賭とする事、件の田地は召放つべき由定めらる。大宮三郎盛員と、豊島又太郎時光と、武藏國豊島庄犬食の地を相論す。大宮四一半を打ちける事より起りて、訴へ申すを、其所領を召上げられき。

同三年六月、武藏守泰時卒す。法名觀阿。年六十二。後嵯峨院寛元三年七月五日、頼經卿、

久遠壽量院にして御出家あり。法名を行智と申す。年來の御素懐の上、今年春の頃より、彗星客星の天變、又は御不例多くおはします、かた／＼以て思召立ち給ふ所なり。將軍家をば、若君頼嗣へ譲らしめ給ふ。

泰時卒す

頼經通世

同四年七月、前將軍入道大納言藤原賴經卿、鎌倉を辭して京に歸り、六波羅の若松殿に入り給ふ。御年廿九。供奉の人々、御暇給はりて關東に歸る。其中に三浦能登守光村は、御簾の砌に残り止まつて、暫く物申して、涙と共に罷出づる。是れ廿餘年の御昵に、御名殘を惜み奉る故なり。

賴經薨す

康元元年八月十一日、賴經入道薨じ給ふ。年卅九。

鎌倉第五代 賴 嗣

藤原賴嗣

藤原賴嗣公は、賴經卿の嫡男、母は大納言定能卿の孫中納言親能卿の娘。二棟御方と號す。又大宮殿と名づく。

延應元年十一月廿一日、鎌倉の施藥院使良基朝臣が藥師堂の家にして誕生あり。

仁治二年二月着袴。

寛元二年四月廿一日元服。御年六歳。賴經卿、征夷大將軍を讓るべき由、京都に奏聞あり。

賴嗣征夷大將軍に補せらる

敕定にて之を許され、同廿八日、賴嗣即ち征夷大將軍の宣旨を蒙り、右近衛少將に

任じ、從五位上に敘せらる。

十二月讀書始、筑後正光侍讀たり。

同三年七月、武藏守經時の妹、時氏の娘なり。泰時には孫なり。御臺所となる。檜皮の姫君と名づく。年十六。賴嗣は僅に七歳なり。

同四年三月、武藏守經時、病あり。廿三日、鎌倉の執權を、舍弟左近大夫將監時賴朝臣に讓らる。是れ病危急にして、存命賴なく、子息は未だ幼稚なれば、始終いかと思ふ故なり。

同四月十九日、經時出家、法名は安樂と號す。閏四月一日、經時入道卒す。年卅三。

五月廿四日、鎌倉中大に騒動し、民の家々、資財雜具を東西に運び隠す。何とは知らず、軍兵等雲霞の如く馳せ集り、將軍方、左近將監時賴方、思ひくりに集まる。次の日時賴の館用心厳しく、軍兵四方にみちくたり。爰に越後守光時といふは、左京大夫義時の孫朝時の子なり。時賴の執權を妬みて、計略を思ひ立ちけるが、舍弟一族を初めて、一味する者なければ、力なく髪を切つて、時賴に參らせけるが、六月

時賴執權となる

十三日、遂に越後守光時入道蓮智を伊豆國に流し、其所領越後國を沒收せらる。十二月、將軍家、從四位下に敍せらる。少將元の如し。

御教書を、諸國の守護地頭に給はる。

後深草院寶治元年五月十三日、賴嗣公の御臺所、遷化し給ふ。年十日頃御不例ありて、遂に御大事に及ぶ。是れ故修理亮時代の息女、左近將監時頼の乙妹なり。時頼は忌に依つて、三浦若狹前司泰時が館に移り入り給ふ。

前將軍賴經入道を慕ひ參らせ、若狹守泰村其弟光村、潛に野心を起し、時頼を亡さんと企つる由、秋田城介義景聞付けて、時頼に語ると雖も、時頼、いかでさる事のあるべきとて、泰村が館におはしける所に、三浦が一族集まりて、御前へは出ですして内證に籠り、外には御もてなし申すに似て、内には逆心の用意あり。其夜、五月廿七日、鎧腹卷の金物の聲聞ゆ。時頼、さては人の申す所、符合せりと思ひ合せ、俄に小姓一人に太刀持たせて、我御館に歸り給ふ。斯くて時頼、潛に人を遣して見せらるゝに、若狹前司一族郎從、面々に兵具を家々に取入れ、矢を作はぎ旗棹を洗ひ、用意の體な

り。御家人等、時頼の館に馳せ來りて雲霞の如し。時頼は、平左衛門入道盛阿に御書を遣し、泰村に和平の義を述べ、別心なき由、御誓言を載せらる。泰村大に喜び、御返事申しけり。然れども泰村心を改めず。爰に高野入道覺地、其子城介義景、參りて申さるゝは、縦ひ和睦の御書を遣し給ふとも、向後いよゝゝ權威に募り、公義を蔑にして大に驕るべし。始終解け難からん歟。只此次に打亡し給へとて、一族郎從引具して、若宮大路中下馬橋より押寄せて関を作る。三浦泰時家子郎從防いへのこぎ戦ふ。泰村が南隣の家に火をかけしかば、防いへのこぐ兵、煙に咽び、泰村が一族郎從、皆法花堂に籠り、爰にして三浦一族五百餘人自害して、軍は靜まりける。

寶治二年三月十一日、將軍家近習の輩は、一藝に達せし人伺候あるべき旨、和漢の才を好み給ふが故なりと仰出さる。

十月廿五日、島津豊後左衛門尉忠綱、高麗國の山柄やまがらを、將軍家に奉る。其鳥の羽色、白き事雪の如く、囀る聲、本朝の鳥の聲に變れり。將軍家御賞翫、只此物にあり。建長元年、時頼を相模守に任じ、重時を陸奥守に遷任す。

同二年二月廿六日、時頼潛に將軍家を諫め奉る。文武の兩道は、車の兩輪、鳥の二翼の如し。一を缺くべからず。凡て文武の御稽古あるべしと云々。

二月、閑院殿を造らる。

五月、將軍家、帝範を讀ましめ給ふ。相模守時頼參らしめらる。中原教隆眞人之に候す。相州、又貞觀政要を寫して參らせらる。

同三年七月、閑院造畢、遷幸あり。將軍家、從三位に敍し、左近衛中將に任じ、時頼を正五位下に敍せらる。是れ皆閑院殿を造る勸賞なり。

十二月廿六日、近江大夫判官氏信・武藤左衛門尉景頼・謀叛人了行法師・矢作左衛門尉長次・左衛門尉久連等を生虜りて、時頼に參らす。推問せられしに白狀す。是れ前將軍頼經、京都に於て世を亂さんと企て給ふと云々。此故に、鎌倉中物騒がしく、近國の御家人、雲霞の如く集まりしを、皆國々に歸るべしと仰出さる。

同四年二月、相模守時頼、陸奥守重時京都に使遣し、當將軍の執權を辭し申さる。

相州自ら筆を染めて狀を書き、奥州、判を加へて差上せらる。上皇へ奏聞を遂げ、

第一第三の宮の内御一所を、鎌倉へ下し給はるべき由申受くる。他人、更に此事を知らず。

三月五日、鎌倉の使歸り參りて曰く、仙洞にして御沙汰あり。第一の宮は十三歳、第三の宮は三歳。何れをか御下向あるべきと云々。相州・奥州評議あつて、十三歳の宮を御下向あるべき旨、重ねて飛脚を上せらる。

三月廿一日、三位中將頼嗣公、鎌倉の御館を出でて、越後守時盛入道が家に入り給ひ、四月三日、若君以下引具して、京都に上り給ふ。

康元元年九月廿四日、京都にして、前將軍三位中將頼嗣卿、早世し給ふ、御年十八歳。

頼嗣薨す

將軍記第四終

將軍記第五

鎌倉將軍記

鎌倉第六代 宗尊親王治世十五年

宗尊親王は、後嵯峨院第一の皇子、御母は准后平朝臣棟子藏人勘解由次官棟基の女なり。仁治三年、京都にして誕生あり。

建長四年正月八日、仙洞に於て御元服。御加冠の後、三品に敍せらる。加冠は左大臣藤原兼平公なり。攝政殿下兼經公親王の御袍、御笏等を奉り給ふ。九日御行始ありきとめ、公卿六人扈從し給ふ。時に十歳。内々鎌倉の時頼、重時申受くるに依つて、關東の御下向催し沙汰あり。

三月十九日、仙洞を出でて、六波羅に入り給ふ。八葉の御車なり。即ち是より御輿

宗尊親王
征夷大將軍
に補せ
らる

を奉り、關東に赴き給ふ。月卿雲客并に武士の輩、供奉し奉る。後嵯峨院、密に粟田に御幸ありて、御覽せらる。四月一日、鎌倉に着き、時頼の館に入り給ふ。同五日、征夷大將軍に任せらる。

十四日、始めて鶴岡八幡宮社參。供奉の行列あり。還御の後、政所始あり。兩國司着座、相模守時頼、陸奥守重時參らる。三獻の儀式吉書御覽じて後に、御弓始あり。

八日、親王家、征夷大將軍に任せしめ給ふ。鶴岡八幡宮にして、御拜賀あるべきに定められしかども、御病氣の故に延引す。

十一日、新造の御所、御わたましあり。

十二月十七日、將軍家、御惱の餘氣おはしまし乍ら、鶴岡に御社參あり。

同五年十一月廿五日、建長寺の供養あり。丈六の地藏菩薩を中尊とし、同じく地藏の像一千體を作らる。去ぬる建長三年十一月八日に事始ありて、今既に成就す。供養の導師は、宋朝の道隆禪師關溪と號すなり。

西國の地頭所務の沙汰、先例に任すべし。新儀の法を立つべからず。次に唐船の事

近頃賣買利潤の爲め、數十艘を並べ置く。今より其數五艘の外は置くべからず。速に破却せしむべしとなり。

閏五月一日、將軍家御前にして酒宴あり。近習の人、召出されて醉に和す。相模守時頼申されて曰く、近年武藝廢れて、自他門、共に其職にもあらぬ才藝を好み、武家の禮法を取忘るゝ事、比興といふべし。然れば弓馬の藝は、追つて試みらるべし。先づ當座に於て、相撲の勝負を、召し決せらるべきかと、將軍家御入興ありて、相撲六番あり。勝には御劔御衣を賜はり、負は大盃にて酒を賜ふ。

奉公の諸人面々に、弓馬の藝をたしなむべき由、仰出され、御所中に觸廻らさる。

十二月、御所に於て、源氏物語の談義を聞かしめ給ふ。河内守親行候す。

同八年三月十一日、陸奥守重時、其職を辭退して出家せらる。法名觀覺。

四月十四日、奥州政村重時の弟、執權の事を承るの後、政所始めの儀あり。

康元元年十一月廿三日、相模守時頼、最明寺にして飭を落す。日頃の素懐なり、法名は覺了房道崇時年卅歳。其家督時宗、未だ幼稚なる故、執權をば、武藏守長時に讓る。

時頼落飾
長時執權
となる

長時は重時が子なり。

正嘉元年二月廿六日、相模守時頼入道の嫡子正壽丸七歳、將軍家の御所にして元服あり。武藏守長時以下御家人等參る。親王將軍家、即ち宗の字を下されて、時宗と號せらる。

九月、勝長壽院造營あり。

十月一日、大慈寺供養、將軍家御出あり。供奉の人、各美を盡し、隨兵行列其式を定め、御臺所女房達、結縁聽聞の爲め、參らしめ給ふ。

同二年六月四日、勝長壽院の供養、將軍家御參あり。供奉の人行列あり。先陣の隨兵、御車直垂の供奉人、左右にあり。後陣又隨兵あり。其體嚴重なり。

十六日、將軍家、鶴岡に御社參あり。馬場の流鏑馬以下の事、例の如く、既に還御し給ふ。日暮れて灯を取る頃に至り、伊具四郎入道、今日供奉して山の内の家に歸る所に、建長寺の門前にして、射殺されたり。誰とは知らず簀笠を着て、馬に乗りたる人、下部一人召具して、伊具入道が左の方より、行違ひて通りしが、田舎より鎌倉

へ參る人かと覺えし。斯くて伊具、馬より落ちて、其儘死しけるを、郎從驚きて引起さんとする時、矢に中りけるとは知りけり。鏃に毒を塗りて、射込みたりと見えて、五體の支節ついで、離れくになりたり。相模入道時頼に訴へしに、諏訪刑部左衛門入道を召取りて、對馬前司氏信に預けらる。平内左衛門尉俊職ともしと平判官康頼入道が孫なり、牧左衛門入道等が、同意一味の所爲しわざなりと風聞す。諏訪刑部左衛門入道陳じて曰く、昨日平内左衛門、牧左衛門入道、某の家に来り會合して、終日酒宴し物語致して、門より外へは出で申さずとて、兩人を證據に立つる。平内俊職、牧入道も、慥に證人に立ちたり。然るに日頃諏訪刑部入道が古の所領の地を召上げて、伊具に付けられし間、諏訪と伊具と中惡しくなりぬ。其上射殺したる箭束の延びたると、射様の品と、頗る世の常の所爲にあらす。手足てたりの射手の業なれば、諏訪が爲むせに疑なしと言出す。諏訪が下部を捕へて、強く拷問して、汝が主の刑部左衛門、既に白狀したり。此上は落ちよ落ちよと攻めしに、下部が曰く、諏訪殿は、斯様の拷問に恥をかくよりは、科を負うて死せんと思ひて、白狀せられしにこそ。我等は下臈なれば、拷問の恥をも痛まず。

知らぬ事をば、いかでか申すべき。諏訪殿既に白狀あらば、重ねて我等を拷問せられても、詮なきかと申しける程に、慥に知れ難し。相模入道時頼、密に諏訪刑部一人を御前に召して、直に仰せけるは、伊具入道が殺されし事、下部の高太郎が白狀せし上は、疑なし。さり乍ら其仔細を、有の儘に申さるべし。品によりて、御命の事は申宥めて、扶け侍らんと。其時諏訪、涙を流して申すは、是れ日頃の宿意を遂げ果したる由を申す。時頼、不敏には思しけれども、天下に定まる法令なれば、九月二日、諏訪刑部左衛門入道は首を切られ、平内左衛門尉は、硫黄が鳥へ流され、牧入道は、伊豆に流し遣されけり。祖父康頼は、俊寛等と同じく、硫黄が鳥に流され、孫の平内俊職、又此所に流されたりしは、一業所感の因果にこそあるらめや。相模守時頼入道、青砥左衛門尉藤綱を召出し、公文所の評定衆とせらる。廉直にして私なく、無欲にして奢らず。正しき政道を申行ひける程に、邪欲奸曲の者共、おのづから恥ぢ恐れて志を改め、上に婆沙羅の費を省き、下に怨むる庶民もなく、暫く天下おだしかりけり。

青砥藤綱
の廉直

十月十二日、仰出さる、趣、嘉祿元年より、仁治三年に至る迄、御成敗の式法は、三代將軍并に二位の禪尼の定め置かれし所を、改め行ふべからずと云々。

龜山院文應元年二月五日、故岡屋禪定殿下兼經公の御息女、御年二十、最明寺時頼入道の御猶子として、京都より下着あり。山内の亭に入れ參らせ、頓て將軍家の御息所に備へ奉らる。同三月、御家人等、祝儀の進物あり。

七月十六日、沙門日蓮、安國論一卷を作りて、時頼入道に奉らる。

十月十五日、相模守政村の息女、日頃より物の氣つき、今日殊更狂亂して口走りて曰く、我は比企判官能員が娘讚岐局なり。死して大蛇となり、頭に大なる角生ひて火炎の如く、あつさ熱堪へ難く苦を受けて、比企谷の池の底に住むなりといふ。聞く人身の毛よだつ。誠に苦しげなる體なり。同廿七日、相模守政村、法花經を一日の内に頓寫せられ、息女に託する讚岐局が爲に、夜に入りて供養を遂げらる。若宮の別當僧正導師として、説法の最中に、件の姫君苦しげに見えて、舌を出し唇をねぶり、身を動かし足を延べて、偏に蛇身の出で現はれて、聽聞するかと覺ゆ。僧正立寄りて、

日蓮、立
正安國論
を作る

加持し給へば、惘然として眠るが如くして、物の氣はさめにけり。

十二月廿一日、入道右大辨藤原光俊朝臣、法名は眞親、京都より鎌倉へ下着あり。是れ當世の歌仙なり。

次の日より出仕致され、夫より和歌の興行、甚だ盛なり。

京上り夫錢大番諸役の定め、其沙汰あり。今年末の沙門普寧來朝して、元庵と禪法大に弘まる。

弘長元年二月、海道の驛馬、御物送りの夫の、毎度定の外を召使ふ事、土民旅人の憂あり。宿々早馬の用意二疋を定むる所に、四五疋も取る事、役所々々の煩其起あり。定めの外を取るべからず。京上下の送物の多少によりて、夫多く取る故に、民の煩多し。送物の多少に依りて、夫の數を定むべし。私の物をば、夫をさすべからず。夫役の者、路次にて狼藉すべからずと云々。次に又關東御分の神社佛閣、興行あるべし。祭の事は、豊年にも奢らず、凶年にも儉すといへり。是れ定まれる禮典の法なり。近年は神事、古の儀に背き、過差を背きて、世の費を願ず、神慮計り難し。向後

恒例の祭祀、怠るべからず。次に社頭は、先規に任せ、少破の時、修理を加へよ。大破に及びて言上せば、時に随つて沙汰あるべし。近年社司共、神領の利潤を貪り、社壇は破るれども顧す、神慮を恐れず、公儀を忘るゝ物なり。向後其法に背かば、神職を召放たるべし。次に諸寺の僧徒等、僅に勤行修法の名あれども、眞實の信なし。寺の職を續がするに、學道の器量を選ばず、愚鈍無智の者を代僧に立て、嚴重の御祈禱を勤めさする事、然るべからず。次に佛事追善供養の事、其人の分際に應ずべし。分際に過ぎて費多く、只名聞に營じ事、却て罪障を招くに似たり。佛事は其身の涯分に應じて、他の名聞を思はず、只信心を起すべしと云々。此等の條々、嚴制を加へられたり。

同三月廿日、評定衆、私あるべからずの由、連署の起請文を召されぬ。

十一月三日、陸奥守從四位上平朝臣重時卒す。年六十極樂寺と號す。

同三年二月八日、相模守政村が亭にして、和歌の會あり。一日の中に、千首の歌題を探りて、懸物を置かれて詠ましめらる。連衆十七人候す。辰の刻より、酉の半刻に

事終る。

七月、親王將軍家、今年詠じ給ふ和歌の中、三百六十首を選び出し、合點の爲め、前民部卿爲家入道の許に遣さる。將軍家の御歌、建長五年より正嘉元年迄の分、選び集めらる。之を初心愚草と名づく。

時頼卒す

十一月廿二日、入道正五位下行相模守平朝臣時頼入道道崇、最明寺の北の亭にして卒す。年卅七日頃病氣に罹り、危急に及びしより、最明寺に籠り、心靜に臨終すべしとて、尾藤太入道淨心宿屋左衛門入道最信只二人の外、人の出入を止められ、正しく臨終に及びて、衣袈裟を着し、繩床に上り座禪して、辭世の頌を作りて曰く、

業鏡高懸卅七年 一槌打碎大道坦然

弘長三年十一月廿二日道崇珍重

と云々。然るに最明寺時頼入道は、平生の間、武略を以て君を助け、仁義を施して民を憐み給ふ。天理に叶ひ人望に叶ふ。臨修正念にして、手に定印を結び、口に辭頌を唱へ、即身成佛の瑞相を示し給ふ。誠に權化の再誕なりといふべし。道俗集ま

り拜み、貴賤歎き悲しむ。

將軍家御哀傷の餘り、十首の御詠歌あり。仙洞より右少辨經任朝臣を差下されて、最明寺を弔はせらる。

時宗執權
となる

文永元年八月十日、時宗最明寺殿の嫡子執權に與かる。

同二年九月廿一日、將軍家の御息所姫君御誕生。

同三年四月、親王將軍家、御病氣おはしますとて、松殿の僧正良基を以て、御驗者と
して、護身の爲め、御前に候せらる。世に風聞の事あり。世を亂らんと企つる者共、
時々御前に近く参りて、詠歌に事寄せて、夜更くる迄も、私語密談する由、時宗に知
らする人ありて、疑を起し、物事に遠慮ありと云々。京都にも沙汰ありけるにや、
六月五日、木工權頭親家を、仙洞より遣され、内々將軍家へ御諫を入れらる。同じ
き十九日、左京大夫時宗、越後守實時政村の甥、秋田城介泰盛、密に相模守政村の家に會合
して、祕計の沙汰あり。此人々の外には、聞く人もなく知る事もなし。何事とは知ら
ず、夜更くる迄、額を合せて密談ありけり。今日、松殿の僧正、御所を出で、何國いづくと

鎌倉中騒
動

もなく逐電す。

同廿三日、若君、俄に相模守の亭に入り給ふ。何とは知らず、人々多く馳せ参り、鎌
倉中物騒がし。廿六日、近國の御家人等馳せ集り、七月一日より、諸方の御家人、鎌倉
に立込み、或は關を破り、又は閑道より参り、皆兵具を帶して、家々に立入りけり。
同三日、鎌倉の民騒ぎ立ちて、資財雜具を持運び、男女さまよひ逃ぐる。武士は甲
冑を帶して、東西に馳せ違ひ、相模守の門外に集まり、一次に政所の南の大路にして、
時の聲を擧ぐ。相模守は、少卿入道心蓮、信濃入道行一を使として、將軍家へ兩三度
遣し、斯る騒動のある折節は、其以前は、將軍家、何れも執權の亭へ入り給ひき。
只今も猶、此方へ入らせ給へと申遣さる。御所にありつる人々、皆出でて、僅に七
八人残りぬ。中務權大夫教時朝臣は、甲冑の武士數十騎を率して、藥師堂の亭より
駈出で、塔の辻に至る程に、其邊いよく騒ぎけり。相模守、東郷八郎入道を以て、
これはそも如何なる事ぞ、何の見ゆるにや、かゝる有様にて馳せ巡り、人を騒がし
けるぞや。其仔細を聞くべきなりと申遣さるゝに、教時、申す旨なし。將軍家は、

女房の輿に召して、御所を出でて、越後入道勝圓が佐介の亭に入り給ふ。夫より直まに京都に上洛あり。北條左近大夫將監時茂が、六波羅の亭に入り給ふ。教時は義時の孫、朝時の子なり。時茂は重時の子、松殿の僧正良基は、高野山に入りて、斷食して死す。

同十月に、將軍宗尊親王は、六波羅を出でて、承明門院の舊跡、土御門萬里小路の家に住み給ふ。

同九年二月、親王家御飾を下し給ふ。法名覺惠。

同十一年七月薨す。御年卅三。

宗尊親王
御落飾次
で薨去

鎌倉第七代 惟康親王 治世廿四年

惟康親王は、宗尊親王の御息、母は近衛攝政太政大臣藤原兼經公の娘。幸子と名づく。文永元年、鎌倉に誕生あり。去ぬる文永三年六月廿三日、鎌倉騒動の時、若君は、相模守政村の亭に入り給ふ。前將軍家宗尊親王は、京都に上洛し給ひしかば、相州即ち若君を取立て參らせて、仰ぎ奉らる。

惟康親王
征夷大將
軍に補せ
らる

文永三年七月廿四日、征夷大將軍に任じ、從四位上に敍せらる。

此年蒙古の國王より、書を日本國に送る。次の年、入宋の沙門紹明歸朝す。南浦と名づく。

同六年、宋の沙門正念來朝す。大休と號す。

同七年十二月、惟康を從三位に敍し、左近衛中將に任じ、源の朝臣の姓を賜ふ。

同八年二月、惟康を、尾張權守を兼任す。

十月、北條左近將監義宗長時の子上洛して、六波羅の北方に居す。此年日本の使を以て、蒙古國に返報せしむ。

同九年正月五日、惟康を從三位に敍す。中將元の如し。

二月十七日、後嵯峨院崩御あり。是より以前、西園寺太政大臣實氏公の娘、後嵯峨院の中宮となりて、後深草院龜山院を生み參らせらる。斯くて寶治元年に、後嵯峨院御位を譲り給ひて、後深草院御位に即き給ひ、正元元年に、後深草院御位を譲り給ひて、龜山院御位に即き給ふ。是に於て後嵯峨院の御遺敕に宣はく、今より後の世迄も、後深草、龜山兩院の御子孫、替るべく御位に即かせ給ふべしとなり。是れ誠に

は、鎌倉の執權相模守時宗武藏守經時の三男なりが、計らひ申す所爲なり。其志偏に皇孫を二流にして、王威を擅にさせ奉るまじき爲めなり。夫より以前、後鳥羽院承久の兵亂の時、西園寺の公經卿、志を鎌倉方に通はし、義時北條時政の子なりに心を合せられしかば、天下鎮まりて後、左京大夫義時、其志を感じて、西園寺を押立て、禁中の事をとりまかなはせ奉りしかば、公經卿より子孫官位高く進み、太相國に經上り、天子の御外戚となる事度々なり。其古は、攝政關白になり給ふ家は、近衛殿と九條殿と、只二流なりけるを、四條院仁治三年に、良實公、關白になり給ふ。是れ二條殿の先祖なり。後嵯峨院寛元四年、實經公、關白となり給ふ。是れ一條殿の先祖なり。後深草院建長四年に、兼平公、攝政となり給ふ。是れ鷹司殿の先祖なり。即ち五攝家となりし事、是れ最明寺時頼入道の執權より、攝政關白の家々多くなりぬ。今又時宗執權の世になりて、帝王の御位も、二流に分ち奉り、替るべく御位に即け奉る事も、偏に王道廢れて斯くの如し。

北條式部丞時輔は、時宗が兄なり。京都に上洛して、六波羅にありて、西國の政道

五攝家の事

義政執權となる

執行ひしに、北條尾張守公時朝時の孫、同遠江守教時朝時の六男、鎌倉にあり乍ら、時輔と内通して、時宗を討たんと企て、密に其用意ありける所に、此事顯れて、同十一月に、教時公時入道見西は、鎌倉にして殺されぬ。時輔は、六波羅にして、義宗が爲めに殺されたり。中御門中將實隆、此謀叛に與せしかば、籠居して、出仕を止めらる。

同十年五月、左京大夫從四位下政村卒す年六十九。六月に、北條武藏守義政重時の四男、執權となる。

同十一年十月、筑紫の早馬、六波羅に來りて曰く、蒙古國の賊船數百艘、日本に押渡り、對馬の島にして合戦ありと。

後宇多院建治元年、鎮西より、蒙古并に高麗人等を送りて、京には入れずして、直に關東に來らしむ。

十二月、北條左近大夫時國重時の孫、上洛して、六波羅の南方に居す。是れ時輔が替りなり。

同二年正月、惟康を、讃岐權守に兼任す。

四月、蒙古の使者、長門國室津浦に来る。八月に關東に下る。是れ本朝を窺ひ、打取らんとする方便なる由、鎌倉の龍口にして首を切る。

弘安二年正月、將軍家惟康を、正二位に敘す。

北條時宗、使を大元に遣して、禪僧の名ある上人を招く。明州の太守大に感じて、祖元禪師を日本に渡す。

同三年二月、異國元朝より、杜世忠といふ者を使者として、日本に遣す。是れ又日本を窺ふべき支度なりとて、杜世忠を殺す。

同四年、大元の大将阿刺罕范文虎、忻都、洪茶丘等軍兵十萬餘騎、兵船に取乗つて、日本に渡り、博多の浦に着く。九州の軍兵、防ぎ戦ふ。大元の船、勝に乗りて長門國に押渡る所に、俄に大風吹起りて、大元の兵船を、右往左往に吹散らし、岩に當り浪に打たれて、皆悉く死す。十萬餘人、僅に三人、大元に歸りぬ。是れ偏に、本朝三千七百餘社の神の力なり。

此年、元の沙門祖元來りて、時宗に對面あり。

蒙古入寇

業時執權
となる

時宗卒す

同五年、時宗、即ち鎌倉に圓覺寺を建て、祖元を以て開基とす。

同六年二月、北條彈正少弼業時、重時の五男、執權となる。

同七年四月四日、時宗卒す。年卅四。法名は道果。

六月、北條左近大夫時國、京都六波羅にありて、大に惡逆をなしけり。鎌倉に召下して殺されぬ。

貞時執權
となる

十月、時宗の嫡男相模太郎貞時、今年十四歳、家督を繼ぎて、鎌倉の執權となる。此時に當つて、外祖秋田城介兼陸奥守泰盛の威勢、大に盛なり。貞時の家老平左衛門尉頼綱と泰盛と中惡しくなりて、互に相惡む。次の年四月、貞時を相模守に任せらる。此年陸奥守泰盛、己れが權威の大なるに誇り、元の藤原氏を改めて、源氏となり、密に諸人を語らひ、謀叛を起し、自ら將軍とならんと企てけり。平左衛門尉頼綱此事を聞出し、相州貞時に告知らせ、一族御家人を催し、泰盛并に子息宗景を討ち、其一味同心の輩皆平らげ、是よりして、頼綱權威高く振ひて、北條の一族御家人等も、手を束ね膝を屈むるが如し。

宣時執權
となる

將軍記第五

同十月、北條宣時執權となる。是は義時の舎弟相模守從四位下時房の孫なり。時房の四男武藏守朝直に三男なり。

六月五日、惟康を中納言に任じ、右近衛大將を兼任す。十月四日、親王の宣下ありて、一品に敍せらる。或は一品に敍せらるといふ。

正應二年八月十五日、鶴岡八幡宮の放生會に、將軍家御參詣あり。

同九月、鎌倉中物騒がしく、近國の御家人等馳せ集り、土民雜具を取運び、貴賤逃げさまよふ。軍兵東西に馳せ違ひ、執權相模守の家に集まり、將軍家俄に御上洛あり。

物騒がしきに周章てふためき、武士共網代の御輿を差寄せ、將軍家を後ざまに乗せて、鎌倉を出づる。流罪の人をこそ、輿には後ざまに乗するといふに、今の惟康親王を、さかしまに御輿に乗せ參らせて上洛するは、惟康親王を、京へ流すといふものかとして、鎌倉の諸人、笑ひ合へり。

親王家今年廿六歳、洛陽の西山嵯峨野に籠りて、頓て御飭下し給ふ。

正中二年十月に薨じ給ふ。御年六十二。

惟康親王
薨去

鎌倉第八代 久明親王 治世廿年

久明親王は、後深草院第二の皇子。母は三條内大臣藤原公親公の女、從二位房子。御匣殿と號す。

文永十一年、京都に誕生あり。

正應二年九月、鎌倉の騒動に依りて、前將軍惟康親王家上洛あり。是故に執權相模守貞時、即ち飯沼判官等七人を上洛せしめて、皇子一人差下されて、關東の將軍に仰ぎ奉るべき由申遣す。使者即ち前親王將軍惟康卿の、通りて上洛し給ふ足柄山の道を替へて、閑道より京に上る。即ち敕許ありて、十月三日、頓て久明親王御元服あり。

九日に、征夷大將軍に任じ、次の日、仙洞より六波羅に移りて、關東への御首途あり。同廿五日、征夷大將軍一品式部卿親王久明、鎌倉に下着あり。時に御年十六歳。

貞時大に喜び、前將軍惟康の座せし御館を壊ちて、新に御所を作りて、新將軍家を居る奉り、即ち惟康親王の御娘を以て、御息所とす。

鎌倉第八代 久明親王

久明親王
征夷大將軍に補せらる

同三年三月、甲斐源氏淺原八郎爲頼といふ者は、大力の強弓なり。武勇の名ありて諸國にして惡逆をなす。此故に所領を召上げられ、搦捕りて縛めんとせらるゝに、逐電して密に京に上り、夜に入りて内裡に參り、紫宸殿に籠る。直宿の武士共之を攻むるに、終に爲頼自害す。其放つ所の矢には、漆を以て太政大臣源爲頼と書付けてあり。三條宰相中將實盛卿は、爲頼に同意して、内々謀叛の企ある由、風聞せしかば、召捕られて六波羅に至る。同四月に、實盛卿并に子息侍從公久を、鎌倉に下して、謀叛の仔細、同意の輩を糺明す。

十一月、式部大夫時輔六波羅に居すの次男某とかや、三浦介頼盛を頼みて、謀叛を企てける所に、程なく顯はれて誅せらる。

此年地頭御家人等、造作修理の用途宛飯役五節供等の用事、皆百姓に宛課あておほせて責取る事、年貢運上の上に、色々課役を宛行ふ。誠に百姓等憂へ歎く。向後固く禁制致し、地頭の得分を以て沙汰すべしと云々。

永仁元年三月、北條兼時時頼の孫を、鎮西探題とし、筑前に居ゑて、九州の事を執行はし

む、又長門探題遠江守時直時房の五男を以て、中國の事を政道せしむ。

四月、鎌倉大地震、山崩れて谷を埋み、海水わき上りて、陸路を穿ち、堂社佛閣倒れ破れ、人民壓死さるゝ者一萬餘人なり。

貞時の家老平左衛門尉頼綱、髪を剃り、法名を果圓と號す。權威いよく、日々に熾になる。次男安房守は、判官に任せられ、飯沼殿と號す。地頭代官譜代御家人等、媚び諂ひて、腰を折り手を拱きて附従ふ。是に依つて心奢り、願はくは安房守を將軍になして、關東の權威を輝かさんと、密に一味同意の輩を語らひ、其企を致す。

嫡子宗綱大に諫めければ、親子の中不和になり、安房守も、先づ宗綱を計らんと擬す。宗綱、即ち貞時に告げければ、貞時御家人等に心を入れて、頼綱入道安房守等を誅戮し、宗綱も、父に不孝の科あり、又其一類なれば、今より末も如何あるべきとて、佐渡國に流されしが、其後赦されぬ。

同二年十二月、凡そ評定所に訴訟せし事共捨置かれて、裁斷なき時は、訴訟人各憂へ憤りて越訴をいたす。是れ評定頭人の怠る所なれば、禁制の限にあらずと定め

らる。

同四年十一月、吉見孫太郎義世といふは、三河守範頼四代の孫なり。謀叛を企つる風聞あり。頼て探し出し、搦め捕りて、龍口にして誅す。

同五年、越訴の事、向後之を停止すべし。但評定の内に残る仔細あらば、奉行等人之を沙汰すべし。替錢借物の事、沙汰あるべし。其利分を書載せたらんは、證文に任せて、批判すべしと云々。

同六年二月、權中納言藤原爲兼卿、隱謀の聞えあるに依つて、佐渡國に流さる。嘉元元年に召返さる。

師時執權
となる

後伏見院正安三年八月、貞時髪を剃り、法名を崇演と號す。執權を、其聲師時に讓る。時頼の子なり。時村を以て、政村の子なり。之に副へ行はしめらる。新相模守時村、連署せらる。嘉元二年、貞時の子高時生る。

同三年春の頃より、北條時頼の孫宗方、師時と中不和なり。

時村が孫熙時は、貞時の婿なり。師時と姪なるを以て、師時と時村は、至りて中好

宗宣執權
となる

かりけり。宗方、先づ時村を殺して後、師時・熙村を討たばやと思ひ、四月に、宗方、與力同心軍兵を集め、詐りて將軍の仰なりというて、夜中に押寄せ、時村を殺す。是に依つて鎌倉中大に騒動す。貞時即ち北條宗宣時房の曾孫・宇都宮貞綱に仰せて、宗方を誅す。同七月、貞時即ち宗宣を以て、執權とせらる。

此頃出羽國羽黒山修験の山臥等、訴訟の事あり。其上最明寺時頼入道は、修行者に身を窶し、六十餘州を巡りて、人の善惡を尋ね聞きて、委しく記し付けて鎌倉に歸り、善きには賞を與へ、惡きには罰を加へられければ、國には守護國司所には地頭領家、皆威あれども奢らず、權を施せども恣にせず、少しも僻事を行ふ人なければ、世は淳素に歸し、民の家々豊なりけり。最勝園寺貞時の執權せられしには、評定衆の内五人を選び出して、行脚の僧に出立たせて、諸國を巡らされしに、其中に病に取臥せられ、又は死去せしかば、人を替へて出されけるに、後に出でける者共、奸曲を構へ、利分に走り、欲深くなりて、直にそれと顯はし、傳馬を取り民を貪るまゝに、結局此者共より惡事起り、羽黒山臥の訴訟も出來せしかば、回國の者共を呼返し、大

に戒をなし、民を痛ましめ、濫惡をなしける者數百人を罪に行ひ、貞時自ら又身を
寢し、只一人諸國を廻られしに、其頃久我内大臣通基公、讒言に依りて、仙洞の御氣
色を被り、領地を沒收せられ、城内の茅屋の内に押籠められ、微なる御住居にてお
はせしを、貞時修行の次に立寄りて、仔細を問はれしに、させる御科にもあらず、又
久我殿の仰、忠ありて私なき旨聞届け、關東に歸りて後、此事を奏聞ありしかば、仙
洞にも、大に驚かせ給ひ、早速に舊領を返し付けられ、召出されけり。

花園院延慶元年八月、久明親王將軍上洛あり。後醍醐天皇嘉曆三年十月薨す。年十五。

久明親王
薨去

鎌倉第九代 守邦親王

守邦親王は、久明親王の御子。母は惟康親王の娘。乾元元年、鎌倉にして誕生あり。
延 元年八月に、征夷大將軍に任せらる。

久明親王
征夷大將
軍に補せ
らる

同三年六月、金澤修理大夫貞顯上洛して、六波羅の北方に居す。貞顯は、左京兆義
時六世の孫、越後守顯時の子なり。

師時逝去

應長元年九月、師時死す。年廿七。

貞時卒す

同十月、最勝園寺貞時入道崇演卒す。年十四。

高時僅に九歳、此故に宗宣、熙時を以て、執權せしめ、長崎入道圓喜を以て、内管領
とし、高時が舅秋田城介時顯と共に、高時を守立つるなり。

宗宣逝去

正和元年六月に、宗宣死す。年十四。

基時執權
となる

同四年七月、北條相模守基時、執權となる。是れ基時は、彈正少弼業時が孫なり。
後に入道して、信忍と名づけ、普恩寺と號す。

九月、北條修理大夫惟貞宗宣の子上洛して、六波羅の南方に居す。

同五年七月、高時十四歳にして執權となる。同八月、熙時死す。

文保元年三月、高時を相模守に任す。

高時執權
となる

同二年、花園院、御位を後醍醐帝に譲り給ふ。初め後嵯峨院の御遺詔として、後深
草龜山兩院の間より、替るべく御位に即き給ふ。皆是れ關東の計らひなり。後醍
醐は、後宇多御寵愛の皇子なれば、此君の御流れ、帝王の正統を續ぎ給ふべしと、諸臣

下思ひ奉る。斯くて敕使を關東に下され、後醍醐の皇子護良親王を春宮に立て、御位を譲り奉らんと、仰せ遣されしに、高時うけがはず。終に後二條院の皇子邦良親王を以て、太子に立て參らせければ、後醍醐、萬事叡慮に任せざる事を逆鱗あり、是ぞ高時を憤り思召す基なる。

元應元年四月、疎石法師夢窓鎌倉に至る。

元享元年十二月、高時計らひて、常盤駿河守範貞重時が曾孫なりを、六波羅に居る、英時を以て鎮西の探題とす。

同二年三月、奥州の安藤五郎及び五太郎謀叛す。高時、軍兵を遣して之を退治す。

同四月、後宇多院より、大納言藤原定房卿を敕使として、關東へ仰せらるゝは、世の中の事共を、帝に任せ奉りて、其身は早く大覺寺に隱居せんとなり。高時許し奉る。此頃、攝津國の住人渡邊右衛門尉野心を起し、鎌倉を反き、六波羅の政道に従はず。高時、即ち河内國の住人楠多門兵衛正成を以て平げしむ。又紀伊國安田庄司といふ者、逆心あり。楠正成攻落して殺す。安田が領地を、正成に賜ふ。又大和國越智四

後醍醐天皇
高時を
討たんと
計らんと
せらる

郎謀叛す。六波羅より、軍兵を遣して攻むれども叶はず。正成に仰せて打亡さる。

正中元年、後醍醐帝、年來如何にもして、鎌倉を亡さんと思召し給ふ。此事深く慎み、世に漏れなん事を憚らせ給ひ、日野中納言資朝、藏人右少辨俊基、四條中納言隆資、大納言師賢、平宰相成輔、以上五人に仰合せて、密に兵を召されけり。美濃源氏土岐伯耆十郎頼貞、多治見四郎國長を、資朝卿語らばる。其與黨土岐左近藏人頼貞は、六波羅の奉行人齋藤太郎左衛門尉利行が婿なりしが、六波羅へ返忠しければ、六波羅、即ち軍兵を遣して、頼貞、國長を打殺す。

同二年五月、關東の使長崎四郎左衛門泰光、南條次郎左衛門宗直、二人上洛して、權中納言資朝、藏人右少辨俊基を召取りて、關東に歸る。是れ御謀叛の張本なる故なり。同七月、僧疎名法師上洛す。

敕使萬里小路大納言藤原官房卿、鎌倉に下らる。帝御告文を高時に賜はる。齋藤太郎左衛門尉利行、高時が前にして之を讀む。叡心不僞處任「天照覽」といふ所にて、利行眩き鼻血垂りければ、讀果てずして退出し、血を吐きて死す。高時大に驚き、

御世を治め給はん事は、武家綺ひ申すべきにあらずと、敕答申して、宣房歸洛あり。俊基は許されて都に上り、資朝は佐渡國に流しぬ。

嘉暦元年三月、高時入道して、法名を宗鑒と號す。高時入道が舍弟左近大夫泰家、執權にならんとするを、長崎新左衛門尉高資押へて、泰家を入道せしめ、金澤修理大夫貞顯に執權させれば、泰家憤り妬みて、貞顯を殺さんとす。此故に貞顯も入道して、四月に、相模守守時長時が曾孫赤橋と號す・維貞執權す。泰家は、鎌倉亡びて後還俗して、西園寺殿にありしが、刑部少輔時興と名を替へて、謀叛しける人なり。次の年十月に維貞死す。

元徳二年五月、二階堂下野判官・長井遠江守二人、關東より上洛す。範貞即ち法勝寺の圓觀上人・小野の文觀僧正・南都の知教教圓・淨土寺の忠圓僧正を、六波羅へ召取る。是は後醍醐帝、中宮御産の御祈に事寄せて、鎌倉調伏の祈をせられしかば、猶御謀叛の仔細を尋ねられん爲めなり。又二條の中將爲明は、帝の近臣なりとて、捕へて拷問水火の責に及ばんとせしが、秀歌を詠みて許さる。忠圓・文觀・圓觀の三僧は

高時執權
となる

關東に下り、帝の御謀叛白狀ありて後に、遠流せらる。

六月茂時執權になる。無時の子。資朝卿を、佐渡にして殺す。同七月、俊基を捕へて、關東に下して誅す。

後醍醐天
皇笠置へ
御遷幸

元弘元年八月、關東の使者上洛して、帝の御位を下し奉らんとす。後醍醐帝、密に笠置の山に入り給ふ。楠正成を召されて、武將の計を委せ給ふ。大納言藤原師賢を帝なりというて、比叡山に上せらる。六波羅より、軍兵を遣して之を攻むるに、大衆防ぐ。終に師賢あらはれて、大衆散々になる。

九月、兩六波羅軍勢七萬五千人、笠置に取懸け攻めたり。大塔宮師賢以下、皆笠置に集まり給ふ。終に城を攻落す。

十月、主上は、深須入道松井藏人等に捕はれさせ給ひて、六波羅へ入り奉る。光嚴院を立て、帝とす。

關東の軍兵等、赤坂の城を攻むる。城主楠正成之を防ぐ。俄の城なれば、兵糧乏しく、正成密に開退きぬ。

同二年三月、駿河守範貞、鎌倉に歸る。越後守仲時基時子、左近將監時益、關東より上洛して、六波羅に居す。仲時は北の方、時益は南の方に居す。之を兩六波羅と號す。後醍醐帝を、隱岐國に流し奉る。

後醍醐天皇を隱岐國に流し奉る

五月、笠置の囚人、後醍醐の近習の臣下、死罪流刑に處せらる。

七月、楠正成天王寺に出張、六波羅の軍兵、屢攻むれども克たず。

畿内・西國の輩蜂起する事、關東大に驚き、東國・北國の軍勢數萬騎を差上せらる。

光嚴院正慶二年二月、關東の大軍、赤坂の城を攻落す。此城は、先年楠正成が落ち

て後に、湯淺權正を籠め置きしを、楠又取返し、家人を入置きたりしを攻落す。

同三年正月十六日、大塔宮護良親王の籠り給ふ吉野の城を攻落す。夫より楠正成

が籠りし千劔破の城を取圍む。軍兵數十萬騎、日毎に攻むれども、正成能く之を防

ぐ。故に關東勢、多く討たれて克たず。

播磨・苔繩の城主赤松入道圓心、打出でて京極に亂れ入り、六波羅と合戦す。

後醍醐帝、隱岐國を遁れ出で、伯耆國船の上に入り給ふ。名和又太郎長年、之をう

楠正成千劔破に籠る

後醍醐天皇を隱岐國に遁れ出でさせらる

けひき奉り、四國・九州の軍士馳せ参りぬ。

六波羅より、摩耶城に籠りし赤松を攻めしむるに、寄手打負け、京都に逃上る。

四月、相模入道高時、即ち名越尾張守高家、足利治部大輔高氏を差上せて、赤松を討たしむ。高家は討死す。高氏は後醍醐帝に屬して、六波羅を攻めらる。

五月七日、高氏・圓心等六波羅を攻落す。越後守仲時、左近將監時益、既に時益は、矢に中りて死す。仲時は、江州の番馬迄落延びけれども、敵多く道を塞ぎて通り得ず。辻堂に下り並びて、自害して死す。

同八日、新田太郎義貞、上野國にして旗を擧ぐ。高時、即ち金澤武藏守貞將等を遣して、討たしむるに、克たずして引退く。又相模入道の舍弟に、四郎左近大夫入道惠性等を遣して、攻むれども克たず。義貞軍兵を進めて、鎌倉に攻入りしに、守時・基時・大佛貞直・金澤貞將以下、皆討死す。惠性と、高時の子相模太郎邦時、其弟時行は、鎌倉を遁れて出でた。廿二日、高時、東勝寺にして自害す。茂時、範定以下の一族、皆自殺す。城介入道圓明、長崎入道圓喜等皆死す。此日將軍家守邦親王、御飭下

高時自殺北條亡ぶ

し給ふ。義貞、即ち相模太郎邦時を、五太院右衛門尉宗繁が返忠に依りて、尋ね求めて殺す。

廿七日、小貳、大友菊地等、九州に軍兵を起し、探題英時を攻めて殺す。長門探題上野介北條時直は、官軍に降参す。

七月、守邦親王薨す。年卅三。

守邦親王
薨去

將軍記第五終

將軍記第六

京都將軍記

京都第一代 源尊氏 治世廿五年

足利尊氏

足利又太郎高氏、父は清和天皇十五代の苗裔足利讚岐守貞氏。母は上杉修理亮頼重が娘、從三位藤原清子。後二條院御宇嘉元三年、高氏を誕生す。

後醍醐天皇元應元年十月十日、從五位下に敍し、治部大輔に任せらる。

元弘元年九月、北條相模守高時が命に依りて、鎌倉より上洛し、後醍醐帝の笠置の皇居を攻め奉らんとす。路次にして、笠置の城落ちたりと聞きて、直に楠正成が籠りし赤坂の城に向ふ。

同二年六月、從五位上に敍せらる。九月楠正成、千劔破の城に籠る。六波羅の軍勢

京都第一代 源尊氏

攻むれども克たずと聞きて、高時、又鎌倉より大軍を差上せて攻めさするに、高氏又其軍勢に列りてあり。次の年二月、千劔破の城を攻め、既にして鎌倉に歸る。四月、諸國の官軍大に起ると聞きて、相模守高時、重ねて名越尾張守高家を、大手の大將とし、足利治部大輔高氏を、搦手の大將として上洛せしむ。高氏は、父貞氏死去あり、其上心地煩ひければ、辭し申さるれども許さず。嚴しく催促をいたして、駈上せられければ、高氏大に恨み憤り乍ら、舍弟兵部大輔直義、共に上洛ありて、大手搦手の大將、六波羅に集る。高氏、密に後醍醐帝の伯耆國船上の皇居に使を參らせ、宣旨を給はりて、鎌倉の高時を討つべき由申遣さる。敕して許し給ふ。

廿七日、名越尾張守高家と、赤松入道圓心と戦うて、高家、矢に中りて死す。高氏は、舍弟直義、家臣高師直等と評議して、軍兵を引具して、丹波路に赴き、篠村の八幡宮に參らる。

五月に、高氏、軍兵を率して上洛し、赤松圓心等と相圖を定め、六波羅を攻破り、越後守仲時、左近將監時益、兩六波羅は落行きしに、道にして皆死す。京都平になる。

後醍醐帝
船上より
御還幸あ
らせらる

六月五日、後醍醐帝、船の上より、京都に還幸あり。高氏、仰へ奉る。即ち鎮守府將軍に任じ、内の昇殿を許され、尋いで治部卿左兵衛督に任じ、從四位下に敍す。大塔宮護良親王と、高氏と中和になりたり。是れ殿法印良忠と高氏と、權威を争ひて互に惡みしが、良忠、さまざま大塔の宮に、高氏を讒しける故に、宮、即ち軍兵を起して、高氏を討たんとし給ふ。後醍醐帝敕定として、抑止め給ふ。大塔宮を征夷大將軍に任せらる。猶屢高氏を討たんと殺さん事を謀り給ふ。高氏、直義兄弟、密に准后藤原康子に取入りて、色々の重寶を參らせ、高氏兄弟は、忠義ありて私なき者なりと、天皇へ申さしめらる。准后は、阿野中將公廉の娘、三位殿の局と申せしを、主上御寵愛ありて、准后の宣旨を下され、内外の事、准后の御口入とだに申せば、理あるも非にあり、忠なきも、恩賞に預かる程の御事なり。大塔の宮には、御繼母なり。

八月五日、高氏、從三位に敍し、武藏守を兼任す。天皇敕定として、高氏の高の字を、尊の字になさる。

建武元年正月五日、尊氏を正三位に任じ、又敕して、武藏常陸下總三ヶ國を給はる。

五月、尊氏、准后を語らひて、大塔の宮御謀叛ある由、天皇へ讒奏せしめらる。天皇之を信にし給ひ、即ち大塔宮護良親王を召捕りて、直義に預けて、鎌倉に遣し給ふ。兵部大輔直義、日頃の遺恨に依つて、土藏を作りて入置き奉る。

九月十四日、尊氏を、參議左兵衛督に任せらる。

同二年七月、相模守高時が子相模次郎時行は、新田義貞の爲めに、鎌倉を攻破られ、高時以下一族、皆滅亡せし中に、時行童名は、諏訪三郎高盛、抱きて信濃に下りて、隠れ居たりしが、今既に中仙臺の大將となり、軍兵を集めて、鎌倉に攻入りけり。

直義叶はじと思ひて、大塔の宮を弑して、鎌倉を遁れ出でたり。天皇即ち尊氏に仰せて時行を討たしめらる。尊氏、征夷大將軍になし給はんことを望むと雖も、許されず。但關東八ヶ國を管領すべき由許さる。

八月、尊氏と時行と、屢戦うて時行打負け、軍兵皆討たる。時行は、舟に乗りて、尾州熱田に遁れ落ちけるを、大宮司生捕りに都に上せ、六條川原にして斬られぬ。尊氏鎌倉に入りて、自ら征夷大將軍と稱し、東國靜謐の賞として、從二位に敘せらる。

十月、尊氏、奏狀を奉りて、新田左兵衛督義貞と不和になり、義貞の軍功を誹る。義貞も亦書を捧げて、尊氏の僞を訴へ、其上に科なき大塔宮を弑し奉る事を申す。天皇大に逆鱗あり、尊氏を以て朝敵になされ、十一月、新田義貞、東國征伐の爲めに下らる。廿六日に、尊氏の官位を削られたり。

尊氏鎌倉にあり乍ら、舍弟直義、執事高師直等を遣して、矢矧、鷲坂、手越川原に出向うて、防ぎ戦ふに、直義等打負けて引退く。義貞、軍兵を進めて伊豆に入り、舍弟脇屋義助を、中務卿尊良親王に添へて、竹下に向はせらる。尊氏は、天皇の逆鱗を聞きて、自ら髻を切り、建長寺に籠り、謀叛の心なき事を示す。一族郎從皆氣を失ふ。伊豆守上杉重能謀を運らし、尊氏が一族、縦ひ出家入道すとも、助くべからずといふ給旨數通を作りて、尊氏に見せしかば、尊氏此上はとて甲冑を着し、軍兵を率して、竹下峠に赴く。舍弟直義に、箱根を防がしむ。十二月十一日、箱根の戦に、新田義貞打勝つと雖も、竹下の戦に、尊良親王、脇屋義助敗北して、落行きしかば、義貞も利を失うて上洛す。尊氏は、暫く伊豆の國に陣取り給ふ。

尊氏反す

後醍醐天皇
比叡山
に御幸あり
せらる

延元元年正月、尊氏直義大軍を率して、義貞と大渡にして攻戦ふ。雌雄未だ決せず。細川定禪、赤松範資等、脇屋義助を攻追うて山崎に入りたり。義助の軍兵、皆落散りたり。義貞此由聞きて、彼等京都を攻破らん事を思ひて、軍兵を引き上げて上洛す。是に依つて後醍醐天皇は、叡山に御幸あり。義貞も同じく参上せらる。同十一日、尊氏京都に入り給ひ、軍兵禁中に亂れ入りて、火を懸け焼拂ふ。尊氏、先づ細川卿律師定禪を、三井寺に籠めて山門を窺はしむ。
北畠参議陸奥國司源顯家卿、奥州より、東坂本に参着あり。軍兵色を直して喜ぶ。義貞、顯家、正成等、三井寺を攻めしむるに、細川定禪、打負けて京都に歸る。義貞、直に京に攻入りしに、建武二年正月十六日、尊氏と相戦ふに、尊氏打負けて、丹波路に落ち給ふ。義貞、其夜京にあり。細川定禪、密に北白川より襲ひ懸るに、義貞一戦に利を失ひて、坂本に引返さるれば、尊氏、又京に歸り入り給ふ。
廿七日、義貞、顯家、正成、名和伯耆守長年、京に押寄せて尊氏を攻むるに、尊氏打靡かされ乍ら、大勢なれば、怵へて相戦ふ。楠正成策を以て、尊氏の軍兵を、幾手にも分

後醍醐天皇
山門より
還幸あり
せらる

けさせて、義貞、正成、急に攻め討つに、尊氏又敗北して丹波に至り、夫より攝津國に下り、薬師丸といふ重を、密に京に返して、持明院殿の院宣を申下さしむ。是れ院宣ある時には、朝敵の名なからん事を謀る所なり。
義貞續いて攻下り、豊島川原にして、左馬頭直義と出合ひ戦ふに、直義亦打負け、兵庫に引退き、將軍尊氏兄弟、舟に乗りて筑紫に下り、義貞は、降人共を引具して、都に歸らる。

二月二日、後醍醐帝、山門より都に還幸あり。

尊氏は、九州に落下り、宗像大宮司が館に入り給へば、太宰少貳頼尙來り従ふ。菊地掃部助武俊、軍兵を催して尊氏を攻むる。左馬頭直義を以て、多々良濱にして戦はしめらるゝに、武俊敗北す。即ち仁木四郎次郎義長を遣して、菊地武俊が城を攻めさせられければ、菊地は城を出でて深山に籠る。又九州所々の城郭を攻落す。是よりして、西國・山陰・山陽の武士、皆將軍尊氏に歸伏す。

四月、尊氏、太宰府を出で、仁木義長小貳大友を以て、九州を守らしむ。

五月、尊氏、安藝の嚴島に參詣あり。此時三寶院の僧正賢俊、既に持明院殿の院宣を持來りて、尊氏に授く。

尊氏、直義大軍を率し、海陸より相分れて攻上らる。既に兵庫に着く。義貞は、和田御崎に陣取り、正成は、湊川にして相防ぐ。

左馬頭直義と楠正成と、湊川にして合戦あり。正成大に戦うて、直義の軍兵開き靡く。直義既に討たれんとす。尊氏、荒手の大軍を遣して、加勢せしめらる。正成戦

ひ疲れて自害す。義貞、義助、既に正成死すと聞きて、軍兵を率して湊川に赴き、尊氏、直義と戦ふに、義貞敗北して京に歸り、後醍醐帝を供奉して、山門に赴き給ふ。

尊氏上洛して、東寺に入り給ひ、持明院本院光嚴院御幸あり。東寺の本堂を以て皇居とす。

六月二日、尊氏、諸大將を遣して、山門を取巻き、西坂本東坂本に陣を取る。同廿日、義貞大に諸將の軍を打破り、高師直が一族高師重を生捕る。諸大將、崩れ逃げて京都に歸る。

正成戦死
後醍醐天皇
再び山門に御幸

四條隆資
戦死

七月八日、義貞等、軍兵を率して京都に押寄する。尊氏大に打つて破る。同十三日、義貞等、軍兵を分ちて、京都を挟み攻めらる。尊氏、諸大將を以て、防ぎ戦はしめらる。四條中納言隆資は、八幡より軍兵を率し、俄に來りて東寺を攻めらる。高師直、十岐悪源太、之を防ぐ。隆資、打負けて敗北す。

新田義貞、深く進みて、東寺の門前迄押至り、高聲に呼ばはりて曰く、抑天下の兵亂止む事なく、人民罪なきに身を苦しむ。是れ國王兩統の御争とは申し乍ら、只義貞と尊氏との間にあり。僅に身一つの大功を立てん爲めに、多くの人民を苦しめんより、只出で給へ、兩將の勝負を決せんと、尊氏出でて戦はんとす。上杉伊豆守重能、之を諫めて止む。其間に、諸軍前後より押包みて、義貞を討たんとす。義貞打破りて、叡山に歸る。此日名和伯耆守長年討死す。

八月、光明院御位に即き給ふ。是れ尊氏の計らひなり。

九月、尊氏、既に佐々木佐渡判官入道道譽を、江州に遣し、山門の兵糧運送の道を塞ぐ。山門の官軍、大に苦しむ。

長年戦死

後醍醐天皇
選幸あら
せらる

十月、尊氏、密に使を叡山に遣し、後醍醐天皇再び京に歸り入らせ給へ。御位の事は申すに及ばず、供奉の諸卿降参の武士、本領安堵疑あるべからずと、大師勸請の起請文を奉らる。天皇之を信と思召し、義貞には、東宮一ノ宮を預けて、北國に赴かしめ、同十日、還幸なりければ、直義之を迎へ奉りて、花山院へ入れ参らせ、軍兵を以て堅く守らしめ、供奉して参られし公卿、臣下、武士、山法師等は、或は殺し、或は囚人として縛め置きたり。

山門に籠りし軍兵共、皆散々になる。其中に北國に赴く輩、山路の亂雪に道を失ひ、敵に討たれ、凍死こふせじになる者も多し。新田義貞、義助、春宮一ノ宮は、同十三日、敦賀津に着き給ふを、氣比彌三郎太夫、御迎に参りて、金崎の城に入れ奉る。尊氏、即ち足利尾張守高經、高越後守師泰師直が弟、仁木細川、今川、荒川、小笠原、鹽冶等を遣して、金崎の城を攻めしむ。

建武式目
十七條を
定む

十一月、尊氏を權大納言に任せらる。建武式目十七條を定めらる。

後醍醐天皇は、花山院の故宮に押籠められ給ふを、刑部大輔景繁、盗み出し奉り、同

後醍醐天皇
吉野に
御幸

新田義顯
戦死
尊良親王
御自害

十二月、三種の神器を、新勾當内侍に持たせ、夜に紛れて、吉野に潜幸なし奉る。吉野の大衆、楠帶刀正行、和田二郎、恩地、牲川、湯淺以下馳せ参りて、皇居を守り奉る。之を南朝といふ。建武四年南朝は延元二年三月、金崎の城攻破られ、義貞、義助は城を出でて、瓜生判官が柚山の城に入りけり。同六日、金ヶ崎の城落ちて、新田義顯義貞の嫡子、自害し、一ノ宮尊良親王、同じく御自害あり。春宮恒良親王は捕はれて、京都に入り給ふ。

尊氏、細川和氏を以て、諸國の年貢運上の事を奉行せしめらる。和氏悉く公家の領地を押へて、武士軍忠の賞に行ふ。是に依つて、高師直等が私を構へしは、皆和氏が所爲しわざに習ひたり。攝政關白大臣以下、皆師直が家に至つて、歎き訴へられしかば、尊氏、直義聞きて、僅に領地を分けて與へたり。

八月、奥州の國司顯家、軍兵を調へて、關東に攻入りければ、足利左馬頭義詮尊氏の嫡子、鎌倉にして此由を聞き、軍兵を遣して、利根川に向うて防ぎ戦はしむるに、顯家大に打勝ち給ふ。十二月、顯家及び新田義興等義貞の男なり、鎌倉に攻入りければ、義詮落ちて軍勢散々ちぢぢになる。

曆應元年正月、國司顯家等上洛あり。路次の間、美濃國青野が原にして、尊氏の諸大將桃井直常・土岐頼遠等と合戦あり。

義貞は、柚山より出でて、越前府城を攻落す。城主足利高經は、遁れ出でて、黒丸の城に籠る。

尊氏・直義が所爲として、前東宮恒良並に前將軍成良親王を弑し奉る。

二月、尊氏、即ち高師泰・細川頼春等を遣して、關の藤川に向はしむ。國司顯家、恐れて南都に赴き、重ねて京都に寄せんとす。尊氏、又高師直・桃井直常等を遣さる。顯家聞きて、南都の般若坂に出張して、陣を取り戦ふ。顯家打負けて、桃井京都に歸る。顯家卿同じく舍弟少將顯信、敗軍の士を集めて、和泉の境に出張し、八幡山に陣を取る。師直、一族を盡して向ふ。桃井兄弟馳せ加はる。顯家敗北し、僅に廿餘騎になり、吉野を指して落行く所に、五月廿二日、泉州安部野にして討死せらる。顯信顯家の弟、義興は、猶八幡の城を守る。六月に、師直即ち忍を入れて、社壇に火をかけ、寄手攻上りしかども、松山九郎が大力に防がれて、寄手退きぬ。されども社壇に積

顯家戦死

置きたる兵糧を焼失ひて怵へ難く、廿七日の夜半に、城を落ちて河内に歸る。

義貞戦死

閏七月、義貞、黒丸の城を攻めらる。城主尾張守高經、強く防ぐ。新田義貞、流矢に

尊氏征夷大將軍に補せらる

中りて自害せらる。八月十一日、尊氏を正二位に敘し、征夷大將軍に補せらる。直義を従四位に敘し、左兵衛督に任ず。或説に、直義を、日本副將軍と稱せらる。

後醍醐天皇崩御

十六日、南朝後醍醐天皇、吉野にして崩御あり。太子義良親王、御位に即き給ふ。後村と申す。

同二年七月、脇屋義助、黒丸の城を攻落す。城主尾張守高經、加州富樫が城に落籠る。尊氏、又諸大將を遣して之を攻め打つ。

脇屋刑部卿義助は、去ぬる九月十八日、美濃國根尾城に籠りしかども、土岐頼遠に攻落されて、吉野へ參る。

同三年三月、高師直は、鹽冶判官高貞を尊氏に讒して、其妻を奪はんとす。高貞逃げて出雲に下る。四月に、山名時氏を以て、鹽冶を殺す。

義助、伊豫國に赴く。四國の勢隨ひ附く。五月、義助病死せらる。細川刑部大輔頼

春、既に義助死すと聞きて、即ち軍兵を率して、所々の城廓を攻落し、大に四國の宮方を平ぐ。此年天龍寺を建立し、夢窓國師を以て開山とせらる。

康永元年九月、土岐彈正少弼頼遠二階堂下野判官行春、今比叡の馬場にて笠懸射て、芝居の美酒に酔ひて歸る道に、樋口東洞院の辻にて、光嚴上皇の御幸に參り合ひ、行春は下馬せしに、頼遠無禮狼藉致せしかば、此時直義は、尊氏に代りて政道行ひけるが、此事を聞きて大に驚き、土岐頼遠は、年來戰功之ありと雖も、宥めらるべき事にあらず。頼遠を誅戮し、行春は讃岐國へ流さる。

十二月、尊氏、母の服に依つて、將軍の職を辭せらると雖も許されず。

同三年正月、尊氏、八幡宮に參詣す。九月、直義を從三位に敘す。

貞和元年八月廿九日、天龍寺供養あり。尊氏之に參詣あり。尊氏は、八葉の車に召さる。前驅隨身・隨兵等、齊々巍々として、前代未聞の壯觀なり。

備前國の住人三宅三郎高德、丹波國の住人荻野彦六朝忠、潛に兩國內通して相圖を定め、謀叛を起す。尊氏聞きて、山名伊豆守時氏を以て、荻野朝忠を攻めらるゝに

降參す。三宅高德は、新田義治（應仁義助の嫡子なり。義助病死を引具して大將と仰ぎ、潛に京へ上り、將軍を夜討にせんと窺ひけれども、顯はれて、高德・義治、共に信濃に落行く。）の後、猶西國にありしとなり。

同四年八月、楠帶刀正行（正成の嫡子）兵を起して、住吉天王寺邊を侵す。尊氏、即ち細川陸

奥守顯氏を遣して、藤井寺に出合ひて戰ふに、正行大に打破る。細川顯氏、京に逃

歸る。尊氏又、山名時氏、細川顯氏に、大軍を添へて遣さる。正行、住吉に出向ひて

戰ふに、山名・細川打負けて京に歸る。正行、軍兵を潛めて京に入りつゝ、尊氏直義

の館に押寄せたり。尊氏防ぎ兼ねて、江州に落ち給ふ。尊氏の内室は、軍兵の爲め

に害せらる。直義も、土門の崩より逃出でらる。正行、斯くても無勢なりければ、河

内に引返す。尊氏兄弟、又京都に歸り入り給ふ。

十二月、執事高武藏守師直、越後守師泰は、尊氏の命をうけて、四國・中國・東海・東山

廿餘國の軍勢を率して、正行を打つ。

同五年正月、四條繩手にして、師直と正行と大に戰ふ。正行兄弟及び和田高家兄弟

正行、尊
氏直義を
破る

以下、四方八面に駈破り、師直甚だ殆し。時に正行、矢に中りて死す。和田同じく討死す。和田楠兄弟四人、一族廿三人、郎從百四十三人、一同に討死して果てにけり。師直は、楠が館を焼拂ひ、吉野の皇居へ押寄せければ、主上は、賀名生吉野の奥に落籠り給ふ。黒木の御所には、火をかけて焼拂ふ。越後守師泰は、河内に至り、楠正儀を攻めて、石川河原に陣を取る。師直は京に歸る。尊氏・直義、八幡宮に社參す。

師直・師泰大に軍功に驕り、仁義をも知らず、冥慮をも恐れず、恣なる振舞、誠に法に過ぎたり。上杉伊豆守重能・畠山大藏少輔直宗と、師直兄弟と、權威を嫉むに依つて、中不和になる。直義は、禪法に歸依して、夢窓國師の弟子となれり。夢窓の法眷に、妙吉侍者として、外法成就の僧あり。夢窓、之を直義に引合せらる。直義、之を崇敬する事、いふ計りなし。上杉畠山、既に妙吉侍者が、師直を惡む事を知りて、相語らひて、師直が驕れる惡逆を、直義に訴へけり。

尊氏、西國靜謐の爲めに、嫡子宮内大輔直冬を、西國の探題になして、備前國に下さる。是れ直義、内々師直を討たん爲めに、直冬を推舉して、我が方人にせん爲なり。六月、尊氏、田樂を弄びて飽足らず、四條河原に棧敷を構へて、田樂を見る。直義、諫めて止めんとす。尊氏の曰く、天下の事は、汝に譲りて任するなり。我は心を慰め樂を求むるを以てすべしとて、諫を受けず、棧敷に行く。其日棧敷崩れて、身を打損せし者數知らず。

八月、直義、既に師直を誅せんとす。粟飯原下總守清胤が心替せし故に、師直即ち其座を遁れ、大軍を起して、直義の三條の亭を取巻く。直義遁れて、尊氏の近衛東洞院の御所へ參らる。師直・師泰御所を圍む。爰に於て直義怠狀して、天下の執權を辭し、重能・直宗を流罪すべしと。是に依つて、師直圍を解きて歸る。妙吉侍者は逐電せしを、尋ね出して誅す。上杉畠山は、越前國に流されしを、師直兵を遣して、重能・直宗をも殺す。師直が權威彌重くなる儘に、備後に人を廻らし、近國の地頭御家人等に仰せて、直冬を討たせんとす。直冬遁れて、肥後國に落ち給ふ。

十月、左馬頭義詮尊氏の二男、鎌倉より上洛あり。直義に代りて政事を行ひ、師直、執事

となる。

三六

直義遁世

同十二月八日、直家出家して、法名惠源と號す。年四十二。
 觀應元年、太宰少貳頼尙は、右兵衛佐直冬を聲に取り、筑紫にして、義兵を擧げられしかば、中國の武士多く隨ひつゝ、同六月、師泰軍兵を率して、石見國に赴く。十月に、直冬退治の爲め、將軍尊氏、師直を引具して、筑紫に向はる。宰相中將義詮は、京都を守護せらる。足利左兵衛督入道惠源は、今度師直筑紫に下る時、殺すべき由企あるに依つて、都を忍び出でて、吉野殿へ降參せらる。南帝敕免ありて、大將とし給ふ。同二年正月、左兵衛督入道惠源、京都を窺ひて、八幡山に陣取る。越中の守護桃井右馬權頭直常、惠源に相圖を定めて、比叡山東坂本に上着す。宰相中將義詮の京都の軍勢は、皆落行きければ、正月十五日、義詮西國に赴く。桃井、頓て都へ入りたり。將軍尊氏、武藏守師直は、山陽道の勢を率して、桃井直常と、京都にして合戦あり。桃井敗北して、將軍都に歸り給ふ。同十五日の夜、將軍方の軍勢大半落ちて、惠源禪門の八幡の陣へ馳せ附く。尊氏驚

きて、次の日早旦に西國に赴き、義詮をば、丹波に落行かしむ。

越後守師泰は、石見國三角城を退治せんとて居たりしを、飛脚を立て、呼上す。尊氏、師直に、播磨の書寫山にして行合ひたり。攝津國所々にして、惠源禪門の手に屬せし諸將と戦ひ、度々利を失ふ。尊氏、師直、師泰は、力衰へ氣撓みて、松岡の城に籠らる。軍勢皆落ちて、戦ふべき便なし。尊氏、師直、師泰以下、既に自害せんとす。饗場命鶴丸が謀を以て、和睦の儀あり。師直、師泰は、猶も直義入道遺恨あるべし、首を延べて參る上は、出家にならんとす。藥師寺次郎左衛門公義、言葉を盡して諫めて曰く、縦令出家すとも、上杉、畠山更に許すべからず。只軍は勢の多少に依らず、偏に討死と心得て、今一度敵に懸り給へかといふに、師直更に可かず。公義諫め、急ぎて鬚切りて高野に上る。尊氏、義詮、惠源、各京に歸らる。師直、師泰鬚を切りて降參し、打連れて上洛あり。上杉、畠山が郎從共、師直、師泰と尊氏とのあはひを隔て、馬を打込みしければ、武庫川の渡りにては、將軍尊氏と、其間五十町に及ぶ。師直、師泰一族從者十四人誅せらる。

師直師泰
討たる

京都第一代 源尊氏

三七

七月、石塔桃井が勸に依りて、高倉の惠源禪門、又將軍と不和になりて、越前に下向あり。八月、尊氏、即ち直義入道追討の宣旨を給はりて、江州に發向す。直義入道惠源、勢少なく、越前を立ちて、北陸道より鎌倉に赴く。

直義毒殺せらる

十月に、尊氏東國に下り、義詮は、都に止めて守護せらる。十一月、尊氏、駿河國薩埵山に陣取る。惠源は、伊豆の國府に至り、關東の軍兵を以て取圍む。十二月、宇都宮公綱、藥師寺次郎左衛門入道元可等は、尊氏の命に隨ひて、下野國より出でて後詰を致す。既に寄手色めく所に、尊氏、薩埵山を下りて戦ふに、關東の寄手敗北す。惠源禪門、降人になりて出でらる。文和元年正月に、尊氏、惠源を具して、鎌倉に入り給ふ。二月廿六日、鳩毒を以て、惠源禪門を殺す。足利宰相中將義詮は、京都守護の爲めに殘されけるが、軍勢少くして危ければ、謀を以て、詐りて南帝と和睦の儀あり。南帝も亦詐りて許し給ふ。既にして八幡に至る。閏二月、南方の官軍楠正儀等、俄に京都に押寄せたり。細川讚岐守頼春は、時の侍所なりしが、和田・楠が手に合ひて討たれぬ。宰相中將義詮、江州に落ち給ふ。

崇光院・光嚴院・光明院と、皆吉野に遷幸あり。

新田左兵衛佐義興義貞の次男、同少將義宗義貞の三男、脇屋左衛門佐義治義助の嫡子、三人、東八國を語らはる。同心一味の軍兵集りて、上野國に旗を擧げ、鎌倉に向ひ、尊氏と、武藏野にして戦ふ。尊氏敗北して危し。新田義宗等、戦ひ疲れて引返す。仁木左京大夫頼章、舍弟越後守義長等、其郎従を引具し、新田義興・脇屋義治に打つて懸る。義興・義治敗北す。夜に入りて、石堂入道三浦介に行合ひて、密に鎌倉に押寄せたり。足利左馬頭基氏尊氏の二男。此時は鎌倉にありて、東國を守らせらる。後には關東の管領となり給ふ。、防ぎ戦ふに、基氏打負けて落ちらる。新田義宗は、笛吹峠に陣取りけるを、尊氏、軍兵を進めて打たせらるゝに、義宗敗北して越後に落行く。三月に、尊氏鎌倉に入りしかば、義興・義治は、軍兵を引具して、相模川の河上河村の城に籠る。同十七日、宰相中將義詮、京に歸りて東寺に陣取り、八幡を攻めらる。合戦あり。五月に、兵糧乏くなりければ、十一日、南帝八幡を出でて、吉野に歸り給ふ。同八月、後光嚴院位に即き給ふ。義詮が立て參らせし所なり。山名右衛門佐師氏は、佐渡判官入道佐々木道譽に付きて、訴訟する事あり。月日經て道譽果さず。師氏恨

みて伯耆に下り、父左京大夫時氏を勧め、軍兵を起して宮方となる。

同二年六月、山名時氏・師氏伯耆を發し、南方の大將楠正儀・和田正武等に相圖を定めて、京都に亂れ入りけるに、義詮戰敗れて、帝を供奉して江州に落行く。佐々木近江守秀綱佐々木道譽が嫡子、後陣に打つて落ちけるが、討たれぬ。主上の御輿を昇く人もなし。細川相模守清氏、鎧の上に搔負ひ參らせ、鹽津の山を越え、美濃國垂井の宿の長者が家に入れ奉る。義詮以下の軍兵は、四邊の在家に休む。山名時氏、美濃に向はんとするに、軍勢疲れて、兵糧乏しく成行くまゝ、伯耆に歸りぬ、義詮又京に歸る。

同三年春、新田義興・義治は、河村城を出でて行方なし。尊氏、既に足利基氏を關東の管領となし、畠山國清法名道誓を、家老として居る置かれ、尊氏、鎌倉を立ちて京に歸り、仁木左京大夫頼章を執事として、義詮に附け、山名時氏を退治の爲めに、播磨に下されけり。時氏聞きて、足利直冬尊氏妾の生みたる子なりの、筑紫の者共に背かれて、周防の國にうかれておはせしを、大將に取立て、吉野殿に赦免を蒙り、再び義兵を擧げんとす。越前守護足利修理大夫高經、越中守護桃井播磨守直常、之に與して相圖を定め、京都

を攻めんとす。十二月、山名時氏・師氏、伯耆を打立ちけり。

同四年正月、京都の軍勢は、義詮に附けて播磨へ下され、高氏の軍勢は少なし。尊氏帝を供奉して、江州武佐寺に赴く。直冬、時氏等京に入る。

二月、尊氏軍勢を催して、東坂本に陣を取る。宰相中將義詮は、山崎・神南に着陣あり。山名時氏・師氏、神南に向つて義詮と戰ふ。細川頼之・赤松則祐・佐々木道譽等、大に戰ふ。山名敗北して、師氏疵を蒙る。尊氏、東山に出で給ふ。直冬京にして東寺以下所々に戰ふ。三月、直冬、時氏高經・直常、戰ひ疲れ、兵糧乏しくして、皆國々に歸る。京都靜謐になる。

公家の人々は、窮困衰微して、宿所は焼け、領地は押領せられ、飢えて死するもあり、諸方にさまよふもあり。武家富貴なる事日頃に倍して、奢を極め榮耀に耽る。

延文元年八月、斯波左京大夫直持を、奥州の管領となし、其弟修理大夫兼頼を、出羽國司になさる。最上の山形の城に居す。

同三年二月十二日、左兵衛督直義入道惠源に、從二位を贈らる。

尊氏薨去

四月廿九日、征夷大將軍正二位前權大納言尊氏二位、都にして薨せらる歳五十四。衣笠山の麓に葬す。等持院と號す。法名は妙義、道號は仁山。基氏、即ち尊氏の菩提所を鎌倉に立て、長壽寺と號す。六月に、從一位左大臣を贈らる。康正三年四月に、太政大臣を贈官せらる。

京都第二代 源義詮 治世十年

足利義詮

義詮、童名は千壽王と號す。母は從二位平登子、赤橋武藏守久時が娘、久時は、北條泰時の子なり、北條相模守守時が妹なり。後醍醐天皇元徳元年、義詮を鎌倉に誕生す。元弘三年四月、相模守入道高時が催促に依つて、尊氏鎌倉より上洛せんとする時、義詮をも連れて、同じく上らんとす。高時怪しみて、押止めて鎌倉に置く。同五月、尊氏謀叛して、義兵を京都に擧ぐると聞きて、義詮、密に大藏が谷を忍び出でて、高時が攻を逃る。新田義貞、既に鎌倉を亡し、相模入道討たれしに及びて、家老紀五郎左衛門、義詮を連れて尊氏に會ひ、鎌倉靜まりて後に、大藏が谷に歸る。時に年四歳。東國の武

士、尊氏の威勢ありと聞きて、義貞を去つて、義詮に屬する者多し。

建武二年四月、從五位下に敍す。尊氏、京都、西國所々に廻り、合戦ある内には、鎌倉にありて東國を管領す。

康永三年三月、正五位下に敍し、左馬頭に任す。

貞和二年四月、從四位下に敍す。同五年十月上洛して、直義に替りて政道を執行ふ。

觀應元年八月、參議に任じ、左近衛中將を兼す。延文元年八月、從三位に敍す。

同三年四月より、尊氏の遺跡を相續す。

同十月、新田左兵衛佐義興、舍弟武藏少將義宗、脇屋右衛門佐義治三人、越後國にありしを、武藏、上野の軍兵心を寄せて、義興を武藏國に招き寄せて、勢漸く萌す。鎌倉の管領足利左馬頭基氏、畠山入道道誓、密に竹澤右京亮、江戸遠江守に心を合せ、謀を構へ、竹澤、江戸二人、基氏に鼻を突き、義興に參りて、他念なく忠を盡す。斯くて鎌倉に引入れて軍兵を調へ、基氏、道誓を討たんと偽り企て、矢口の渡にて、新田義興を舟に乗せて、舟底の鑿を抜きて、水に溺して死す。

義詮征夷
大將軍に
補せらる

十二月、義詮を征夷大將軍に任ず。
同四年二月、武藏守に兼任せらる。

筑紫の探題一色宮内大輔直氏・舎弟範光は、菊地肥後守武光に逐はれて、京に逃歸る。
六月、細川伊豫守繁氏を、筑紫の探題となして下さしめらるゝに、道にして死す。

初め建武の亂より此方、菊地武重・子息武光、肥後國にありて、南帝宮方に従ひ、武家に屬せず。其威、九州に振ふ。此年七月、菊地肥後守武光、筑紫にして少貳・大友等と合戦して、大に打破る。

十月、仁木左京大夫頼章死す。細川相模守清氏を以て、執事とす。

十一月、畠山道誓基氏の執事は、基氏の名代として、關東の諸軍勢を率して上洛し、將軍義詮に對面し、南方の帝を攻めんと議る。

吉野の新帝は、河内の天野といふ所を、皇居としておはします。關東勢向ふと聞きて、和田・楠奏聞して、金剛山の奥觀心寺に引籠らせ給ふ。十二月、南方に發向し、義詮は大手に向つて、尼崎に陣取る。畠山道誓は、搦手に向つて、津々山に陣す。楠正

儀・和田正武之を防ぐ。

同五年四月、將軍方の諸大將と、南帝宮方の軍兵と、龍門山・銀嵩かたがけ・龍泉寺・平岩等の所々に合戦す。五月に、赤坂の城を攻落し、義詮は、軍兵を引具して、京都に歸り給ふ。

仁木右京大夫義長、武功に驕りて恣なる事を惡み、畠山道誓・細川清氏等と相計らひて、之を討たんとす。義長聞付けて、將軍に訴へ申す。又軍勢を手分して、義長は、將軍義詮を守護す。佐々木判官入道道譽が謀にて、將軍は御所を忍び出で、西山の谷堂に落隠れ給ふ。義長大に怒りて、又すべき力なく、伊勢國に落行き、終に南帝降參す。南方の軍兵起り立ちければ、義詮、即ち土岐頼康・佐々木崇永を遣して攻めしむ。畠山道誓は、大軍を率して上洛し乍ら、何の仕出したる事もなきを大に恥ぢて、鎌倉に歸る。基氏、之より道誓を疎まれければ、道誓、謀叛を起しけるも、猶事行かず、憂に沈みて死す。

康安元年七月十二日、山名伊豆守時氏嫡子右衛門佐師義、出雲・伯耆・因幡三ヶ國の

軍兵を率して、美作へ發向す。當國の守護赤松筑前入道世貞と合戦して、美作所々の城を攻落す。

攝津國の守護職は、赤松信濃守範資、忠戦の功に依つて給はる所なり。範資死して、嫡子大夫判官光範相續してありしを、停めて、佐々木道譽申給はりて、我嫡孫近江判官秀詮舍弟次郎左衛門を下して、守護職に居る置く。九月廿八日、楠正儀、和田正武、攝州を攻めて、秀詮兄弟を打殺す。佐々木佐渡判官入道道譽と、細川相模守清氏と、内々怨を結ぶ。佐々木道譽、密に細川清氏謀叛の企ある由を將軍に申す。義詮之を疑ふ。清氏、京を出でて若狹に赴き、野心なき事を示す。十月、尾張左衛門佐氏頼等を遣して、清氏を討たしむ。清氏、小濱の城より出でて、椿峠へ押向ふ。小濱の城に残し置きたる頼宮四郎左衛門、俄に心替りし、搦手の寄手を城に引入れ、清氏を前後より討たんとす。清氏力なく都に紛れ上り、夫より南帝に參りて、大將の印を賜ふ。

十二月三日、清氏、正儀、正武等、京都に攻め入りければ、將軍義詮、後光嚴院の主上を

供奉して江州に赴く。官軍、即ち義詮の屋形を燒拂ひ、廿六日、清氏等南方に歸る。

次の日、將軍歸洛。

貞治元年正月、清氏、四國に赴く。

將軍義詮、既に細川清氏が替りに、誰をか執事になすべきと。皆曰く、尾張左衛門佐氏頼は、修理大夫入道道朝が子なり。佐々木道譽が智なり。執事職に居るるべしとあり。將軍之を許さんとせらる。道朝更に肯はず。氏頼は先腹の子なり。色々の惡難の名を立て、常腹の愛子治部大輔義將を執事になし、義將若年なる故に、道朝其政務の差引をいたす。氏頼は恨を含み、出家して逐電す。彼の道朝は、初め足利尾張守高經と號す。又修理大夫といふ。入道して道朝と名づく。其子孫皆兵衛尉になる。世に武衛といふは是なり。

六月、直冬、時氏は、中國に出張し、桃井直常は信濃より出でて、越中に入りければ、其外諸國の宮方蜂起す。細川相模守清氏、四國を打平らげ、今一度都を傾け、將軍家を亡さんと、讃岐に渡る。細川右馬頭頼之清氏と從父昆弟なり。は、此事を聞きて讃岐へ押渡

り、詐りて和睦の儀を申遣さる。清氏まこと信と思ひ、日を重ねる内に、頼之城廓を構へて戦陣す。七月廿四日、頼之におびき出されて、終に討たれぬ。是より四國、悉く頼之の手に屬す。

九月、斯波氏經は、修理大夫入道道朝が次男なり。將軍義詮の命に依りて、九州の探題となり、豊後國大友氏時が館に着く。菊地肥後守武光、軍兵を以て攻寄する。探題左京大夫氏經、大友、同じく豊後の高崎の城に引籠る。爰にも怵へず、命計り助かり京に歸り、出家して流浪の身となりけり。

楠正儀等、攝州に出張して、細川頼之が兵糧の船を焼く。道朝、即ち軍兵を遣して之を討たしむ。正儀、河内に歸る。

同二年正月、將軍義詮を、權大納言に任ず。同七月、從二位に敘す。

同三年の春、大内介、多年宮方の志を變じ、周防・長門兩國恩補せられ、將軍方に降參す。厚東駿河守・菊地肥後守に攻められ、京都に上りて居住す。山名左京大夫時氏、子息右衛門佐師氏は、兩度迄都を傾け、將軍に敵せしは、只道譽が振舞を惡む故な

りとして、縁を頼み罪を謝しければ、義詮、即ち因幡・伯耆・丹波・丹後・美作五ヶ國の守護職を許されたり。

仁木左京大夫義長は、させる不義はなく、只恣なる行跡を、諸人惡む故に、心ならず敵になりぬ。年頃忠功ありけるを以て、咎を悔みて將軍へ降參す。されども我勢衰へて後の降參にて、領知安堵の沙汰もなく、あるにもあらぬ有様なりけり。

細川頼之、使を楠正儀が許に遣して曰く、故正成より此方、南帝に忠義を盡し、年來の軍功、誠に前代未聞なり。然りと雖も帝運終に開けず、忠義徒に埋れて、其功なきに似たり。將軍家の天運、大に度に當り、四海、其威風に靡き従ふ。今に於ては、南方忠義の道を以て、武家歸伏の志を致さば、大和・河内・和泉・攝津の四ヶ國を給はるべし。然らば身を安樂の地に置きて、心を富貴の床に樂まんかと、申遣されしに、正儀が曰く、故正成、吉野の先帝に召されしより此方、忠義を以て成功を遂げんとす。然りと雖も屢勞して功なきが如くなる事は、帝運の未だ開け給はざる所なり。今其縁に引かれて、武家に従はゞ、正成・正行が忠義をだに埋もらし、天理に背く事、

幾干とかいはん。利に走りて道を忘るゝは、君子のせざる所なりとて、終に從はず。上杉民部大輔憲顯は、先年將軍尊氏と、舍弟直義入道惠源と中惡しくなりて、合戦に及びし時は、高倉禪門源の方にて、所々の軍に打負け、信濃に逃下り、猶此所存を遂げばやと、時を待ちけれども、鎌倉の管領足利左馬頭基氏、幼少の時より、上杉に抱き生もた立られし舊好捨て難く、別儀を以て、越後國の守護職を與へて、上杉を呼出され、貞治三年六月に、鎌倉の執事とせらる。是より上杉憲顯の子孫相繼ぎて、鎌倉の執事となりけり。

同四年三月、義詮、三條坊門の御亭に御移徙あり。五月、御母の服に依りて官を辭せらる。八月に、除服の宣下あり。

斯波氏經、管領職に補せられしかども、年若き故に、又高經入道道朝、ひたすら政道を執行ひ、將軍の理世を助け奉る所に、佐々木入道道譽と、互に遺恨を挟む事あり。夫のみならず赤松律師則祐に憤を負ひ、其外諸大名に疎まるゝ事共出来ければ、道譽殊更憤り、諸大名を語らひ、將軍義詮へ、道朝が管領、天下の世務に叶ふまじき由

讒し申しけり。將軍即ち佐々木六角判官入道崇永に仰せて、江州の勢を催し、道朝を討つべしとなり。道朝は京を出でて、越前杣山の城に籠り、子息治部大輔義將を、栗屋の城に籠めて、國中を從へんとす。將軍討手を差向けられ、攻めしめらる。同五年七月に、道朝病死す。子息義將は降參す。九月に、義將に仰せて、桃井播磨守直常を討たしめらるゝに、直常、越中にして病死せらる。北國無事になりしかば、義將を、越中守護となさる。

四十餘年此方、天下兵亂によりて、山賊海賊多く、數千艘の舟を揃へ、元朝高麗の津浦々に押寄せ、財寶を奪ふ。高麗國の王より、牒使十七人、貞治五年九月廿三日、日本出雲國に来る。京へは入られず、天龍寺に置かる。其牒狀には、近年日本人押來りて、高麗の地を劫し侵す。禁いさしを加へ給へとあり。義詮宣はく、夫皆四國九州の海賊共のする所なれば、征罰すべきやうなしとて、返狀は送られず。鞍置馬十疋、鎧二兩、白太刀三振、綾十端、綵絹百段、扇子三百本を、使者に添へて送り遣さる。

同六年正月、正二位に敘す。

三月廿九日、中殿の御會あり。後冷泉院天喜四年、繪に書きたる櫻花を叡覽ありて、土御門大納言師房卿に敕して、新成櫻花といふ題を奉らしめ、清涼殿に群臣を召し、御製を加へられ、同じく管絃の宴會ありしより、之を中殿の御會と名づく。今上聖主、此宴會を行はしめ、征夷將軍義詮も參内あり。關白藤原良基公二條殿序を作られ、花多春友といふ題を奉らる。各和歌を詠じて後、披講講師の事終りて、御遊あり。

基氏死去

四月廿六日、鎌倉管領左馬頭基氏卒す。年廿八。瑞泉寺と號す。御子氏滿、未だ幼し。上杉憲顯、京都に申しければ、將軍、即ち氏滿に遺跡を繼がせて、關東の管領とし、上杉民部大輔憲顯、執事たるべき由、仰付けられたり。

義詮薨去

九月、義詮病あり。細川右馬頭賴之を召して、執事職に補し、武藏守に任じ、若君を守立て參らせよとて、後の事迄仰合めらる。同十二月七日、征夷大將軍正二位權大納言源義詮薨す。年卅八。衣笠山の麓等持院に葬す。法名は道權、道號は瑞山、寶篋院殿と號す。同晦日、左大臣從一位を贈る。

將軍記第六終

將軍記第七

京都將軍記

〔京都第三代〕 義 滿 治世四十一年

足利義滿

源義滿は、重名を春王殿と申す。母は從一位紀良子、石清水善法寺通清法印が娘なり。養母をば、從一位源幸子と名づく。澁川刑部大輔義季が女なり。延文三年八月廿二日、京都にして義滿誕生す。

康安元年十二月に、細川清氏・楠正儀等、京都に攻入りし時、近習の者共、春王殿を抱きて、夜御所を逃げ出で、東山の僧良芳關州と號すに預けたりしを、五日の間、深く匿し置きたり。良芳と赤松律師則祐とは、中好かりける故に、密に輿に乗せて播磨に下り、案内しければ、則祐、甲斐々々しく迎へ取り、白旗の城へ入れ奉る。其時、御年僅に

四歳なり。次の年京都静まりければ、則祐御供して上洛あり。道中にして、攝津國兵庫の琵琶塚といふ所は、限なき風景ありて、人皆心を止むる名所なり。若君は、輿に乗り乍ら此景を御覽じ、御供申しける者に仰せけるは、汝等此地を昇きて、京へ持來るべしと、人々其大器なる志を奇め奉る。

貞治五年十二月、從五位下に敍せらる。小除目行はれ、御名字をば、宸筆を染められたり。關白藤原良基公、之を傳へ參らせらる。

同六年十一月、義詮御不例あり。奏聞を遂げて、繁き政事を以て、義滿に譲らる。義滿公、其時十歳。細川右馬頭賴之、執事となる。十二月、義滿公、正五位下に敍し、左馬頭に任ず。禁制の條々、諸大名の誇奢を戒め、萬に付けて儉約を用ゆ。

細川賴之の補弼

細川賴之執事として、義滿公幼くおはします故に、天下の政道は、ひたすら賴之、我身にかけて執行ひ、佞人を斥けて、道ある人を進め、文武の才智ある輩を以て、義滿公の御前近く參らしめ、假にも邪なる事をば、見聞かせ奉らず。物を憐み、老いたるを敬ひ、おのづから正しき道に赴き給ふべき媒とす。然れども諸大名の中に、佞

奸邪曲の輩多く、文武の道に違ふ人あり。之を戒め退けんとするに便なし。賴之即ち六人の法師を選び、紋付けたる染小袖の上に袴を着せ、大小の刀を横たへ差させ、其有様を異風に作り立て、佞坊と名づけ、又は童坊と名づく。別名をば、光阿彌春阿彌などと附けて、御前近く進み、諸大名の中へも、憚る事なく罷り出で、跡先揃はぬ偽をいひ、追從輕薄を表とし、媚び諛ふを業にして、物事更に恥を知らず。虚痴を盡して、諸大名のなぶり物になり、笑ひ弄ばる、閑戯者なり。是れ義滿公を能き道に入らしめ、佞奸の者を、惡み嫌はせ奉らんが爲めなり。此故に大名小名の、奸曲にして佞邪をなし、諂を構ふるを、侍童坊といふに依つて、人皆之を恥ぢて、道に違ふ事を致さず。おのづから正しくなりにけり。此時賴之、制法を立て、示し、守護地頭の領地境目等の訴論の事を沙汰し、尊氏直義義詮の判形の證文あるに任せ、本の主に返し與ふ。高師直等が最良奸曲の沙汰として、私に出しける狀などをば、悉く取上げ、其外の政道、皆能く理非を正しくせられしかば、訴論對決に勝ちたるも、理運に勝ちて偏頗なく、負けたる人も、我が非なる事を思ひ知りて、恨むる心

なし。世の人、頼之を以て良傳なりといふ。又屢義滿公に教へ奉りて、能き事をいはせ參らせらる。諸大名出仕の座にて承りては、誠に幼き君なれども、斯る仰のありしは、賢き才智おはします故なりとて、恐れ従ひ奉る事、風に靡く草の如し。

應安元年二月、諸山の長老、入院の沙汰あり。

僧中津絶海妙佐汝霧大明に赴く。

四月御元服、頼之加冠せらる。

六月、禁裡仙洞殿下並に社領寺領の事、條々沙汰ありて、武家の押領濫妨を停止せらる。細川頼之御名代として、石清水に參詣あり。銀劔沙金神馬を奉らる。

五山十刹住院の僧、幾干ならずして、退院する者多し。十月に、住院年祀の沙汰あり。二三年を以て限りとす。

十二月、義滿公を征夷大將軍に任せらる。番頭を、一番より五番迄定めて、日夜相替りて、殿中に伺候せしむ。之を近習衆と名づく。

同二年、延曆寺より狀を捧げて、禪法を退轉せしめ、南禪寺を破却せんと申す。頼

義滿征夷
大將軍に
補せらる

之、之を批判して決せず。南禪寺の僧妙葩は、頼之と不和にして快らず。此故に、寺を出でて丹後に下りぬ。妙葩は、道號は春屋と名づく。後に普明國師といへる是なり。

同三年、頼之、軍兵を調へて南方に發向し、河内國爰かしの城を攻落す。楠正儀、軍勢少なうして、出でて戦ふ事能はず。城に籠りて要害を構へ、固く守りて、屢攻むれども落ちず。頼之、即ち山名氏清を殘し置きて、河内を守らしめて、京に歸る。氏清と正儀と合戦す。

八月に、東福寺の僧徒等、甚だ法中の制法に背く事あり。此故に五山の籍を削りて、其位つらなに列る事を止めんとす。然れども寺僧等、様々詫言し、怠狀いたしける故に、許されて元の如し。布施入道昌椿、之を奉行す。

同四年三月、細川頼之、丹波の山國邑に閑居す。義滿公、其時未だ十四歳なり。

此年、九州におはします良懷親王を、將軍の宮と名づけて、初め菊地武政、之を取立て參らせ、主君と仰ぎて筑紫にありけるが、今年、使を大明國に遣さる。

同五年九月、萬壽寺を以て、五山の列に入れらる。是れ去ぬる貞治二年に定められしかども、正しく仰せ行はるゝ事なかりければ、今重ねて下知せらるゝ所なり。

十一月廿二日御判始。同廿七日御受衣。是れ夢窓國師拜塔あり。法名は道義、道號は天山と申す。但剃髮の儀なし。

此年、今川伊豫守貞世入道、法名了俊、九州の探題となりて下向す。

同六年夏、大明の使僧來りて告げて曰く、我王三度迄使を遣して、此日本の持明院の帝是れ後光嚴へ、書を奉られしかども、關西將軍の宮に押へられて、終に京都に通せず。今愚僧を遣して、又來り申さしめらる。日本の海賊等、大明の津々浦々に押寄せ、官舎寺院を燒拂ひ、財寶を奪ふ。此故に、海邊の諸民皆逃げて、栖む人もなく荒れ果てたり。宜しく制誡を加へ給はるべしとなり。關西親王のなさしむる業にやと、將軍家、驚き怪み給ふ。

同十月、關東の五山の住持職は、京都より之を定めらるべし。其外の事共は、關東にて沙汰あるべしとなり。

十一月、將軍家を參議に任せられ、左近衛中將を兼ねて、從四位下に敍せらる。是に於て左馬頭を辭して、鎌倉の管領氏滿に授けらる。

十二月、細川頼之を、丹波より招きて京に歸らしめ、元の如く執事の政道を致さしめ、九州發向の評議あり。諸國の軍兵を催し、使を鎌倉に遣し、鎌倉の執事上杉彈正少弼朝房を召上せて、京都の警固とす。仁木兵部大輔義尹細川左京大夫頼章の二男を勢州に遣し、國司北畠を襲はしめ、山名民部少輔氏清を以て、和田楠を防がしめ、武田・小笠原の一族を遣して、伊豫國金谷・武市・村上を攻めしむ。其外の軍兵、東は伊豆を限り、北は越後を限りて、諸國の軍勢は、皆九州に召具せらる。

同七年三月、將軍家、京都を打立ちて、九州に赴き給ふ。細川頼之、斯波義將・畠山義深・土岐・佐々木・赤松・今川・荒川以下、都合十萬餘人、同四月に、安藝國に着く。先陣即ち長門國に於て、菊地肥後守武政と合戦す。九州の諸軍士、多く菊地を反きて勢少なし。菊地既に關西親王を供奉して、軍兵を引具し、筑紫の太宰府に退き歸る。

將軍家は、豊前國に着き給ひ、軍勢雲霞の如く附き隨ふ。菊地又退きて、筑後國高

義滿、菊地武政を攻む

良山に陣を取る。將軍家、進みて太宰府に着く。其間に、先陣の軍兵と菊地と、相戦ふ事度々なり。互に勝負ありと雖も、菊地更に降参せず。

武政降る

九月に至りて、菊地武政軍兵、或は討たれ、或は落失せて力衰へ、將軍家へ降参せしかば、九州靜謐の基なりとて和平あり。菊地即ち肥後國に歸る。是に於て、日向國を伊東に給はり、筑前・肥前を小貳に給はり、長門・豊前を大内介義弘に與へ、豊後をば大友に下されぬ。十月に、將軍歸洛あり。十一月、上杉朝房鎌倉に歸る。將軍家、九州を靜めて歸洛ありし後は、天下悉く將軍に隨ひ、諸國の大名在京伺候す。

義滿歸洛

王城大に繁昌して、いと賑なり。將軍の年十七歳。

永和元年三月、將軍家、石清水八幡宮御社參、拜禮奉幣あり。銀劔・沙金・神馬を奉らる。

同四月、始めて參内あり。

十月御禊。十一月、大嘗會行はる。四年以前、後圓融院御即位の時は、公家悉く衰微にして延引あり。二條前關白良基公、即ち記を作り給ふ。良基公は、將軍義滿と

御中好かりければ、公家武家の諸事御相談あり。今度の大嘗會は、武家より之を申沙汰せらる。

將軍家、從三位に敍せらる。

二年正月に、僧中津海經・妙佐汝霖・大明より歸朝す。中津、大明にありし間、明の太祖皇帝に見えて詩を作る。太祖皇帝和韻せらる。斯くて暇を給はりて歸朝す。

三年、朝鮮國の使者、鄭夢周來り、筑紫に着く。探題今川了俊に逢うて本國に歸る。四年三月、花亭に御移徙あり。室町殿と名づく。其館の中に、色々の名花を集めて植ゑられける故に、世の人、之を花の御所と名づく。

將軍家を、權大納言に任じ、右近衛大將を兼ねぬ。又從二位に敍せられたり。

康暦元年正月、左馬寮御監成る。二月御筥始。

四月、鎌倉の管領左馬頭氏滿、密に京都を窺ひ、野心を起さんとす。上杉刑部大夫憲春、偏に諫め奉りけるに、氏滿諫を納れざる氣色あり。憲春終に自害せしかば、其事止みにけり。

閏四月、賴之四國に赴き、大に國中の亂を鎮む。伊豫・讃岐・阿波・土佐の四國の惣守護となる。此故に斯波左衛門佐義將道朝四男を以て、賴之の代りとし、執事の稱を改めて管領と號す。

六月、花の御前の寢殿柱立棟上。僧妙葩春屋、南禪寺に住す。同七月、將軍家拜賀。同二年正月、妙葩、既に國師の號を蒙り、天下僧録司となる。普明國師と名づく。儒錄の號は、此春屋妙葩より初まる。

將軍家、從一位に敍す。御直衣并に綱代始。

十二月御着陣。并に從一位の拜賀あり。此年鹿苑院を建てらる。永徳三年九月に至りて、自ら紙を書きて懸けらる。

永徳元年正月、右近衛大將の役として參内。

三月行幸。四月家司を補す。七月、内大臣に任ず。大將は元の如し。

大饗行はる。八月、御直衣始。

和歌の御會。十二月御着陣。

同二年正月朔日御參内。小朝拜の役に候す。

此數年河内に於て、南方官軍の輩と、山名氏清合戦す。楠正儀死して、其子正勝、既に山名が爲めに攻破られて、赤坂の城落ちたり。氏清又和田を攻めて、泉州を取破る。此故に楠が一族勢衰へて、僅に千劍破の城一つを守る。紀州の諸軍勢、山名が手に屬する者多し。

將軍家を、左大臣に轉任せらる。右大將は如元。閏正月、御拜賀着陣あり。次いで藏人所別當に補せられ、同三月に、牛車を聽さる。

四月、御圓融院、御位を後小松院に譲り給ふ。前關白良基公二條殿攝政たり。將軍家を以て、院別當となさる。

同三年正月、踏歌節會に、將軍家内辨を務めらる。獎學院・淳和院兩院の別當・氏長者となる。

六月、准三后の宣下。將軍家年廿六。十月行幸あり。

此年相國寺を創められ、僧妙葩春屋を以て、開山とせらる。妙葩之を辭して、其師夢窓國師に譲りて開山となし、第二代に住持して法理を傳へ、斯くて妙葩、終に寺の事を、

明應空谷和尚に譲らる。

至徳元年三月に、表を上りて大將を辭す。

同二年八月、春日御參詣。此秋、細川頼之入道常久道號、四國にありて政道を行ふ。

其間に、僧中津海を招き下し、阿波國に寶冠寺を建て、開山とす。今冬、將軍家、頼

之入道常久に仰せて、中津和尚を召上せ、京都に歸らしめ、等持寺に居ゑらる。

同三年七月に、公帖を、僧周信和尚義堂と號すに給はりて、南禪寺の座の位を、五山の上

とす。

八月に、天龍寺の座の位を以て、五山の第一として、公帖を、僧周佐に給はる。周佐を德叟和尚と號す。

嘉慶元年正月に、天子御元服あり。將軍家を以て、理髮の役を承らしむ。是れ漢朝

の霍公が、昭帝の幼を輔け參らせし故事に准へらる。

同二年五月、左大臣を辭す。此年山名氏清と楠正勝と、平尾にして合戦す。

將軍家、紀州和歌の浦に遊び、又駿河の富士を御覽あり。

康應元年九月、高野に御參詣あり。

明徳元年、山名宮内少輔時熙山名氏清が甥の子なり、同右馬頭氏幸、武命に反く。將軍家、即ち山

名陸奥守氏清同播磨守滿幸氏清が甥にして、又甥を、討手に差向けらる。山名が一族十

一ヶ國を領知す。世の人之を六分一殿六十六ヶ國の六分一〔脱字ア〕、氏清滿幸、即ち但馬

國に下向して討たんとするに、時熙、氏幸逃遁る。

細川武藏守頼之入道常久は、四國より中國に移り、備中國を退治して、同二年に上

洛す。將軍家、大館氏信を遣して、常久に告げて、天下政道の事、偏に汝に任ずると

あり。常久が子右京大夫頼元を以て、斯波義將に代へて管領とす。或人曰、此時常久又管領となるといへり。頼元、實には常久が弟なり。養子にすとなり。

山名時熙、同氏幸、密に上洛して、清水に居りて、野心なき由歎き申す。

十月、山名陸奥守氏清申されける。此頃宇治邊の紅葉盛なり。出御ありて御覽ある

べきかと。將軍家日を定めて、同十一日にと仰出さる。其次に、時熙、氏幸をも陸

奥守氏清に相談して、許さるべしと思召さる。將軍家、御遊覽の御もてなし申奉ら

んと喜び、氏清、即ち和泉より淀邊迄罷上る。十日の夜、山名播磨守満幸淀に行きて、密に氏清に語りけるは、宮内少輔時熙、右馬頭氏幸御赦免の事を歎き申さん爲め、上洛して清水邊にある由。明日將軍家、直に御免あるべきと聞ゆ。去年討手になりて下向せし時、彼等若し歎くに付けて、御免あるべくば、我等如何にも教訓を加へ上洛せしむべし。若し又如何なる事ありとも、御免あるまじきならば、一日も早く罷向つて、退治せしむべしと申し上げしに、たとひ如何なる事ありて歎き申すとも、御許あるべからずとの仰によりて、退治せし所に、彼等如何に歎き申すとも、御許あるべき事にあらず。たとひ御免ありとも、我等に一言の御断は、あるべき事ぞかし。夫に早や彼等御免を蒙る事、我等を數の外にして、世になきものに思召さるゝ事こそ安からね。宇治にて仰出さるゝならば、否とは申さるべからず。只俄に心地煩ひ出したる由を、家人を以て申入れ、明日の御遊をば止め奉るべしと大に憤り、俄に風氣の仔細ありて、參する事叶はずと言上す。御供の人々仰天して、是非なき次第なり。亭主の參らざる上はとて、將軍家、宇治迄遙々おはしましけるを、いと

ど無興にて京都に還御あり。

播磨守満幸、既に四ヶ國の守護として、權勢一門に輝きけり。出雲國横田庄は、仙洞の御領なるを近年押領して、御氣色に背き、出雲守護職を御改易せられ在京せしも、所用なしとて、丹波に下し遣さる。満幸面目を失ひ、遺恨を挟み、和泉に至りて、陸奥守氏清に勧めて謀叛す。氏清之に従ひ、軍勢を調へて、京都に攻上るべし。合戦は十二月廿七日と定め、相圖を約束して、満幸、丹波に歸る。

宮内少輔時熙、右馬頭氏幸、其罪を許されて、本領相違なく安堵す。

満幸、氏清、野心ある由聞えしかば、彼等御退治の内談あり。陸奥守氏清、暫時の謀として京都に上り、先日病氣故に緩急申せし由、歎き申すに付けて、虚病を構へたるにあらず、又野心を存せずと、起請文を書きて進上し、罪を遁れ、御許されを蒙りて歸る。將軍家此上はとて、京都は御油断あり。

十二月十九日、丹後國古山十郎満藤が代官、早馬を立て、山名播磨守満幸謀叛の由を申す。河内國守護代遊佐河内守註進して、山名陸奥守氏清、謀叛の由を申す。

廿三日、山名中務大輔氏冬、京都を落ちて、八幡を指して馳せ行く。此故に京中大に騒動して、資財雜具を持運び、諸人周章さまよふ。

廿四日、紀伊國の守護山名修理大夫義理よしまさ氏清はらは、一家の棟梁なれば、毎年穩便の沙汰をも致し、氏清満幸等が逆心をも諫むべき所に、同じく與する事然るべからざる旨、將軍家より御書を遣し給へども、義理従はず。

廿五日、將軍家、古山十郎滿藤が亭に入御あり。細川武藏守頼之入道常久舍弟右京大夫頼元・畠山右衛門佐基國・今川上總介泰範・一色刑部大夫詮範・斯波治部大輔義重・大内介義弘・佐々木治部少輔高明・赤松上總介義則等を召して、軍評定あり。

廿六日、將軍家、即ち一色刑部大夫詮範が中御門堀川の宿所に入御あり。軍兵を手分して、諸方を守らしむ。此日將軍家、御着背長を召されず、御烏帽子に長絹の直垂に、太刀を帶き給ふ。是れ家人を御退治ある故なり。

廿九日、山名陸奥守氏清は、淀の邊に陣を取り、播磨守滿幸は、谷堂に陣を取る。晦日に、氏清が先陣山名上總介義數・小林修理亮、既に大宮に押寄せたり。大内介義弘、

手を碎きて戦ひつゝ、上總介修理亮を討取る。

播磨守滿幸は、内野に詰め寄せけるを、細川武藏守入道常久・畠山右衛門佐基國、手痛く防ぎ戦ふに、滿幸打負けて敗北す。

山名氏清、軍勢を進めて、京都に亂れ入りつゝ、大内介義弘・赤松上總介義則・山名宮内少輔時熙等と、大に攻戦ふ。氏清勝に乗つて、勇み進む。此時將軍家御旗を進め、

一色刑部大夫詮範・斯波治部大輔義重を先陣として、加勢を以て戦はしむ。山名氏清、終に一色詮範・同子息滿範父子が爲めに討たれたり。氏清其時四十八歳。其手の一族郎從、

或は討死し、或は警切つて遁世し、命を助かりけるもあり。其中に、播磨守滿幸は、軍敗北せしより、丹波に落下り、木津・細懸の城に楯籠りて、打手を待つべしと評定しけれども、地下人等心替して、謀叛人を討取るべしなど支度あり。夫より伯耆の國に下り、出家入道して、行方知らず失せにけり。

同三年正月四日、山名が領知を分けて、今度の軍功の賞に與へ下さる。畠山基國山城、細川頼元丹、一色滿範丹、赤松義則美、大内義弘和泉、佐々木高明出雲、山名時熙但馬、同氏幸

山名氏清
討たる

賴之卒す

伯若狹國今富庄を、一色詮範に賜ふ。二月、大内左京權大夫義弘を以て、紀伊國の山名修理大夫義理を討たしめらる。赤松上總介義則、搦手に向はる。修理亮義理は、舍弟草山駿河守を、土丸の城に籠めて防がせらるゝに、叶はずして、皆藤代の城に集る。義理力を失ひ、一族郎從六十三人、舟に乗りて由良の湊に上り、興國寺の心智上人に逢ひて出家して、皆ちりくになりたり。山名氏冬は降參す。前管領武藏守細川賴之入道常久卒す。年六十四。永泰院と號す。嵯峨に葬禮す。將軍家甚だ痛み歎き、葬送の爲め嵯峨迄御成あり。島山尾張守義深入道。右衛門佐基國が父なり、河内にありて、楠正勝と合戦して、終に千劔破の城を攻落す。楠正勝、一族郎從多く亡びて、十津河の邊に落隠れたり。其弟楠正元は、郎從十餘人と、密に京都に上り紛れ居て、將軍家を討ち奉らんと狙ひける所に、顯はれて皆殺されぬ。

四月廿五日、公家、武家并に寺領社領の事を沙汰して、賞罰を糺し改めらる。六月、將軍家、養母の服によりて解官。八月に服を解き給ふ。

南北朝
和陸

相國寺の供養、御齋會に准せらる。梨本青蓮院等の門跡出座あり。公卿殿上人扈從し、御家人供奉行列す。住持明應國師を以て、供養の導師とす。五山十刹の僧、皆出仕す。

閏十月、大内義弘謀を運らし、南帝に和睦の議を調へて、三種の神器を、京都に送り返し奉る。十二月、將軍家を、右大臣に返し任せらる。

朝鮮國王の使者來りて、日本と其國相近し。隣國の好を親しくせんことを申す。將軍家、之を許して、僧中津海絶に仰せて、書を作りて返答あり。

山名氏清等、當家に勳功を致せしかども、一旦恨を含みて野心を起し、京都にして討死す。徒に亡郷の鬼となり、吟なげひ悲しむらんとて、内野に於て、萬部の法華會を設け、彼亡魂等を弔ひ給ふ。

同四年正月、將軍家、左大臣還任の拜賀あり。

四月、後圓融院崩御あり。泉涌寺に葬し奉る。公卿臣下、皆供奉する事例の如し。將軍家も、之を送り奉らる。

夏中、僧中津を召して、花御所にして、毎日に楞嚴經を講せしむ。

八日、兵仗の宣下あり。同十五日、八幡宮放生會に御參あり。九月、左大臣を辭す。

此月、太神宮に參詣。斯波義將を以て、再び管領職に任せらる。細川頼元に代へて、政務を行はしむ。

應永元年九月に、日吉參詣あり。

相國寺炎上す。將軍家自ら鹿苑院に至りて、火を防がしめらる。僧中津は、等持寺より馳せ來りて拜謁す。十一月、再び相國寺を建てらる。

十二月、征夷大將軍を辭して、嫡子義持に譲らる。次いで太政大臣に任せられ、兵仗の宣下あり。世にいひ傳へしは、義滿、既に太政大臣に任せられん事を望み申されしに、御許なかりければ、義滿憤り、公家の領知を悉く抑止めんとすと、評定ありとも聞え、或は曰く、義滿自ら國王となり、細川を以て攝家となし、畠山等を以て清花となし、禁中を滅却すべしと企てらる、由、風聞ありしかば、禁中大に驚き恐れ、太政大臣を救許ありしとかや。

同二年正月、相國に任せられし拜賀あり。白馬の節會、相國即ち内辨を務めらる。

二月直衣始。四月行幸あり。六月三日、太政大臣を辭し、同廿日、御筋を落す。時年廿八。

七月、參内あり。九月、東大寺に入りて受戒す。此年、山名播磨守滿幸誅せらる。

同三年九月に、比叡山に上る。其體御幸の式に准ず。山門の講堂供養あり。圓頓戒を受け給ふ。此年鎌倉の圓覺寺の佛舍利佛の牙なりを取上さしめらる。鎌倉の管領氏滿、之を押止むる事能はず。今川貞世入道了俊、九州の探題を辭して京都に歸る。

同四年四月、北山新造の別業に、御移徙あり。其壯觀奇麗なる事いふ計りなし。金を鏤め玉を連ねて、善盡し美盡せり。即ち鹿苑寺是なり。世に金閣寺と號す。斯くて室町の亭花の御所をば、義持に譲り渡され、萬事の政道を任せ置かると雖も、猶諸事共に北山殿に申して後に、極め行はる。

春日に御參詣あり。晴の儀として、御供の上下、花を飾り錦をいとど綵る。

八月、遣唐使を立てらる。此年、小貳菊地千葉大村等、筑紫にして謀叛を起し、軍兵を集めて楯籠る。大内介義弘に仰せて、退治せしめらる。

金閣寺造

同五年三月、二條關白師嗣公の子息權大納言道忠卿、即ち前將軍義滿公の滿の字を受けて、名を滿基と改めらる。師嗣公は、良基公の御息なり。良基公と義滿公と入魂し給ふ故に、斯くの如し。是より以後、二條殿、代々將軍家と親みありて、諱の字を受けて家例とす。

六月、鹿苑寺に、三重の寶塔を立て、供養あり。

八月、朝鮮國の使者朴敦之、來り謁す。大内介義弘、之を接待す。前將軍より、書を義弘に給はりて、朝鮮に歸らしめらる。

十一月、鎌倉の管領左馬頭氏滿卒す。永安寺と號す。子息滿兼其職を嗣ぐ。

畠山基國を以て、京都の管領職に補す。是より以後、斯波細川・畠山、互に相代りて管領となる。世に之を三管領といふ。又山名・一色・京極・赤松、之を四職といふ。

同六年九月、相國寺七重の大塔供養あり。塔の高三百六十尺。

十月、大内左京權大夫義弘入道有繫、逆心を挟み、關東鎌倉の管職滿兼に内通し、密に筑紫中國の軍勢を招き集めて、和泉の堺に着く。前將軍、即ち使者を遣して、義弘

を召さるゝに參らず。重ねて僧中津絶海を遣して、仰せ宥めらるゝに、終に從はず。

十一月、前將軍自ら諸軍を調へて東寺に至り、猶進みて八幡に陣取り、管領畠山基國・前管領斯波義將・細川頼元等を以て、泉州に赴かしむ。大内義弘即ち城を構へ、矢倉井樓を築きて防ぐ。土岐宮内少輔詮直は、義弘に一味して、美濃國長森城に籠る。前將軍家、即ち土岐美濃守頼益を以て、之を攻めしむ。山名清氏が子某、又謀叛して、丹波に旗を揚ぐ。京極五郎左衛門も亦、逆心を近江に起して楯籠る。各兵を遣して、之を攻めしむ。

十二月廿一日、寄手の諸軍、一同に攻寄せて、泉州堺の城に火をかけた。大將義弘自ら戰ふ。長刀を水車に廻し、向ふ敵を薙伏せ切倒し、畠山基國の陣に駆入りて、四角八方に切巡る。基國が子尾張守滿家と相戰ふに、義弘終に討たれぬ。義弘が子大内新介降參す。是日泉堺の人家、一萬餘間焼亡ぶ。

同七年三月、足利直冬卒す。初め義詮將軍の御時、屢、軍兵を語らひて、中國を侵して攻隨ふる事ありと雖も、義滿公御治世の始めつ方、降參せしかば、石見國に、微な

大内義弘
戰死

る小地を與へて置かれしとかや。

同八年二月、内裏炎上す。主上北山殿に遷幸あり。

五月に、日吉大宮の社に入講あり。北山殿及び室町御所持義、同じく參詣あり。青蓮院の門跡并に公卿殿上人、來り會す。

北山殿より、御書を大明皇帝に寄せ、黄金千兩、其外本朝に作り出せる色々の器物を送らる。御書の文章は、參議菅原朝臣秀長、之を草す。前宮内卿藤原行俊、之を清書す。

同九年二月に、大明の建文帝より、書を本朝に寄せらる。其書に、日本國王源道義と書きたり。道義は義滿公の法名なり。

八月、兵庫に遊び給ふ。同九月、北山殿にして、大明よりの使僧道彝一如の二師に對面あり。蜀江の錦竝に綾を奉る。又其外に大統曆を渡せり。此日洛中路次警固ありき。

同十年十一月、大明の成祖、日本に書を送りて、其天子の位に即きたる事を告知ら

す。次の年五月に、大明より使者あり、北山殿にして對面。

同十二年、斯波義重を、管領職に任す。

同十五年三月四日、前將軍の愛子義嗣義持の舍弟、敍爵あり。同八日、北山殿に行幸。關白

以下公卿殿上人供奉せらる。前將軍は法服を着し、念珠を持ち、義嗣の手を引きて、

四足の門の邊に、御迎に出で給ふ。其響應あるじまきけ、誠に美を盡し、管絃の御遊あり。此日

義持は參らせられず。同廿三日、和歌の御會あり。花に契萬年といふ題を以て御

製あり。次に沙門道義、次に源義嗣、次に關白藤原經嗣以下大臣公卿、各詠歌あり。

廿四日、義嗣を左馬頭に任じ、正五位下に敍せらる。

廿八日に、從四位下に敍し、廿九日に、左近衛中將に任す。世の人風聞す。是れ前

將軍入道道義、既に嫡子義持を退けて、舍弟義嗣を世に立てん爲め、行幸を催して

義嗣を主とし、和歌の御會にも列り、其名を揚げて、人のもてはやさん事を思ひ、義

持をば、更に其座に出されず。義嗣に、官加階をも、俄に進め給へりとかや。

四月廿五日、義嗣元服あり。追つて宰相に任じ、從三位に敍せらる。中將は時に十五歲。如元時

義滿薨去

五月六日、前征夷大將軍太政大臣從一位准三宮義滿公、北山の亭にして薨す。年五十一鹿苑院と號す。

天皇愁傷色深く、宸襟を惱まれて、朝議を止めらるゝ事數月なり。敕使來りて弔はる。

同九日に、太上天皇の號を贈られしかども、義持之を辭し申され、人臣として此尊號を蒙らん事、神明佛陀の冥慮も覺束なき由、敕答ありと云々。

十二月、大明の成祖皇帝、此由聞傳へて、書を義持に送りて弔ひ申さる。又祭文を作りて、道義公に謚して、恭獻王と號す。異域本朝の天子、共に哀傷の色を含みて、其志を盡し給ふ事此の如し。

將軍記第七終

將軍記第八

京都將軍記

京都第四代 源義持 治世廿一年

足利義持

源義持公は、義滿公の嫡男。母は從一位藤原慶子、三寶院の坊官安藝法眼が女なり。時聖院と號す。准母は、從一位藤原業子、日野大納言藤原時光卿の娘なり。至徳三年二月十二日誕生あり。

應永元年十二月十七日、元服あり。正五位下に敍し、左近衛中將に任じ、禁色昇殿を許され、征夷大將軍に補任せらる。同廿五日參内あり。時に年九歳。

同二年六月、從四位下に敍し、同三年正月、美作守に兼任し、四月正四位下に敍し、九月參議に任ず。左近衛の中將は元の如し。

京都第四代 源義持

十月、御讀書始。

同四年正月、從三位に敍し、三月、權中納言に任ず。同四月に、義滿公、室町御所を、義持に譲り給ふ。

同五年正月、正三位に敍す。

六年六月御受衣。是れ未だ御飭を落さず。絶海國師の弟子となり、佛心印の法門を見性す。法名は道詮、道號は顯山。

同七年正月、從二位に敍す。同十二月御判始。時に年十五歳。同八年三月、權大納言に任じ、

同九年正月、正二位に敍す。八月御笙始。十一月從一位に敍す。内裏を造る勳賞なり。

同十年三月、石清水御參詣始。同十三年八月、右近衛大將を兼任す。年廿一。

同十四年正月、馬寮御監の宣下。七月に拜賀あり。

同十五年五月、父の服に依りて解官。六月復任し。八月に除服あり。

十一月、諸國庄園の闕所の事を沙汰す。管領斯波左兵衛督義重、判形を加へ、飯尾入道常廉を以て奉行せしむ。

同十六年三月、朝鮮の使者來朝す。

六月、將軍家義持、石清水に參詣あり。砂金・銀劔・神馬を奉納し、拜禮奉幣あり。又太神宮に參詣あり。既にして前管領斯波義將入道道將に仰せて、返書を朝鮮國の執政者に送りて、先君世に即きて、新君嗣立ち、隣國の好相渝らざる事、珍重なる趣、仰遣されたり。此度道將、私に一切經を朝鮮に求む。

七月、將軍家を、内大臣に任せらる。大將は如元。

鎌倉管領左兵衛佐滿兼卒す。勝光院と號す。子息持氏世を嗣ぐ。

十月、將軍家、北山殿より、三條坊門の館に移り給ふ。十一月、石清水に御參籠あり。

一七日の間舞樂あり。此年斯波左兵衛督義淳、其父義重に代りて、管領職に任ず。

同十四年四月、高野山に御參詣あり。

關白藤原滿基公二條殿の御息基教、其名を持基と改めらる。先例に依りて、將軍家の御諱義持の持の字を贈り奉らる。

六月、石清水御參籠、御神樂あり。畠山尾張守滿家、尾張守義深には孫なり、右衛門督基國が子なり、管領に任ず。

十一月、將軍家、八幡宮に社參あり。公卿殿上人、供奉せらる。

同十八年九月、飛驒國司參議藤原尹たよつね、武命に背き逆心を企て、軍勢を集めて、飛州小島の城に楯籠る。將軍家、即ち源高員を以て、討手に向へらる。城に火をかけて燒落す。

十一月拜賀あり。此年將軍家、僧仁清庵が室に音づれ給ふ。赤松越後守御供にあり。時に僧宗純一休と號す、初めて御前に謁す。

同十九年五月、將軍家、大將を辭して、院執事となる。八月に、兵仗の宣下、放生會御參詣。

十月、淳和、辨學兩院別當、并に源氏長者に補す。十一月、院司の拜賀あり。細川右京大夫滿元、管領となる。頼元が子なり。

同廿年六月、八幡宮參詣。公卿殿上人供奉せらる。諸大名は供奉なし。

同廿二年七月に、日吉御參詣。八月、奈良に御參詣。御臺所同じく參詣あり。廣橋大納言兼宣、裏松頭左中辨義資、飛鳥井中將雅清、勸修寺右中辨經興及び管領等供奉

せらる。猿樂田樂あり。九月に還御あり。又八幡に御參籠。

同廿三年九月、春日御參詣。十月、從二位權大納言源義嗣將軍家の舍弟、髪を剃り給ふ。

鎌倉の執事上杉右衛門佐氏、憲入道禪秀、其主君管領持氏を劫し失うて、持仲時氏の舍弟を取立て、管領とせんとす。持氏と合戦するに敗北して、持氏、駿河に落行き、重ね

て軍勢を催して、鎌倉に攻入りけるに、上杉入道禪秀討たれ、持仲自害す。

同廿五年正月、義嗣卒す。年廿五歳。法名道純、圓修院と號し、又は林光院と稱す。

五月、前大納言源滿詮卒す。義滿公の弟。左大臣を贈す。

同廿六年七月、大明の使者來朝す。九月、將軍家、内大臣を辭退あり。

同廿七年七月、御成敗の條々定めあり。松田入道常昌、之を奉行す。八月、將軍家、嵯峨に遊び、舟に乗りて、直に八幡宮に參詣。

九月、將軍家御不例あり。近習の者卅三人を、伊勢太神宮に詣でしめ、又諸社に奉幣あり。太山府君の祭を行はる。醫師高天を禁獄せられ、俊經朝臣と同じく、讚岐國に流し、陰陽助定棟を捕へて押籠めらる。此等は皆將軍家を呪咀のろひ奉りて、此御

義嗣逝去

不例ありと風聞あるに依りてなり。廣橋大納言兼宣裏松宰相義資・日野宰相有光、勸修寺左中辨經興等、室町殿に赴く。此人々も、同意の由沙汰ありて、故もなきに追籠めらる。

十一月、室町殿に於て、七佛藥師法を行はる。公卿殿上人着座、帶劔。布施を取る時も、猶劔を撤せず。凡そ寺にして佛事の時は、劔を帶せず。御所中にして行はる、佛事には、着座の公卿殿上人、皆帶劔するは、故實なりといふ。

同廿八年、畠山尾張守滿家、再び管領となる。

同廿九年正月、青蓮院、義圓僧正の坊に渡御あり。四月院參あり。猿樂を御覽す。

五月、鹿苑院殿の年忌を、等持寺にして修せられ、御八講あり。關白藤原滿教及び公卿殿上人來會す。又土岐持益が家に渡御あり。還御の道より院參して、夫より日野一位宰相有光の亭に渡御。

九月、後小松上皇、八幡宮に參詣。將軍家、供奉し給ふ。十一月、將軍家八幡宮に參詣。還御の後、妙法院等の諸門跡、關白大臣以下、室町殿に至りて之を賀し、太刀を

獻せらる。晦日、實相院に渡御あり。直に院參し、又俄に近衛殿に入御あり。

十二月、將軍家、廷臣十三人を選びて、各十一題の和歌を詠せしめらる。題毎に一首づつを詠ましむ。勸修寺の宅にして清書せしめ、耕雲をして、之を批點せさせらる。耕雲名は明魏。

寶篋院殿の年忌を、等持寺にして修せられ、御八講あり。公卿着座あり。殿上人參り向ふ。南都北嶺の僧徒出座す。

同卅二年二月、征夷大將軍を、子息義量に譲り、四月に、御飾落し給ふ。

七月、朝鮮國王の使僧來りて、一切經を奉る。前將軍義持、僧周噩公に仰せて、返書を書かしむ。其後又書を遣して、一切經の板はんを求めらる。朝鮮之を惜みて渡さず。周噩は、道號を嚴中といふ。

同卅四年十月、赤松左京大夫滿祐、我家に火をかけて、播磨國の領地に馳せ下る。

將軍家、即ち細川右馬助持元滿元、山名滿熙を遣して、之を討たしめんとす。赤松越後守持貞は、此時に當りて自害す。滿祐は、罪を許されて、十二月、京都に歸りて伺

候す。初め赤松次郎則村入道圓心に三子あり。長子左衛門尉範資次男次郎左衛門尉貞範三男律師則祐。此等皆尊氏公の時に、大に軍功あり。中にも則祐が戦功、勝れて比類なし。尊氏公、攝津・因幡備前播磨美作五ヶ國を以て、兄弟三人に給はる。則祐が嫡子義則、義則が子滿祐、相續いで播磨を領す。貞範が子顯則、顯則が子滿貞、滿貞が子伊豆守貞村、是れ總領脈にて相續ぐ。然るに持貞は、顯則が第七の子なり。庶子なれども、將軍家御寵愛ありける故に、三ヶ國を領知致し、甚だ驕りて、諸大名に無禮緩怠をなし、一族にも、慮外不義を盡しけり。是れ將軍家御寵愛あるに、誇りける故なり。左京大夫滿祐、憤深く、諸大名も惡み疎みて、諸共に心を合せ、一味同心に、將軍家へ訴へ申す。されども裁許なくして日を重ね、訴訟も亦度々に及ぶ。此事の張本は、赤松滿祐なりと風聞し〔三字〕赤松越前守持貞も、遺恨しける程に、滿祐恨みて、家に火をかけて國に馳せ下る。諸大名一同に、滿祐が方人して、持貞が無禮不義を訴しければ、將軍家力及ばず、持貞自害して、滿祐免されたり。

正長元年正月十八日、前征夷大將軍、從一位內大臣源義持公薨す。年四十三。勝定院と號す。

義持薨去

同廿二日に、太政大臣を贈らる。

京都第五代 源義量

足利義量

源義量は、義持公の子。母は從一位藤原榮子、烏丸權大納言從一位藤原資康の娘。應永十四年、義量を誕生す。

同廿四年十二月朔日、義量元服。年十。加冠は御父義持公なり。同日、正五位下に敍し、右近衛中將に任じ、禁色を許されて宣下あり。同十三日、昇殿許され、今日初めて參内院參。同日讀書始。

同卅年三月、征夷大將軍に任じ、次の年正月、從四位下に敍す。十月に宰相に任ず。同卅二年正月、正四位下に敍す。

二月廿七日、征夷大將軍兼右近衛中將正四位下源義量薨す。年十九。長徳院と號す。法名は道基、道號は鞏山。

康正三年二月、左大臣從一位を贈す。

義量征夷大將軍に補せらる

義量薨去

京都第六代 源義教 治世十四年

足利義教

源義教は、義持公の舍弟。母も亦同じ。應永元年六月十三日誕生す。初め青蓮院門跡の室に入りて出家して、義圓と號す。南禪寺僧景南和尚と友とし、別魂するの後、門跡となり、大僧正に任じ、准后の宣旨を被る。同廿六年十一月、天台座主となる。

義持薨去

正長元年正月十七日、管領畠山尾張守滿家、石清水に參詣し、社頭に於て御闡を取り、是れ義圓僧正を還俗せしめ、柳營將軍の唐名の御世嗣とすべきや否やと祈誓する所に、世嗣たるべき御闡あらはれたり。此故に議定一決せし。次の日、前將軍義持薨じ給ふ。

三月十二日、義圓僧正を還俗せしめ、義宣と號す。頓て陣座の宣下あり。從五位下に敘す。小除目行はれて、左馬頭に任ず。年卅五。四月、御判并に評定御乘馬等の始。次いで從四位下に敘せらる。

義教征夷大將軍に補せらる

十月に、壁書を、管領の家に懸けられて曰く、訴訟の人遣奉書之後、不過十ヶ日、同出可陳仔細。過此日限者、不可及沙汰といへり。又縦ひ如何なる訴訟對決の沙汰等、凡て權門勢家の吹擧を禁制せらる。斯波左兵衛督義淳、再び管領に任ず。

永享元年三月九日、元服。加冠は畠山尾張守持國なり。又禁色の宣下あり。同十五日、參議兼左近衛中將に任じ、征夷大將軍に補せられ、名を義教と改む。同廿三日、參内院參あり。廿九日、權大納言に任じ、從三位に敘す。

四月、公家様の御判始。八月、石清水參詣。右近衛大將を兼ず。御館出仕の輩、并に奉行人の作法を定め、又諸國關所の沙汰をなさる。

筑紫より、四人の富祐の者を京都に移して、屋敷を與へて居らしむ。奥野直次も其一人なり。是れ京都を贍にぎはさんが爲めなり。

九月、將軍家日吉參詣。又春日の社參。十二月、從二位に敘す。尋いで御受衣あり。絶海國師の拜塔。法名道興、道號を慈

山といふ。但し剃髪せず。

同二年正月、馬寮御監。同二月、訴人の文書皆目錄に載せて、奉行人判形を加へ、日限の次第を以て、對決に出すべきなりと云々。

七月御拜賀。十月、從一位に敘す。拜賀あり。十一月御直衣始。

同三年二月、太神宮に御參詣。同四月、重ねて御受衣。夢窓國師の拜塔。法名道興を改めて、道惠と號し、道號慈山を改めて、光山と號す。高野に參詣あり。十二月、室町の亭に移徙。

同四年三月、小笠原右馬頭政康を以て、御弓の師範とせらる。六月、兼てより宣旨ありて、大臣に任せらるべき由、即ち御參内あり。七月、内大臣に任せらる。大將如元。大饗行はる。

八月、公家様の御判始。御直衣始。左大臣に轉任す。

九月十日、將軍家、駿河の富士御覽の爲めに、京都を立ち給ふ。十七日、駿州藤枝鬼岩寺に着き給ふ。國太守今川上總介範政歌人迎へ奉る。十八日、高亭に登りて、富士山

御覽あり。御詠歌を、範政に贈り給ふ。範政返歌を奉る。飛鳥井權中納言雅世卿三條宰相實雅、常光院法印堯孝、其外細川下野守持春、同右馬頭持賢、山名時熙、入道蘭真居士、同中務大輔熙貴、一色左京大夫持信等供奉す。各和歌を詠す。將軍家、清見が關に御遊覽ありて御詠あり。還御の路次、遠江國に至り、潮見坂にして御詠歌あり。十二月、任大臣の拜賀、打續き殿上并に院別當に補せらる。又淳和、拜學兩院別當、源氏の長者に補任せられ、牛車を聽さる。

此年、細川滿元が子息右馬頭持之、持元が舍弟管領に任す。朝鮮人來朝す。將軍家、書を大明に送る。儒得岩之を書く。得岩、道號は惟肖といふ。

同五年正月、後花園帝御元服。將軍家理髮、二條の攝政藤原持基公加冠。同三月、和歌御會始。同四月廿一日、將軍家御直筆應神天皇の繪縁起詞三卷、神功皇后二卷を、河内國譽田八幡宮に寄進あり。

六月、大明の宣宗皇帝より、日本に寄せらるる書に、日本國王源義教と云々。七月、御筮始。

八月、表を奉りて、大將を辭せらる。

同六年五月、唐船來朝す。同七年八月、日吉神輿御動座あり。軍兵を遣して防がしむ。

同八年六月、遣唐使歸朝す。八月、將軍家、相國寺に入り給ふ。僧周鳳瑞溪と號す謁見す。

即ち周鳳を以て、景德寺の住持とし、公帖を賜ふ。翌年、等持寺に移り住す。

同九年三月、八幡宮御參詣。十月廿六日行幸あり。供奉大臣公卿以下、金を鏤め花

を飾る。將軍家に兵仗の宣下あり。

同十年八月、放生會御參詣。九月、左大臣を辭す。初め義量、世を早うし給ふ。然

るに義持公に世繼の子息なし。鎌倉の管領持氏を猶子として、御遺跡を譲らるべき

かとあらましありて、其事未だ定まらずして、義持薨じ給へり。

義教既に世を繼ぎ給ふに及びて、持氏怨を含み、京都を反く心あり。是より先に、

基氏尊氏の薨逝の後に、氏滿・滿兼・持氏、皆京都に上りて、元服の父おやとすべき者なし。

古八幡太郎義家の佳例に任すべしとて、鶴岡の八幡に赴き、賢王丸を御寶前にして、

冠禮を行ひて、義久と名づく。執事上杉安房守憲實、此事京都將軍家に聞えなば、

持氏、義教に反く

御行末宜しかるべからず。只京にて、先例に任せ御元服あれかしと、屢々諫むれども聽かず。持氏はより憲實を惡み疎まる。憲實、鎌倉の山内を立退きて、上野の白井といふ所に移り居て、使を京都に遣して、將軍家に此由を訴へ申す。是に依つて將軍家奏聞を遂げ、綸旨を給はり、御教書を添へて諸國に遣し、鎌倉退治の爲め、軍勢を催さる。

義教、持氏を攻む

持氏、義久自殺

同十一年正月、小笠原信濃守政康今川上總介範忠範政の子武田太郎信重朝倉小太郎教景等に、諸國の軍勢を差添へて、關東に發向せしめ、鎌倉を攻めさせらる。上杉安房守憲實、將軍家に一味して、軍勢を率して馳せ加はる。東國の兵、皆持氏を反く。二月十日、持氏戰敗れて、永安寺に入りて自害す。持氏の子息義久は、報國寺にして自害あり。鎌倉は、兵火の爲に焼亡ぶ。義久の舎弟春王安王は、下野國日光山に落ち隠れしを、小笠原政康等、軍兵を進めて之を追討たんとす。結城七郎氏朝は、重代の主君なれば、迎へ取りて城中に入れ參らせ、要害を構へて防ぎ戦ふ。政康憲實等鎌倉の軍勢、悉く結城の城を圍みて、日夜之を攻む。

此度僧周鳳を使節として、鎌倉に下向せしむ。七月、朝鮮の使者高得宗尹仁甫來朝す。

同十二年十月、近衛左大臣房嗣公の子息教基元服あり。將軍家加冠して、諱の字を奉らる。

十一月、八幡宮に參詣。

此年結城の戰場にして、城中と寄手と、合戦休む時なし。爰に東の下野守益之入道素明は、家世に和歌の道を嗜み、應永の頃ほひに、飛鳥井雅世卿今川入道了俊常光院堯仁及び堯孝僧正徹善説等と相交はり、皆和歌を以て、世に名を顯せり。然るに益之が子常縁も、下野守に任せられ、同じく歌道を傳へしが、鎌倉に心を通はす由風聞ありて、益之を、周防國に流されしとかや。

嘉吉元年三月、八幡宮參詣。

四月、寄手の諸軍、急に結城の城を攻む。城中に返忠の者ありて、城に火をかけしかば、防ぐ兵共十方に惑ひて落失せたりければ、終に攻落され、氏朝及び子息持朝

戦ひ死す。凡そ討たる者一萬餘人なり。春王安王は生捕られ、政康及び長尾因幡守、之を護りて上洛せしを、將軍家より御使の旨あり。美濃の國垂井の道場にして、二人乍ら殺さしむ。持氏の季子安王の弟永壽王は、信濃に落行きけるを、上杉氏朝が末子成朝、常陸に落行く。其後永壽王元服して、成氏と號す。關東の諸軍士又之を迎へて、鎌倉の主となす。天氣を伺ひて、左兵衛督に任じ、四位に敍せられ、終に鎌倉の公方と仰ぎけり。後に、上杉右京憲忠を誅せられしに依りて、上杉が一族の爲めに追はれて、西御門を出でて古河に引籠る。是より上杉家關東の管領となりぬ。

六月、將軍家、既に赤松滿祐が所領備前・播磨・美作を分つて、赤松伊豆守貞村を封せんとす。是れ實には、其領地を削り分ちて、滿祐が威勢を耗さん爲なり。滿祐が子教祐此由を聞きて、潛に父に語る。滿祐深く恨みて野心を起し、謀を運らし、將軍家を我館へ成し奉り、御遊あるべき由望み申す。廿四日、將軍家、彼館に入御あり。猿樂を御覽せらる。斯くて酒宴始まり、數獻に及ぶ時、滿祐が既の馬を放ちければ、數多の馬共喰合ひ躡合ひ、騒がしき事いふ計なし。之を静めんとて、門をさしける所に、隠し置きたる兵共起り出づる。滿祐、頓て後の屏風の影より出でて、將軍義